資料２

山形市地域防災計画修正
新旧対照表

令和８年８月７日
山形市防災会議

修正案	現計画
第１節　計画の方針	第１節　計画の方針
第１　計画の目的 　この計画は、山形市と指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「防災関係機関」）が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	第１　計画の目的 　この計画は、市と防災関係機関が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
第２　計画の性格 １　（略） ２　この計画の作成及び見直しに当たっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備えることを基本とする。 ３　（略）	第２　計画の性格 １　（略） ２　この計画の作成及び見直しにあたっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備えることを基本とする。 ３　（略）

修正案	現計画
第２節　計画の運用	第２節　計画の運用
第１　計画の運用 山形市及び防災関係機関は、平素より計画の習熟に努め、計画の目的に沿って、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図り、計画の運用に万全を期すとともに、災害時において市、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとることができるよう、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するよう努めるものとする。	第１　計画の運用 市及び防災関係機関は、平素より計画の習熟に努め、計画の目的が達成されるよう、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図り、計画の運用に万全を期すとともに、災害時において市、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとることができるよう、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するよう努めるものとする。
第２　計画の修正 山形市及び防災関係機関は、常に防災に関する所掌事務の実態を把握し、計画について検討を加え、必要があると認めるときは、山形市防災会議に諮って計画の修正を図るものとする。 修正を必要とする事項については、適宜山形市総務部防災対策課に報告するものとする。 なお、緊急を要する事項については、この限りでない。	第２　計画の修正 市及び防災関係機関は、常に防災に関する所掌事務の実態を把握し、計画について検討を加え、必要があると認めるときは、山形市防災会議に諮って計画の修正を図るものとする。 修正を必要とする事項については、毎年５月末日までに山形市総務部防災対策課に報告するものとする。 なお、緊急を要する事項については、この限りでない。

修正案

第３節　山形市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱

第１　実施責任

１～３　（略）

４　住　民

山形市の住民は、それぞれの立場において、自ら進んで防災に寄与するように努めるものとする。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１～３　（略）

４　指定公共機関

機　　関　　名	事務又は業務
(1)　日本郵便株式会社山形南郵便局	（略）
(2)　（略）	（略）
(3)　ＮＴＴ東日本株式会社山形支店	（略）
(4)　（略）	（略）
(5)　（略）	（略）
(6)　（略）	（略）
(7)　（略）	（略）
(8)　（略）	（略）

現計画

第３節　市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱

第１　実施責任

１～３　（略）

４　住　民

山形市の住民は、それぞれの立場において、自らすすんで防災に寄与するように努めるものとする。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１～３　（略）

４　指定公共機関

機　　関　　名	事務又は業務
(1)　郵便事業株式会社山形南支店	（略）
(2)　（略）	（略）
(3)　東日本電信電話株式会社山形支店	（略）
(4)　（略）	（略）
(5)　（略）	（略）
(6)　（略）	（略）
(7)　（略）	（略）
(8)　（略）	（略）

修正案

5　指定地方公共機関

機　　関　　名	事務又は業務
(1)　（略） (2)　（略） (3)　株式会社テレビユー山形 (4)　株式会社エフエム山形 (5)　（略）	（略）
(6)　（略） (7)　（略）	（略）
(8)　（略）	（略）
(9)　一般社団法人山形市医師会	（略）

6　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機　　関　　名	事務又は業務
(1)　（略）	（略）
(2)　（略）	（略）
(3)　（略）	（略）
(4)　町内会・自治組織	ア　地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給及び防犯等に関する協力 イ　市が実施する応急対策についての協力
(5)　（略）	（略）

現計画

5　指定地方公共機関

機　　関　　名	事務又は業務
(1)　（略） (2)　（略） (3)　株式会社テレビユー山形株式会社 (4)　エフエム山形株式会社 (5)　株式会社さくらんぼテレビジョン	（略）
(6)　（略） (7)　（略）	（略）
(8)　（略）	（略）
(9)　山形市医師会	（略）

6　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機　　関　　名	事務又は業務
(1)　（略）	（略）
(2)　（略）	（略）
(3)　（略）	（略）
(4)　町内会・自治組織	ア　地域における住民の避難誘導、被災者の救護、伝染病予防物資の配給及び防犯等に関する協力 イ　市が実施する応急対策についての協力
(5)　（略）	（略）

修正案

第４節　山形市の概況

第１　（略）

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　人　口

(1)　人口の推移

年　次	世帯数（世帯）	人　口（人）		
		総数	男	女
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（総務省「令和２年国勢調査」）

(2)　年齢別人口

ア　実数　（人）

区分	調査年						
	平成７	平成10	平成12	平成17	平成22	平成27	令和２
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（総務省「令和２年国勢調査」）

イ　構成比　（%）

区分	調査年						
	平成７	平成10	平成12	平成17	平成22	平成27	令和２
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（総務省「令和２年国勢調査」）

現計画

第４節　山形市の概況

第１　（略）

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　人　口

(1)　人口の推移

（国勢調査による）企画調整課

年　次	世帯数	人　口（単位人）		
		総　数	男	女
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(2)　年齢別人口

（国勢調査による）企画調整課

区分	実数（人）				構成比（%）			
	平成７	平成10	平成12	平成17	平成７	平成10	平成12	平成17
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

区分	実数（人）				構成比（%）			
	平成22	平成27	令和２		平成22	平成27	令和２	
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	

修正案

第４節　山形市の概況

第１　（略）

１～４　（略）

５　気　候

山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し裏日本気候域雪国気候区に分類される。この中に　　あって、本市の気候は、奥羽、越後の両山系に囲まれ海洋から完全に遮断されているため、際立った内陸型気候の特徴を持っている。すなわち、夏と冬、昼と夜の気温較差はかなり大きく、冬期の最低気温が－２０．０℃に達した記録がある反面、昭和８年７月２５日の４０．８°Ｃの気温は、平成１９年まで日本最高気温の記録であった。

また、降水量は一年間１，２００mm前後と県内で最も少なく、降雪も越後山系にさえぎられるため県内の最小降雪地域となっている。風は、地形から年間を通じて南、北から吹くことが多く、風速は概して弱く、冬の季節風もおだやかである。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　人　口

⑴　人口の推移

年　次	世帯数（世帯）	人　　口（人）		
		総数	男	女
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（総務省「令和２年国勢調査」）

現計画

第４節　山形市の概況

第１　（略）

１～４　（略）

５　気　候

山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し裏日本気候域雪国気候区に分類される。この中に　　あって、本市の気候は、奥羽、越後の両山系に囲まれ海洋から完全に遮断されているため、際立った内陸型気候の特徴を持っている。すなわち、夏と冬、昼と夜の気温較差はかなり大きく、冬期の最低気温が－２０．０℃に達した記録がある反面、昭和８年７月２５日の４０．８°Ｃの気温は、平成１９年まで日本最高気温の記録であった。

また、降水量は一年間１，２００mm前後で県内で最も少なく、降雪も越後山系にさえぎられるため県内の最小降雪地域となっている。風は、地形から年間を通じて南、北から吹くことが多く、風速は概して弱く、冬の季節風もおだやかである。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　人　口

⑴　人口の推移

（国勢調査による）企画調整課

年　次	世帯数	人　　口（単位人）		
		総　　数	男	女
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

修正案

⑵　年齢別人口

ア　実数　　（人）

区分	調査年						
	平成７	平成10	平成12	平成17	平成22	平成27	令和２
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（総務省「令和２年国勢調査」）

イ　構成比　　（％）

区分	調査年						
	平成７	平成10	平成12	平成17	平成22	平成27	令和２
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（総務省「令和２年国勢調査」）

⑶　昼・夜間人口

夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口
247,590 人	263,518 人	15,928 人	37,424 人	21,496 人

（総務省「令和２年国勢調査」）

２　都市計画

⑴　都市計画区域

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
15,990ha	4,093ha	11,897ha

（令和６年４月１日現在）

現計画

⑵　年齢別人口

（国勢調査による）企画調整課

区分	実数（人）				構成比（％）			
	平成７	平成10	平成12	平成17	平成７	平成10	平成12	平成17
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

区分	実数（人）				構成比（％）			
	平成22	平成27	令和２		平成22	平成27	令和２	
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	

⑶　昼・夜間人口

（令和２年国勢調査による）（単位人）企画調整課

夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口
247,590	263,518	15,928	37,424	21,496

２　都市計画

⑴　都市計画区域

（令和６年４月１日現在）　まちづくり政策課

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
15,990ha	4,093ha	11,897ha

修正案

⑵　用途地域

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（令和６年４月１日現在）

⑶　防火地域及び準防火地域

区　　分	面積
防火地域	62.6ha
準防火地域	1,119ha

（令和６年４月１日現在）

４　河　川

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（令和６年４月１日現在）

現計画

⑵　用途地域

（令和６年４月１日現在）まちづくり政策課

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

⑶　防火地域又は準防火地域

（令和６年４月１日現在）まちづくり政策課

区　　分	面積　ha
防火地域	62.6
準防火地域	1,119

４　河　川

（令和６年４月１日現在）河川整備課

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

修正案

５　公　園

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（令和６年３月３１日現在）

６　病院及び診療所

区　　分	総数	病院	診療所	歯科診療所
院　　数	400 院	17 院	249 院	134 院
ベッド数	4,965 床	4,876 床	89 床	－

（令和８年４月１日）

現計画

５　公　園

（令和６年３月３１日現在）公園緑地課

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

６　病院及び診療所

（令和３年４月１日現在）　保健総務課

区　　分	総数	病院	診療所	歯科診療所
院　　数	408 院	17 院	252 院	139 院
ベッド数	5,067 床	4,986 床	81 床	－

修正案

７　産業

	区　分	店　　数	従事者数
商業	卸売業※	870 店	8,424 人
	小売業※	1,823 店	14,724 人
	飲食業※２	1,344 店	8,371 人
	合　計	4,037 店	31,519 人
工業	工 場 数	396 か所	
	従事者数	11,058 人	
農業	総農家数	3,232 戸	
	農業に６０日以上従事した世帯員数	3,114 人	

※　　令和３年経済センサス活動調査卸売・小売業産業格付編
※２　令和３年経済センサス活動調査
※３　令和６年経済構造実態調査
※４　２０２０年農林業センサス

現計画

７　産業

ブランド戦略課・産業政策課・農政課

	区　分	店　　数	従事者数
商業（令和３年経済センサス活動調査卸売・小売業産業格付編）（飲食業は令和３年経済センサス活動調査）	卸売業	870 店	8,424 人
	小売業	1,823 店	14,724 人
	飲食業	1,344 店	8,371 人
	合　計	4,037 店	31,519 人
工業（令和４年経済構造実態調査）	工 場 数		395 か所
	従事者数		11,309 人
農業（２０２０年農林業センサス）	総農家数		3,232 戸
	農業に６０日以上従事した世帯員数		3,114 人

※　　令和３年経済センサス活動調査卸売・小売業産業格付編
※２　令和３年経済センサス活動調査
※３　令和６年経済構造実態調査
※４　２０２０年農林業センサス

修正案	現計画
第１節　都市の防災化	第１節　都市の防災化
（略）	（略）
第１　土地利用計画	第１　土地利用計画
土地利用計画は、無秩序な市街地化を防止し、秩序ある都市化を図るもので、この計画の実施により都市災害の防止を進めるものである。	土地利用計画は、無秩序な市街地化を防止し、秩序ある都市化を図るもので、この計画の実施により都市災害の防止をすすめるものである。
１　市街化区域・市街化調整区域	１　市街化区域、市街化調整区域
無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止と、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を目的とし、都市の健全で秩序ある発展を図るために、既に市街地を形成している区域（既形成市街地）とおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として都市計画区域を区分している。	無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止と、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を目的とし、都市の健全で秩序ある発展を図るために、既に市街地を形成している区域（既形成市街地）とおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として都市計画区域を区分している。
本市では全国に先駆け、昭和４５年３月３０日に市街化区域、市街化調整区域を決定し、さらに、その後の社会経済的な変化から随時区域の変更を行い、計画的な市街地化を図っている。今後とも、区域区分の見直しに当たっては、都市の防災性及び安全性について十分考慮し、災害に強いまちづくりを目指すものとする。	本市では全国に先がけ、昭和４５年３月３０日に市街化区域、市街化調整区域を決定し、さらに、その後の社会経済的な変化から随時区域の変更を行い、計画的な市街地化を図っている。今後とも、区域区分の見直しに当たっては、都市の防災性及び安全性について十分考慮し、災害に強いまちづくりを目指すものとする。
２　（略）	２　（略）
３　防火地域・準防火地域	３　防火地域、準防火地域
防火地域及び準防火地域の制度は、火災の危険を防止するために、都市防災上必要と認められる地域を指定するものである。これらの指定地域においては、建築物を耐火構造及び防火構造とするよう制限をしており、土地利用の動向等に伴い、その適切な指定に努めるものとする。	防火地域、準防火地域の制度は、火災の危険を防止するために、都市防災上必要と認められる地域を指定するものである。これらの指定地域においては、建築物を耐火構造及び防火構造とすべき制限をしており、土地利用の動向等に伴い、その適切な指定に努めるものとする。

修正案	現計画
第２　都市施設整備 １　道　路 都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区の構成、良好な生活環境を形成するために必要な空間の確保及び上下水道等の供給処理施設の設置、さらには、災害発生時の防災空間や避難路等として、多面的な機能を有している。 したがって、高速交通体系の進展に対応した広域交通ネットワークの整備、都市間道路等の主要幹線道路網の整備、市内主要幹線道路の整備並びに脆弱な主要道路等の迂回路や補完路の整備等を促進するものとする。 ２　公園・緑地 公園・緑地は、良好な地域環境を形成しながら、市民のいこいの場として生活に潤いを与えており、また、災害時においては、延焼火災の緩衝地帯及び避難場所としても非常に重要な役割を有している。 したがって、山形市は、山形市みどりの基本計画に基づき、位置、規模等について防災上の要件を十分考慮しながら、都市公園と緑地の整備を計画的に推進するものとする。 第３　市街地開発事業 無秩序な市街地の形成により、都市機能や防災性が低下している地区の整備、機能更新及び新市街地における良好な市街地の形成を図るため、民間活力の活用も含めて都市再開発事業、土地区画整理事業等の促進に努めるものとする。	第２　都市施設整備 １　道　路 都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区の構成、良好な生活環境を形成するために必要な空間の確保及び上下水道等の供給処理施設の設置、さらには、災害発生時の防災空間や避難路等として、多面的な機能を有している。 したがって、高速交通体系の進展に対応した広域交通ネットワークの整備、都市間道路等の主要幹線道路網の整備、市内主要幹線道路の整備等を促進するものとする。 ２　公園・緑地 公園・緑地は、良好な地域環境を形成しながら、市民のいこいの場として生活に潤いを与えており、また、災害時においては、延焼火災の緩衝地帯及び避難場所としても非常に重要な役割を有している。 したがって、山形市みどりの基本計画に基づき、位置、規模等について防災上の要件を十分考慮しながら、都市公園と緑地の整備を計画的に促進するものとする。 第３　市街地開発事業 無秩序な市街地の形成により、都市機能や防災性が低下している地区の整備、機能更新及び新市街地における良好な市街地の形成を図るため、民間活用も含めて都市再開発事業、土地区画整理事業等の促進に努めるものとする。

修正案	現計画
第４　（略） 第５　防災業務施設等の整備 災害の未然防止と被害の軽減を図るために、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する施設等について、整備を図っていくものとする。 なお、特に地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成８年度以降の年度を初年度とする５箇年間の計画を作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。 第６　地域特性の活用と整備 １　農業用水路等の活用と整備 本市は、第１章、第４節、［山形市の概況］で述べているとおり、馬見ケ崎川扇状地で大部分が形成され、東西の山岳から多くの河川が流れている。 また、本市の歴史的経過の中で、農業を中心とした営みが行われてきており、現在も多くの農業用水路が存在している。 ついては、災害時における本市の地域の特性のひとつである農業用水路（山形五堰を含む）の活用（火災防御用水及び一般雑用水利用等）を検討するものとする。	第４　（略） 第５　防災業務施設等の整備 災害の未然防止と被害の軽減を図るために、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する施設等について、整備を図っていくものとする。 なお、特に地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成８年度以降の年度を初年度とする５箇年間の計画を作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。 第６　地域特性の活用と整備 １　農業用水路等の活用と整備 本市は、第１章、第４節、［山形市の概況］で述べているとおり、馬見ケ崎川扇状地で大部分が形成され、東西の山岳から多くの河川が流れている。 また、本市の歴史的経過のなかで、農業を中心とした営みが行われてきており、現在も多くの農業用水路が存在している。 ついては、災害時における本市の地域の特性のひとつである農業用水路（５堰を含む）の活用（火災防御用水及び一般雑用水利用等）を模索するとともに、整備を図っていくものとする。

修正案	現計画
第２節　防災訓練	第２節　防災訓練
（略）	（略）
第１　総合防災訓練 あらゆる災害に備えて、災害時における関係機関相互及び住民との協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、国の「総合防災訓練大綱」を参考に、年１回以上、次の訓練内容の中から選択して計画的に実施するものとする。 実施にあたっては、災害発生時を想定した実践的な訓練とする。	第１　総合防災訓練 あらゆる災害に備えて、災害時における関係機関相互及び住民との協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、国で作成した「総合防災訓練大綱」に基づき、年１回以上、次の訓練内容の中から選択して計画的に実施するものとする。 実施にあたっては、災害発生時を想定した実践的な訓練とする。
（略）　（略）	（略）　（略）
第２　（略）	第２　（略）
第３　その他の防災訓練 災害応急対策活動の万全を期すため、防災関係機関等は、単独又は共同して技能の修得を主体とした水防訓練、消防訓練、避難訓練及び通信訓練等を実施し、職員の防災に対する意識の高揚と技術の練磨を図るものとする。	第３　その他の防災訓練 災害応急対策活動の万全を期すため、防災会議の構成機関等は、単独又は共同して技能の修得を主体とした水防訓練、消防訓練、避難訓練及び通信訓練等を実施し、職員の防災に対する意識の高揚と技術の練磨を図るものとする。
１～３　（略）	１～３　（略）
４　通信訓練 災害が発生した場合において、迅速、的確な災害情報の収集及び伝達並びに通信の円滑な確保を図るため、山形市防災行政無線及び山形県防災行政無線によるほか、防災関係機関等の通信施設により通信訓練を実施するものとする。	４　通信訓練 災害が発生した場合において、迅速、的確な災害情報の収集及び伝達並びに通信の円滑な確保を図るため、山形市防災行政無線及び山形県防災行政無線によるほか、防災会議の構成機関等の通信施設により通信訓練を実施するものとする。

修正案	現計画
５　避難訓練 災害時における避難の指示及び避難誘導等の迅速、的確な実施を図るため、関係機関及び住民の参加、協力を得て避難訓練を実施するものとする。 また、学校、病院、工場、事業所及び消防法施行令で定める大規模な小売店舗その他消防法第８条の規定による防火対象物の防火管理者は、それぞれの消防計画に基づき避難訓練を実施し、常に住民の生命、身体及び財産を災害から保護するように努めるものとする。	５　避難訓練 災害時における避難の指示及び避難誘導等の迅速、的確な実施を図るため、関係機関及び住民の参加、協力を得て避難訓練を実施するものとする。 また、学校、病院、工場、事業所及び政令で定める大規模な小売店舗その他消防法第８条の規定による防火対象物の防火管理者は、それぞれの消防計画に基づき避難訓練を実施し、常に住民の生命、身体及び財産を災害から保護するように努めるものとする。
６　市民防災センターの活用 市民防災センターでの体験学習を消防法令に基づく公式な消防訓練として、山形市消防本部が認定する制度を広く周知し、企業等の市民防災センターの活用を促進する。 また、地区の防災訓練や自主防災組織の防災訓練の実施に際し、市民防災センターの活用を促す。	６　市民防災センターの活用 地区防災訓練や自主防災組織防災訓練に対し、より実践的な訓練となるよう助言を行う。

修正案	現計画
第３節　調査研究	第３節　調査研究
災害予防の推進のためには、危険要因を具体的に把握する必要がある。本節は、関係機関の協力を得て調査研究を実施し、地震災害等における総合危険度の判定について定めるものである。	災害予防の推進のためには、危険要因を具体的に把握する必要がある。本節は、関係機関の協力を得て調査研究を実施し、地震災害等における総合危険度を判定しようとする計画である。
第１　調査の方法等 山形市総務部防災対策課、山形市まちづくり政策部建築指導課、山形市都市整備部河川整備課、山形市都市整備部道路維持課及び山形市消防本部等は、山形市内の災害危険要因に関する諸調査について、専門機関に依頼する等により実施するものとする。 調査の結果については、関係機関及び市民へ公表し、防災対策の推進を図るものとする。	第１　調査の方法等 総務部防災対策課、まちづくり政策部建築指導課、都市整備部河川整備課、道路維持課及び消防本部等の各課は、調査に関する年次計画に基づき、本市の災害危険要因に関する諸調査について、専門機関に依頼する等により実施するものとする。 調査の結果については、関係機関及び市民へ公表し、防災対策の推進を図るものとする。
第２　調査項目 調査項目は、東京都おける総合危険度調査を参考とし、次のとおりとする。 １　（略） ２　倒壊危険度調査 ⑴　（略） ⑵　崖崩れ等地形危険度調査 ⑶～⑸　（略） ３～５　（略）	第２　調査項目 調査項目は、東京都おける総合危険度調査を参考とし、次のとおりとする。 １　（略） ２　倒壊危険度調査 ⑴　（略） ⑵　がけ崩れ等地形危険度調査 ⑶～⑸　（略） ３～５　（略）

修正案	現計画
第４節　防災知識の普及	第４節　防災知識の普及
本節は、市民、防災関係機関等の職員及び山形市職員に対し、防災意識の啓発及び防災知識の普及を図るための計画である。 なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リストととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民向けの専門的・体系的な防災訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、山形市全体としての防災意識の向上を図る。	本節は、市民、防災会議の構成機関等の職員及び市職員に対し、防災意識の啓発及び防災知識の普及を図るための計画である。 なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リストととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民向けの専門的・体系的な防災訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図る。
第１　普及・啓発の内容 １～７　（略） ８　防災関係機関等における応急対策の内容 ９・10　（略）	第１　普及の内容 １～７　（略） ８　防災会議の構成機関等における応急対策の内容 ９・10　（略）
第２　普及・啓発の方法 １　印刷物の配布 ⑴　（略） ⑵　防災パンフレット 各種ハザードマップ、「山形盆地断層帯被害想定」、「避難場所地図」、「防災読本」、「自主防災組織の手引き」等のパンフレット、チラシ等を作成し市民及び関係機関に配布して防災知識の普及に努める。	第２　普及の方法 １　印刷物の配布 ⑴　（略） ⑵　防災パンフレット 各種ハザードマップ、「山形市洪水ハザードマップ」、「山形盆地断層帯被害想定」、「避難場所地図」、「防災読本」、「自主防災組織の手引き」等のパンフレット、チラシ等を作成し市民及び関係機関に配布して防災知識の普及に努める。

修正案	現計画
また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。	また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。
２　職員研修等の実施 山形市及び防災関係機関等は、防災活動を円滑に実施するため、所属職員に対し防災関係法令及び実務等に関する講習会、研修会等を実施し、防災上必要な知識の普及及び技能の向上を図るものとする。	２　職員研修等の実施 市及び防災会議の構成機関等は、防災活動を円滑に実施するため、所属職員に対し防災関係法令及び実務等に関する講習会、研修会等を実施し、防災上必要な知識の普及及び技能の向上を図るものとする。
３～５　（略）	３～５　（略）
６　動画等による普及・啓発 防災啓発動画を研修会等で活用するほか、防災関係機関等、学校、公民館等に貸し出して防災知識の普及を図る。	６　ビデオ等による普及 防災ビデオ等を研修会等で活用するほか、防災会議の構成機関等、学校、公民館等に貸し出して防災知識の普及を図る。
７・８　（略）	７・８　（略）

修正案	現計画
第５節　自主防災組織の育成 （略） 第１　自主防災組織の育成・活動の推進 大規模な災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助が有機的に連携し活動することが有効である。 共助については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む環境が必要である。この中核をなす組織が自主防災組織と位置づけ、地域防災力向上のため自主防災組織の育成と活動の推進を図る。 このため、山形市は、「山形市自主防災組織設立マニュアル」及び「山形市自主防災組織活動マニュアル」に基づき、町内会、自治会等を母体とした自主防災組織の組織率向上を図るとともに、自主防災組織の防災計画（以下「自主防防災計画」という。）の策定と見直し、各種訓練、関係団体との連携を推進することにより既存団体の活動の推進を図る。 １　（略） ２　自主防災リーダーの育成 山形市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。 ⑴～⑶　（略） ３　共助備蓄補助制度 山形市は、災害時における自主防災組織の活動を強化するため、自主防災組織による共助備蓄の購入に対し補助金を交付する。（参照：第２章第８節第２共助備蓄の推進）	第５節　自主防災組織の育成 （略） 第１　自主防災組織の育成・活動の推進 大規模な災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助が有機的に連携し活動することが有効である。 共助については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む環境が必要である。この中核をなす組織が自主防災組織と位置づけ、地域防災力向上のため自主防災組織の育成と活動の推進を図る。 このため、市は、「山形市自主防災組織設立マニュアル」及び「山形市自主防災組織活動マニュアル」に基づき、町内会、自治会等を母体とした自主防災組織の組織率向上を図るとともに、自主防災組織の防災計画（以下「自主防防災計画」という。）の策定と見直し、各種訓練、関係団体との連携を推進することにより既存団体の活動の推進を図る。 １　（略） ２　自主防災リーダーの育成 市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。 ⑴～⑶　（略） ３　共助備蓄補助制度 市は、災害時における自主防災組織の活動を強化するため、自主防災組織による共助備蓄の購入に対し補助金を交付する。（参照：第２章第８節第２共助備蓄の推進）

修正案	現計画
４　市民防災センターの活用 山形市は、市民防災センターを活用し、自主防災組織の活動への支援を行うとともに、自主防災組織の設立に向け町内会・自治会、地区住民への防災知識の普及活動等を行う。 ⑴・⑵　（略） 第２　企業（事業所）等における防災の促進 山形市は、危険物、爆発物等を扱っている企業（事業所）並びに病院、政令で定める大規模な小売店舗及び複合用途ビル等公衆の出入りする施設等で、消防法により自衛消防組織の設置と要員の配置及び消防計画の作成が義務付けられている企業（事業所）等について、これら義務付けの徹底を図るものとする。また、事業所等の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。 さらに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。 企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。	４　市民防災センターの活用 市は、市民防災センターを活用し、自主防災組織の活動への支援を行うとともに、自主防災組織の設立に向け町内会・自治会、地区住民への防災知識の普及活動等を行う。 ⑴・⑵　（略） 第２　企業（事業所）等における防災の促進 市は、危険物、爆発物等を扱っている企業（事業所）並びに病院、政令で定める大規模な小売店舗及び複合用途ビル等公衆の出入りする施設等で、消防法により自衛消防組織の設置と要員の配置及び消防計画の作成が義務付けられている企業（事業所）等について、これら義務付けの徹底を図るものとする。また、事業所等の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。 また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。 企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

修正案	現計画
第３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 １　自発的な防災活動の推進 山形市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として山形市防災会議に提案するなど、山形市と連携して防災活動を行う。 ２　（略）	第３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 １　自発的な防災活動の推進 市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として山形市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。 ２　（略）

修正案

第５－１節　集落の孤立予防

本節は、大規模地震、風水害等の発生によるがけ崩れや地すべり、雪崩等により市内山間部集落への道路網が寸断され、孤立のおそれのある集落について、その未然防止及び被害の最小化を図るために必要な予防対策を進めるための計画である。

第１　孤立のおそれのある集落の状況

孤立のおそれのある集落地区数	孤立のおそれのある集落数	孤立のおそれのある集落戸数	孤立のおそれのある集落の人口（A）	山形市の人口（B）	孤立のおそれのある集落の人口割合（A/B）
8 地区	43 集落	2,063 戸	5,709 人	247,590 人	2.31%

（総務省「令和２年国勢調査」）

第２・第３　（略）

現計画

第５－１節　集落の孤立予防

本節は、大規模地震、風水害等の発生によるがけ崩れや地すべり、雪崩等により市内山間部集落への道路網が寸断され、孤立のおそれのある集落について、その未然防止及び被害の最小化を図るために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第１　孤立のおそれのある集落の状況

（令和２年国勢調査による）

集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口（A）	市の人口（B）	集落人口割合（A/B）
8 地区	43 集落	2,063 戸	5,709 人	247,590 人	2.31%

※集落とは、孤立のおそれのある集落をいう。

第２・第３　（略）

修正案

第５－１節　集落の孤立予防

本節は、大規模地震、風水害等の発生によるがけ崩れや地すべり、雪崩等により市内山間部集落への道路網が寸断され、孤立のおそれのある集落について、その未然防止及び被害の最小化を図るために必要な予防対策を進めるための計画である。

第１　孤立のおそれのある集落の状況

孤立のおそれのある集落地区数	孤立のおそれのある集落数	孤立のおそれのある集落戸数	孤立のおそれのある集落の人口（A）	山形市の人口（B）	孤立のおそれのある集落の人口割合（A/B）
8 地区	43 集落	2,063 戸	5,709 人	247,590 人	2.31%

（総務省「令和２年国勢調査」）

第２　基礎的な情報の把握・共有

県と協力し、孤立するおそれのある集落における各種情報（通信手段、避難所、備蓄状況など）をデータベース化して、防災関係機関等と情報共有化を図るものとする。

第３　予防対策

１　災害に強い道路網の整備

⑴　主要道路優先の対策の推進

⑵　（略）

⑶　集落の住民による道路に面した工作物、立木等の道路封鎖排除

現計画

第５－１節　集落の孤立予防

本節は、大規模地震、風水害等の発生によるがけ崩れや地すべり、雪崩等により市内山間部集落への道路網が寸断され、孤立のおそれのある集落について、その未然防止及び被害の最小化を図るために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第１　孤立のおそれのある集落の状況

（令和２年国勢調査による）

集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口（A）	市の人口（B）	集落人口割合（A/B）
8 地区	43 集落	2,063 戸	5,709 人	247,590 人	2.31%

※集落とは、孤立のおそれのある集落をいう。

第２　基礎的な情報の把握・共有

県と協力し、孤立するおそれのある集落における各種情報（通信手段、避難所、備蓄状況など）をデータベース化して、防災会議の構成機関等と情報共有化を図るものとする。

第３　予防対策

１　災害に強い道路網の整備

⑴　主要道路優先の対策推進

⑵　（略）

⑶　集落住民による道路に面した工作物、立木等の道路封鎖排除

修正案	現計画
２　自助・共助意識の高揚 ⑴　集落の住民への防災意識高揚の啓発 ⑵　対象全集落での自主防災組織設立の促進 ⑶　対象集落自主防災組織への活動の支援 ⑷　集落住民の各種訓練への参加促進 ３　通信手段の確保 ⑴・⑵　（略） ⑶　上記の手段がない地区に孤立対策用ＭＣＡ（マルチチャンネルアクセス）を配備 ⑷　（略） ４　食料等の備蓄 ⑴　（略） ⑵　３日間程度の地区集会所等での避難生活に必要となる物資等の共助備蓄の推進 ５　臨時ヘリコプター発着所の確保 ⑴　緊急時の救援物資の空輸、負傷者の医療機関等への搬送の必要性に鑑み、孤立するおそれがある集落ごとに１か所以上の臨時ヘリポートを選定し、山形県と情報を共有するものとする。 ⑵　（略） ６　（略）	２　自助・共助意識の高揚 ⑴　集落住民への防災意識高揚啓発 ⑵　対象全集落での自主防災組織設立促進 ⑶　対象集落自主防災組織への活動支援 ⑷　集落住民の各種訓練参加促進 ３　通信手段の確保 ⑴・⑵　（略） ⑶　上記の手段がない地区に配備する孤立対策用ＭＣＡ（マルチチャンネルアクセス） ⑷　（略） ４　食料等の備蓄 ⑴　（略） ⑵　３日間程度の地区集会所等を活用した避難生活に必要となる物資等の共助備蓄の推進 ５　臨時ヘリコプター発着所の確保 ⑴　緊急時の救援物資の空輸、負傷者の医療機関等への搬送の必要性に鑑み、孤立するおそれがある集落ごとに１か所以上の臨時ヘリポートを選定し、県と情報を共有するものとする。 ⑵　（略） ６　（略）

修正案	現計画
第６節　避難行動要支援者対策計画	第６節　避難行動要支援者対策計画
本節は、災害発生時の要配慮者に対する対応についての計画である。	本節は、災害発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者に対する対応についての計画である。
第１　要配慮者及び避難行動要支援者 迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者が、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。	第１　災害時要配慮者及び避難行動要支援者 要配慮者については、身体的ハンディがある、災害に対する知識や情報が不足又は持ち得ない、自分の身体を守るための判断ができないなどといった理由から、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。
特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、迅速かつ円滑な避難の確保を図るために、特に支援を要することから、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。 要支援者の要件 ・７５歳以上の単身高齢者及び７５歳以上の高齢者のみの世帯 ・重度身体障がい者　身体障がい者手帳１級・２級（総合等級）の第１種所持者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。） ・重度知的障がい者　療育手帳Ａ所持者 ・重度精神障がい者　精神障がい者保健福祉手帳１級所持者 ・特別児童扶養手当１級に相当する児童 ・介護保険法における要介護度３以上の認定者 ・上記以外で避難支援を希望する者	特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。 要支援者の要件 ・７５歳以上の単身高齢者及び７５歳以上の高齢者のみの世帯 ・重度身体障がい者　身体障がい者手帳１級～２級所持者 ・重度知的障がい者　療育手帳Ａ所持者 ・重度精神障がい者　精神障がい者保健福祉手帳１級所持者 ・特別児童扶養手当１級に相当する児童 ・介護保険法における要介護度３以上の認定者 ・上記以外で避難支援を希望する者

修正案	現計画
第２　要支援者への支援体制 （略） １　山形市の推進体制 福祉、健康、防災及び消防救急を所管する関係課が連携し、本制度に係る相談対応、普及周知及び支援などを行う。 関係課は、平常時の業務と係わりの深い避難支援等関係者と当制度の運用にあたり必要な連絡調整を行う。 なお、庁内組織の枠組みは次のとおりとする。 ⑴　「庁内関係課」とは母子保健課、長寿支援課、介護保険課、地域共生社会課、障がい福祉課、こども家庭支援課及び防災対策課とする。 ⑵・⑶　（略） ⑷　「普及改善関係課」とは庁内関係課及び広報課とする。 要支援者避難支援対策の実施に当たっては、地域や関係機関との連携が必須のため、福祉避難所、町内会、自治会、自主防災組織及び福祉関係者等との連絡会議を適宜開催し、情報共有を図るものとする。 ２・３　（略） ４　要支援者名簿の作成、更新及び管理 庁内関係課は、第１で定義づけた要支援者の名簿（以下、この節において「名簿」という。）を次により作成し、市関係課等で共有するものとする。 ⑴　（略） ⑵　名簿の記録媒体 名簿は庁内関係課が、避難行動要支援者システムにより電子データで作成し、管理するものとする。 ⑶～⑺　（略）	第２　要支援者への支援体制 （略） １　山形市の推進体制 福祉、健康、防災及び消防救急を所管する関係課が連携し、本制度に係る相談対応、普及周知及び支援などを行う。 関係課は、平常時の業務と係わりの深い避難支援等関係者と当制度の運用にあたり必要な連絡調整を行う。 なお、庁内組織の枠組みは次のとおりとする。 ⑴　「庁内関係課」とは母子保健課、長寿支援課、介護保険課、生活福祉課、障がい福祉課、こども家庭支援課及び防災対策課とする。 ⑵・⑶　（略） ⑷　「普及改善関係課」とは庁内関係課及び広報課とする。 要支援者避難支援対策の実施にあたっては、地域や関係機関との連携が必須のため、福祉避難所、町内会、自治会、自主防災組織及び福祉関係者等との連絡会議を適宜開催し、情報共有を図るものとする。 ２・３　（略） ４　要支援者名簿の作成、更新及び管理 庁内関係課は、第１で定義づけた要支援者の名簿（以下、この節において「名簿」という。）を次により作成し、市関係課等で共有するものとする。 ⑴　（略） ⑵　名簿の記録媒体 名簿は電子データで作成し、長寿支援課が管理するものとする。 ただし、令和６年１月以降、新基幹システムが稼働した後は、庁内関係課において、避難行動要支援者システムにより電子データで名簿を作成し管理するものとする。 ⑶～⑺　（略）

修正案	現計画
５　要支援者の避難行動支援制度全体計画 山形市は、平成２５年８月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要支援者の避難行動支援制度全体計画を策定する。 ⑴　全体計画 （略） ア～ウ　（略） エ　平常時及び災害時における山形市並びに地域等の取組 オ・カ　（略） ⑵　（略） ６・７　（略） ８　要配慮者利用施設における避難確保対策 ⑴　要配慮者利用施設 山形市は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（以下「施設」という。）でその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める。 ⑵　避難確保計画の策定 本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、山形市に報告する。 また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。	５　要支援者の避難行動支援制度全体計画 市は、平成２５年８月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要支援者の避難行動支援制度全体計画を策定する。 ⑴　全体計画 （略） ア～ウ　（略） エ　平常時及び災害時における山形市並びに地域等の取り組み オ・カ　（略） ⑵　（略） ６・７　（略） ８　要配慮者利用施設における避難確保対策 ⑴　要配慮者利用施設 市は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（以下「施設」という。）でその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める。 ⑵　避難確保計画の策定 本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市に報告する。 また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

修正案	現計画
⑶　施設への支援 山形市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について支援し、必要な指示をすることができる。 ９　福祉避難所の確保 山形市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所を確保するものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等に努めるものとする。 福祉避難所の指定については、次節に定めるところによる。	⑶　施設への支援 市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について支援し、必要な指示をすることができる。 ９　福祉避難所の確保 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所を確保するものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等に努めるものとする。 福祉避難所の指定については、次節に定めるところによる。

修正案	現計画
第７節　避難所及び避難場所の環境整備等 本節は、災害の危険から市民の生命又は身体の安全を図るための避難所及び避難場所の整備に関する計画である。 市は、災害対策基本法（以下「法」という。）第４９条の４から第４９条の９までの規定に基づき、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するため、指定緊急避難場所として市避難場所を指定し、避難者が避難生活を送るための指定避難所として市避難所及び福祉避難所を指定する。 また、地区集会所や地区が施設管理者の了解を得てあらかじめ定めた屋内の施設を地区避難所、同様に屋外の施設を地区避難場所として活用する。 なお、避難者を受け入れる施設としては市避難所及び地区避難所を基本とするが、発災から一定の時間の経過に伴い、災害及び避難者の状況、当該施設が本来持つ役割その他の事情を考慮し避難所の集約を図るほか、特定の地区又は他市町村からの大人数の避難者及び他市町村への帰宅又は移動が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合の対応のため、大規模な公共施設等を避難所として開設するものとする。 避難所等は、被災者にとって心身の健康を保持する生活拠点となる場所であるが、過去の災害においては、生活環境の変化や避難生活の長期化による肉体的・精神的な疲労に起因する災害関連死が問題視されている。そのため、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換して、暑さ対策や寒さ対策をはじめとした良好な避難生活環境の確保に向けた取組を推進していくことが重要である。	第７節　避難所及び避難場所の整備 本節は、災害の危険から市民の生命又は身体の安全を図るための避難所及び避難場所の整備に関する計画である。 市は、災害対策基本法（以下「法」という。）第４９条の４から第４９条の９までの規定に基づき、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全が確保される指定緊急避難場所を確保するため市避難場所を指定し、避難者が避難生活を送るための指定避難所を確保するため市避難所及び福祉避難所を指定する。 また、地区集会所や地区が施設管理者の了解を得て予め定めた屋内の施設を地区避難所、同様に屋外の施設を地区避難場所として活用する。 なお、避難者を受け入れる施設としては市避難所及び地区避難所を基本とするが、一定の時間の経過に伴い、災害及び避難者の状況、当該施設が本来持つ役割その他の事情を考慮し避難所の集約を図るほか、特定の地区又は他市町村からの大人数の避難者及び他市町村への帰宅又は移動が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合の対応のため、大規模な公共施設等を避難所として開設するものとする。

修正案	現計画
さらには、発災直後から良好な避難生活環境が確保され、専門人材等や資機材が迅速に被災地に入り、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制を確立することが必要であるとともに、避難場所等によって支援の濃淡が生じないよう、被災者一人一人に寄り添ったきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施が求められる。 なお、具体的な取組については、別に定める「山形市避難所等環境整備計画」に基づき実施するものとする。 第１　避難所及び避難場所の指定 １・２　（略） ３　市避難所及び市避難場所の一人当たりの面積の考え方 ⑴　市避難所 避難者の居住に有効な面積のうち、通路を含めた一人当たり５㎡以上の確保に努めるものとする。 ⑵　市避難場所 避難者の滞在に有効な面積のうち一人当たり２㎡以上の確保に努めるものとする。 ４　市避難所の一人当たりの面積を拡大することに伴う避難スペース等の確保 ⑴　市立小中学校及び市立商業高等学校の教室等の使用 避難スペースや要配慮者のスペースを確保するため、市立小中学校及び商業高等学校において、学校再開に十分留意しながら、状況に応じて、体育館や武道館に加え教室等を避難所として使用するものとする。	第１　避難所及び避難場所の指定 １・２　（略） ３　市避難所及び市避難場所の受入人数 市避難所及び市避難場所の受入人数は、避難者の居住に有効な面積のうち１人あたり４平方メートル以上、市避難場所は避難者の滞在に有効な面積のうち１人あたり２平方メートル以上を確保することを基準に算定するものとする。 （新設）

修正案	現計画
⑵　山形大学附属小中学校及び県立高等学校における教室の使用 山形大学附属小中学校及び県立高等学校における教室を避難スペースや要配慮者のスペースとして使用することについて、施設管理者と協議を行っていく。 ⑶　その他の市有施設の使用 必要な避難スペースの確保に向けて、新市民会館や児童遊戯施設などの市有施設の使用について協議を行っていく。	
５　市避難所等の環境整備 市避難所及び市避難場所並びにその周辺について、災害発生時の利用を妨げたり、避難者の安全を損ねたりするおそれがないか平常時からその確認及び必要に応じた整備を行うものとする。 また、市避難所については、避難生活における良好な生活環境を確保するため、山形市が施設の設置者又は管理者と十分な調整を図り、次のとおり環境整備に努める。 ⑴　国が示す基本８品目の備蓄 食料、毛布、乳幼児用ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、トイレ（携帯トイレ・自動ラップ式トイレ[1]）を備蓄する。	４　市避難所及び市避難場所の整備等 市避難所及び市避難場所並びにその周辺について、災害発生時の利用を妨げたり、避難者の安全を損ねたりするおそれがないか平常時からその確認及び必要に応じた整備を行うものとする。 また、市避難所については、その機能向上を図るため、その設置者又は管理者と十分な調整を図り、次のとおり整備に努める。 ⑴　防災倉庫の整備
[1] 排泄物や使用済みのおむつなどを、水を使わず熱圧着によって、排泄物等を1回ごとにラップ（個包装）して密封することで、、空間を汚さず衛生的に、かつ汚物に接触することなく簡単に汚物処理ができる。密封が可能なことから汚物を介した感染症の予防にも役立つ。	

修正案	現計画
(2)　寒暖対策に係る資機材の備蓄 テントパーティション、段ボールパーティション、段ボールベッドを備蓄する。 ※テントパーティション及び段ボールパーティションについては、居住区画のプライバシーの確保にもつながるため、備蓄しようとするもの。	(2)　高齢者等用食料及び乳児用液体ミルク等の備蓄
(3)　感染症対策に係る資機材の備蓄 断水時に即座に手指衛生を確保し、避難所内での感染症のリスクを最小限に抑えるための水循環式手洗い器を備蓄する。	(3)　毛布及び非常用携帯トイレの備蓄
(4)　停電対策に係る資機材の備蓄 ポータブル電源、発電機及び投光器を備蓄する。	(4)　感染症対策品の備蓄
(5)　民間事業者等との災害協定の推進等による温かい食事の提供機会の確保	(5)　発電機、投光器、燃料携行缶及びコードリールの配備
（削る）	(6)　防災行政無線その他の通信機器の配備
(6)　要配慮者専用の居住スペースの確保等に配慮した環境の整備	(7)　要配慮者専用の居住スペースの確保等に配慮した環境整備
(7)　女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることを配慮し、女性の視点を踏まえた避難所運営に努める。女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室等について昼夜を問わず安心して使用できる環境の整備	(8)　男女のニーズの違い等の観点から、男女共同参画その他の多様な視点に配慮する。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室等について昼夜を問わず安心して使用できる環境整備
(8)　市避難所となる施設の改築等における耐震化、バリアフリー化及び再生可能エネルギーの導入等	(9)　市避難所となる施設の改築等における耐震化、バリアフリー化及び自然エネルギーの導入等
(9)　ペット（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く。）飼養スペースの設置等、ペット同行避難者に配慮した環境の整備	(10)　ペット同行避難者に配慮した環境整備

修正案	現計画
６　市避難所運営委員会 市避難所は、山形市があらかじめ指名した市職員（以下「指名職員」という。）が主体となり、施設管理者又は施設運営受託団体、自主防災組織その他の関係団体の協力を得ながら運営するものとする。この場合にあっては、避難者の安心安全を確保するとともに、男性に偏った運営体制にならないよう配慮するものとする。 そのため、市避難所ごとに平常時から市避難所運営委員会を設置し、運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、運営の円滑化と効率化を図るとともに、市避難所の運営が長期になる場合における地域住民主体の運営体制への移行についても検討する。また、運営委員への女性の参画を推進するとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努めるものとする。 市避難所運営委員会の構成等については、第３章第２－１節に規定するところによる。	５　市避難所運営委員会 市避難所は、市があらかじめ指名した市職員（この節において「指名職員」という。）が主体となり、施設管理者又は施設運営受託団体、自主防災組織その他関係団体の協力を得ながら運営するものとする。この場合にあっては、避難者の安心安全を確保するとともに、男性に偏った運営体制にならないよう配慮するものとする。 そのため、市避難所ごとに平常時から市避難所運営委員会を設置し、運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、運営の円滑化と効率化を図るとともに、市避難所の運営が長期になる場合における地域住民主体の運営体制への移行についても検討する。また、運営委員への女性の参画を推進するとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努めるものとする。 市避難所運営委員会の構成等については、第３章第２－１節に規定するところによる。
第２　地区避難所及び地区避難場所の活用 １　地区避難所 地区避難所は、地区集会所又は自主防災組織（自主防災組織が設立されていない場合にあっては、町内会・自治会。この節において同じ。）が施設管理者から避難所としてあらかじめ了承を得た施設（周辺の民間施設等）で、災害発生時において避難所として有効に活用することができるものとする。 なお、地区避難所は、耐震性が十分でない地区避難所にあっては地震の際に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域その他災害の危険が及ぶことが想定される区域内の地区避難所にあっては、それぞれ洪水、土砂災害その他	第２　地区避難所及び地区避難場所の活用 １　地区避難所 地区避難所は、地区集会所又は自主防災組織（自主防災組織が設立されていない場合にあっては、町内会・自治会。この節において同じ。）が施設管理者から避難所としてあらかじめ了承を得た施設（周辺の民間施設等）で、災害発生時において避難所として有効に活用することができるものとする。 なお、地区避難所は、耐震性が十分でない地区避難所にあっては地震の際に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域その他災害の危険が及ぶことが想定される区域内の地区避難所にあっては、それぞれ洪水、土砂災害その他

修正案	現計画
災害の際に、活用しないこととする。地区避難場所においても同様とする。 また、地区避難所の生活環境の向上に向けて、自主防災組織への補助の拡充により、地区避難所の共助備蓄の充実を図る。	災害の際に、活用しないこととする。以下地区避難場所においても同様とする。
２　（略）	２　（略）
３　地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営 地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営については、原則として自主防災組織が主体となり行い、山形市は、必要に応じ可能な範囲において、その支援に努めるものとする。	３　地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営 地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営については、原則として自主防災組織が主体となり行い、市は、必要に応じ可能な範囲において、その支援に努めるものとする。
４　（略）	４　（略）
第３　大規模な公共施設等の活用	第３　大規模な公共施設等の活用
１　１．５次避難所 次に掲げる場合は、大人数の避難者を受け入れる避難所として、山形市総合スポーツセンターを活用するものとする。	１　山形市総合スポーツセンター 次に掲げる場合は、大人数の避難者を受け入れる避難所として、山形市総合スポーツセンターを活用するものとする。
(1)　市避難所等の避難施設では不足する場合	（新設）
(2)～(4)　（略）	(1)～(3)　（略）
２　帰宅困難者受入施設	２　山形県総合文化芸術館
ア　山形駅周辺や中心市街地	
（ア）山形県総合文化芸術館	
災害の発生等に伴い、公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合に、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形県との災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定に基づいて開設するものとする。	災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形県総合文化芸術館を活用するものとする。

修正案	現計画
（イ）山形テルサ 　災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合に、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として開設するものとする。 （ウ）山形市民会館 　受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が、山形県総合文化芸術館及び山形テルサの受入能力を超過した場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形市民会館を開設するものとする。 （エ）やまがたクリエイティブシティセンターＱ１ 　受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が、山形市民会館の受入能力を超過した場合に、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、やまがたクリエイティブシティセンターＱ１を開設するものとする。 イ　山寺駅周辺 　災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山寺駅周辺に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山寺芭蕉記念館を開設する。 ウ　道の駅やまがた蔵王周辺 　災害の発生等に伴い、公共交通機関の機能が停止し、あるいは高速道路が通行止めになった場合において、道の駅やまがた蔵王周辺に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、道の駅やまがた蔵王を開設する。	３　山形テルサ 　前項と同様に、帰宅困難者を受け入れる避難所として、災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形テルサを活用するものとする。 ４　山形市民会館 　前項の場合において、受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が山形テルサの受入能力を超過した場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形市民会館を活用するものとする。 ５　やまがたクリエイティブシティセンターＱ１ 　前項の場合において、受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が山形市民会館の受入能力を超過した場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、やまがたクリエイティブシティセンターＱ１を活用するものとする。 ６　山寺芭蕉記念館 　災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山寺駅周辺に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山寺芭蕉記念館を活用するものとする。 （新設）

修正案	現計画
第４　２次避難所（福祉避難所）の指定 山形市は、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者等を一定期間受け入れて保護するため、災害対策基本法第４９条の７の定めるところにより、同条第１項に定める指定避難所として、市の区域内に所在する社会福祉施設等から、福祉避難所を指定するものとする。 なお、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。山形市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。	第４　福祉避難所の指定 市は、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者等を一定期間受け入れて保護するため、災害対策基本法第４９条の７の定めるところにより、同条第１項に定める指定避難所として、市の区域内に所在する社会福祉施設等から、福祉避難所を指定するものとする。 なお、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
第５　車中避難場所 山形市民の１世帯当たりの自家用車所有台数は、全国平均を大きく上回っており、大規模災害発生時において、プライバシーの確保、余震への不安、ペット同伴等の理由から車中避難を選択する人が一定数いることが予想されることから、山形市は車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所の確保に努める。	第５　車中避難場所 山形市は、世帯当たりの自家用車所有台数が全国平均を大きく上回っており、大規模災害発生時において、プライバシー確保、余震への不安、ペット同伴等の理由から車中避難を選択する人も予想されることから、車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所の確保に努める。
第６　避難所及び避難場所の周知等 １　市避難所及び市避難場所 市避難所及び市避難場所に表示板、案内板を設置するとともに、市ホームページへの掲載やパンフレット等の発行を行い、十分に周知する。この場合においては、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を活用し、次の事項について、特に周知徹底に努める。	第６　避難所及び避難場所の周知等 １　市避難所及び市避難場所 市避難所及び市避難場所に表示板、案内板を設置するとともに、市ホームページへの掲載やパンフレット等の発行を行い、十分に周知する。この場合においては、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を活用し、次の事項について、特に周知徹底に務める。

修正案	現計画
ア～エ　（略） ２　（略） ３　緊急的な待避等 市避難場所及び地区避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への緊急的な待避又は屋内での待避等を行うべきことについて、山形市は日頃から住民等への周知徹底に努める。 ４　（略）	ア～エ　（略） ２　（略） ３　緊急的な待避等 市避難場所及び地区避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ４　（略）

修正案	現計画
第８節　災害時用備蓄の充実 （略） 第１　自助備蓄の推進 災害発生から最低限３日（推奨１週間）程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要とする物資の備蓄を推進する。なお、自助備蓄は、総務省消防庁作成の「防災マニュアル」の非常持出品チェックシートや備蓄品チェックシートに記載されている物資を基本とし、各個人や各世帯等の状況に応じた適切な備蓄を呼びかける。 １　（略） ２　備蓄品 食料品、生活用品等の最低限３日（推奨１週間）程度の生活で日常的に必要な物資を備蓄する。備蓄する際は、ローリングストック法[2]を活用する。 ―――― [2]普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。 第２　（略） 第３　公助備蓄の推進 （略）	第８節　災害時用備蓄の充実 （略） 第１　自助備蓄の推進 災害発生から最低限３日（推奨１週間）程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要とする物資の備蓄を推進する。なお、自助備蓄は、総務省消防庁作成の「防災マニュアル」に記載されている物資を基本とし、各個人や各世帯等の状況に応じた適切な備蓄を呼びかける。 １　（略） ２　備蓄品 食料品、生活用品等の最低限３日（推奨１週間）程度の生活で日常的に必要な物資を備蓄 する。（ローリングストック法※の活用） ※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。 第２　（略） 第３　公助備蓄の推進 （略）

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>

１　公助備蓄の内容

国が示す基本８品目に加え、山形市独自に寒暖対策、感染症対策、停電対策に係る資機材を備蓄する。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">品目</th></tr>
<tr><td rowspan="10">基本８品目</td><td colspan="2">食料</td></tr>
<tr><td colspan="2">毛布</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳幼児用ミルク</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児・小児用おむつ</td></tr>
<tr><td colspan="2">大人用おむつ</td></tr>
<tr><td colspan="2">生理用品</td></tr>
<tr><td colspan="2">トイレットペーパー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">トイレ</td><td>携帯トイレ</td></tr>
<tr><td>自動ラップ式トイレ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">寒暖対策</td><td colspan="2">テントパーティション</td></tr>
<tr><td colspan="2">段ボールパーティション</td></tr>
<tr><td>感染症対策</td><td colspan="2">水循環式手洗い器</td></tr>
<tr><td rowspan="3">停電対策</td><td colspan="2">ポータブル電源（自動ラップ式トイレ・水循環式手洗い器用）</td></tr>
<tr><td colspan="2">発電機</td></tr>
<tr><td colspan="2">投光器</td></tr>
</table>

２　（略）

</td><td>

１　公助備蓄の内容

自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電時に対応するための資機材を整備する。

<table>
<tr><th>区分</th><th>備蓄の内容</th></tr>
<tr><td>食料</td><td>高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等</td></tr>
<tr><td>生活必需品</td><td>生理用品、毛布、非常用携帯トイレ</td></tr>
<tr><td>感染症対策品</td><td>マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等</td></tr>
<tr><td>資機材</td><td>発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール</td></tr>
</table>

２　（略）

</td></tr>
</table>

修正案	現計画
３　備蓄物資の有効活用 保存期間がおおむね１年を切った食料等については、総合防災訓練、防災イベント等開催時に市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。 ４　物資調達・輸送調整等支援システムの活用等 山形市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 第４　応援協定の推進 １・２　（略） ３　県との連携による確保 県及び総合支庁との連携のもと、効果的な備蓄品の充実を図るものとする。	３　備蓄物資の有効活用 保存期間が概ね１年を切った食料等については、総合防災訓練、防災イベント等開催時に市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。 ４　物資調達・輸送調整等支援システムの活用等 市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 第４　応援協定の推進 １・２　（略） ３　県との連携による確保 県、総合支庁との連携のもと、効果的な備蓄品の充実を図るものとする。

修正案

第９節　地震災害の予防

本節は、山形市内全域に大きな被害をもたらす地震による被害を最小限にとどめるための計画である。

第１　（略）

第２　山形盆地断層帯被害想定

１　長期評価

山形市域には国内有数の山形盆地断層帯が存在し、平成１４年５月に山形盆地断層帯に関する評価および被害想定が公表され、平成１９年８月には、これまでの評価を見直した長期評価が公表されている。

（略）

【長期評価の概要】

（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

現計画

第９節　地震災害の予防

本節は、市内全域に大きな被害をもたらす地震による被害を最小限にとどめるための計画である。

第１　（略）

第２　山形盆地断層帯被害想定

１　長期評価

市域には国内有数の山形盆地断層帯が存在し、平成１４年５月に山形盆地断層帯に関する評価および被害想定が公表され、平成１９年８月には、これまでの評価を見直した長期評価が公表されている。

（略）

【長期評価の概要】

（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

修正案

断層世帯名（起震断層/活動区間）	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の主な活断層における相対的評価 ※１	地震発生確率 30年以内	地震透過率 ※２	平均活動間隔 / 最新活動時期
山形盆地断層帯（北部）	7.3程度	Ｓ＊ランク	0.003%～8%	0.4～1.6	約 2,500～4,000年 / 約3,900年前以後、約1,600年前以前
山形盆地断層帯（南部）※３	7.3程度	Ａランク	1%	不明	2,500年程度 / 不明

［出所　政府地震調査研究推進本部（主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和８年（２０２６年）１月１日））］

※１　活断層における今後３０年以内の地震発生確率が３％以上を「Ｓランク」、0.1～3%を「Ａランク」、0.1%未満を「Ｚランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Ｘランク」と表記している。地震後経過率（※２）が0.7以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。

※２　（略）

※３　平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

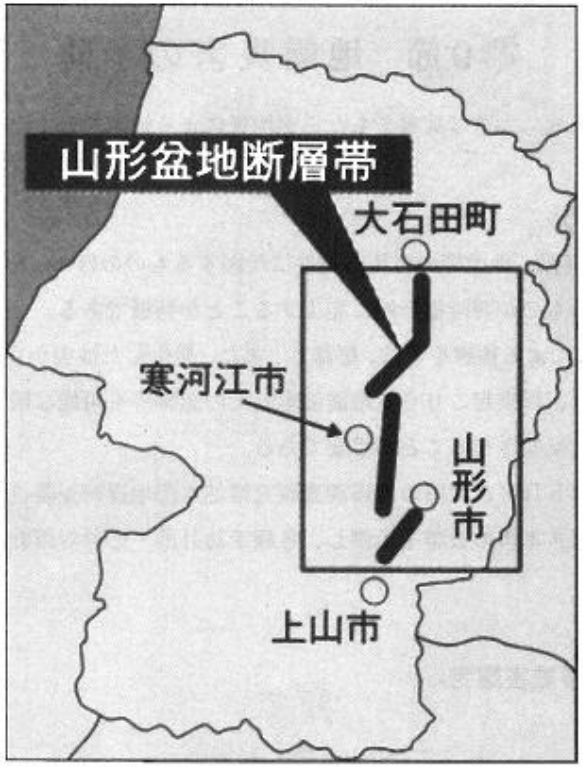
現計画

	地震規模	30年以内発生確率 / 相対的評価（注１）	地震後経過率（注２）	平均活動間隔 / 最新活動時期	地震によるずれ（上下成分）
北部	Ｍ7.3　程度	0.003～8% / Ｓ＊ランク	0.4－1.6	約2,500～4,000年 / 約3,900年前以降1,600年前以前	２～３ｍ程度
南部	Ｍ7.3　程度	1% / Ａランク	不明	2,500年程度 / 不明	２～３ｍ程度
全体	Ｍ7.8程度	－	－		４～５ｍ程度

［算定基準日　　令和６年１月１日］

注１）国内の主な活断層における相対的な評価で、今後３０年以内の地震発生確率が３％以上を「Ｓランク」、0.1～3%を「Ａランク」、0.1%未満を「Ｚランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Ｘランク」と表記している。地震後経過率（注２）が0.7以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。

注２）　（略）

修正案	現計画
 ２・３　（略） 第３　（略）	 ２・３　（略） 第３　（略）

修正案	現計画
第４　地震情報等の伝達 １　地震情報の伝達 地震による被害を最小限にとどめるため、山形市及び報道放送機関等の防災関係機関が、気象庁から発表される地震情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。 ２　地震情報 ⑴　緊急地震速報の発表基準及び対象地域 発表基準：最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合あるいはその両方 対象地域：震度４以上又は長周期地震動階級３以上あるいはその両方が予想される地域 ・緊急地震速報（警報）は、気象庁が発表する。 ・緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を通じて住民に伝達される。なお、震度６弱以上又または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 ・緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。	第４　地震情報等の伝達 １　地震情報の伝達 地震による被害を最小限にとどめるため、市及び放送機関等の防災関係機関が、気象庁から発表される地震情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。 ２　地震情報 ⑴　緊急地震速報 気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。 また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を通じて住民に伝達される。なお、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

修正案

⑵　地震情報の種類と内容

種　類	発表基準	内　　容
（略）	（略）	（略）
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第５　地震災害の総合対策

１　防災関係機関の総合協調体制

地震は、人的物的被害もさることながら、水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設の被害が甚大となり、市民生活を一時的に大混乱させることが予想される。そのため、各防災関係機関が総力を挙げて応急復旧にあたることが必要であり、山形市は防災関係機関との密接な連絡、協調体制を確立しておくものとする。

２　（略）

現計画

⑵　地震情報の種類と内容

種　類	発表基準	内　　容
（略）	（略）	（略）
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第５　地震災害の総合対策

１　防災機関の総合協調体制

地震は、人的物的被害もさることながら、水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設の被害が甚大となり、市民生活を一時的に大混乱させることが予想される。そのため、各防災機関が総力を挙げて応急復旧にあたることが必要であり、これら関係機関との密接な連絡、協調体制を確立しておくものとする。

２　（略）

修正案	現計画
３　市民の自助精神の高揚 大災害時には、防災関係機関の応急対策が全市域に及ばない事態が十分予想される。したがって、本章第５節［自主防災組織の育成］に述べる計画に基づき、自主防災組織の育成を図るとともに、市民に対して、広報や訓練等を通じて「自分の身や財産は自分で守る」という自助精神の高揚を図っていくものとする。	３　市民の自助精神の高揚 大災害時には、防災機関の応急対策が全市域に及ばない事態が十分予想される。したがって、本章第５節［自主防災組織の育成］に述べる計画に基づき、自主防災組織の育成を図るとともに、市民に対して、広報や訓練等を通じて「自分の身や財産は自分で守る」という自助精神の高揚を図っていくものとする。
（削る）	４　自助・共助・公助の連携 自助「自分の身は自分で守る」、共助「自分たちの地域は自分たちで守る」及び各防災機関による公助のそれぞれの役割分担や三者の連携が防災、減災を実現するためには必須である。このため平時より三者の連携体制を確立するため、災害時連絡調整会議を設置して、総合的な防災体制を確立しておくものとする。
（削る）	５　「地域防災計画」の実施マニュアルの作成 地震による被害を軽減するには、結局「地域防災計画」の運用いかんにかかっている。したがって、第１章第２節［計画の運用］に述べるところにより、本計画が空論とならないよう本市の各部課等において細部の実施マニュアルを定めておくものとする。
第６　市民への広報及び啓発 広報紙、チラシ、ＳＮＳ等を通じて次の事項を市民へ広報するとともに、防災訓練及び「防災週間」の諸行事を通じて防災意識の高揚を図るものとする。	第６　市民への広報及び啓発 広報紙、チラシ、ビデオ放映等を利用して次の事項を市民へ広報するとともに、防災訓練及び「防災週間」の諸行事を通じて防災意識の高揚を図るものとする。
１～３　（略）	１～３　（略）

修正案	現計画
第１０節　水害の予防 （略） 第１　治　　山 治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口までの水系を一体として捉え、治水・利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図るものとする。 １・２　（略） 第２　治　　水 （略） １　河　川 ⑴　国、県が管理する河川（一、二級河川） （略） ⑵　山形市が管理する河川（準用河川、普通河川） （略） ２　（略） ３　ため池 ⑴　ため池の管理 農林部農村整備課は、ため池の所有者、管理者に対して、常に災害対策の啓発指導に当たり、ため池の安全管理体制の充実を図るものとする。 また、大雨が予想されるときは、事前に放水し、ため池の水位を下げ、災害の予防に努めるよう管理者に連絡、指導するものとする。	第１０節　水害の予防 （略） 第１　治　　山 治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治水・利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図るものとする。 １・２　（略） 第２　治　　水 （略） １　河　川 ⑴　国、県の管理する河川（一、二級河川） （略） ⑵　山形市の管理する河川（準用河川、普通河川） （略） ２　（略） ３　ため池 ⑴　ため池の管理 農林部農村整備課は、ため池の所有者、管理者に対して、つねに災害対策の啓発指導にあたり、ため池の安全管理体制の充実を図るものとする。 また、大雨が予想されるときは、事前に放水し、ため池の水位を下げ、災害の予防に努めるよう管理者に連絡、指導するものとする。

修正案	現計画
⑵　（略） ⑶　ため池ハザードマップの周知 決壊した場合下流域に影響を及ぼす恐れのあるため池については、ため池ハザードマップを市ホームページで公開する等多様な手段により住民への周知を徹底する。 ４　（略） ⑴　（略） ⑵　洪水警戒体制 県村山総合支庁山形統合ダム管理課長は、山形地方気象台から降雨に関する注意報若しくは警報が発表されたとき又はその他洪水が予想されるときは、「山形県蔵王ダム操作規則」に基づき、次の洪水警戒体制をとる。 ア　山形市、山形地方気象台及びその他関係機関との連絡を密にし、気象及び水象に関する観測を行い、情報の収集にあたる。 イ　最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測し、洪水調節計画をたてる。なお、非洪水期間（１１月１日～翌年の６月２２日）にあっては、予備放流水位を定める。 ウ　（略） ⑶～⑸　（略） ⑷　農業用水 かんがい期間は、５月１６日から９月１日までとする。この期間は、利水容量５，２００万㎥を農業用水として、上水道と共に利用する。 ⑸　上水道 上水道用水は、年間を通して１日３万㎥を取水し、市内に給水している。	⑵　（略） ⑶　ため池ハザードマップの周知 決壊した場合下流域に影響を及ぼす恐れのあるため池については、ため池ハザードマップをホームページで公開する等多様な手段により住民への周知を徹底する。 ４　（略） ⑴　（略） ⑵　洪水警戒体制 県村山総合支庁山形統合ダム管理課長は、山形地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表されたとき又は、その他洪水が予想されるときは、「山形県蔵王ダム操作規則」に基づき、次の洪水警戒体制をとる。 ア　市及び山形地方気象台、その他関係機関との連絡を密にし、気象及び水象に関する観測を行い、情報の収集にあたる。 イ　最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測し、洪水調節計画をたてる。なお、非洪水期間（１１月１日から翌年の６月２２日）にあっては、予備放流水位を定める。 ウ　（略） ⑶　（略） ⑷　農業用水 かんがい期間は、５月１６日から９月１日までとする。この期間は、利水容量５，２００，０００㎥を農業用水として、上水道と共に利用する。 ⑸　上水道 上水道用水は、年間を通して１日３０，０００㎥を取水し、市内に給水している。

修正案	現計画
第１１節　風害の予防	第１１節　風害の予防
（略）	（略）
第１　広報計画 台風シーズンに合わせて、広報紙への掲載及び報道機関等の協力により風害予防対策の実施を市民に促す。特に、次の事項を重点に周知の徹底を図るものとする。 １～７　（略）	第１　広報計画 台風シーズンに合わせて、広報紙の利用及び報道機関の協力により風害予防対策の実施を市民へ広報する。特に、次の事項を重点に周知の徹底を図るものとする。 １～７　（略）
第２　屋外広告物等の対策 （略）	第２　屋外広告物等対策 （略）
第３　街路樹対策 台風シーズンの前に、街路樹のせん定を実施し、強風による被害を防止するとともに、台風の襲来時にはパトロール車による巡回監視を強化し、枝折れ、倒木等について応急措置を行うものとする。	第３　街路樹対策 台風シーズンの前に、街路樹のせん定を実施し強風による被害を防止するとともに台風の襲来時にはパトロール車による巡回監視を強化し、枝折れ、倒木等について応急措置を行うものとする。
第４　（略）	第４　（略）

修正案	現計画
第１２節　土砂災害の予防	第１２節　土砂災害の予防
（略）	（略）
第１　（略）	第１　（略）
第２　予防対策 １　保全事業 ⑴　土砂災害危険区域 ア　（略） イ　崖崩れ、山崩れによる土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林等に指定された区域における有害な行為を規制し、崩壊防止工事の推進を図るものとする。 ウ　（略） ⑵　土砂災害警戒区域等 地すべり、崖崩れ及び土石流による土砂災害を予防するため、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害特別警戒区域」という。）内において、有害な行為を規制する。 ２　住宅移転の促進 ⑴　土砂災害危険区域からの住宅移転 山形市は、土砂災害危険区域内から土砂災害危険区域外に移転しようとする者に対して、「山形市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程」に基づき補助金を交付して、土砂災害危険区域からの住宅移転を促進するものとする。 ⑵　（略） ３・４　（略）	第２　予防対策 １　保全事業 ⑴　土砂災害危険区域 ア　（略） イ　がけ崩れ、山崩れによる土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林等に指定された区域における有害な行為を規制し、崩壊防止工事の推進を図るものとする。 ウ　（略） ⑵　土砂災害警戒区域等 地すべり、がけ崩れ及び土石流による土砂災害を予防するため、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害特別警戒区域」という。）内において、有害な行為を規制する。 ２　住宅移転の促進 ⑴　土砂災害危険区域からの住宅移転 土砂災害危険区域内から土砂災害危険区域外に移転しようとする者に対して、「山形市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程」に基づき補助金を交付して、土砂災害危険区域からの住宅移転を促進するものとする。 ⑵　（略） ３・４　（略）

修正案	現計画
第１３節　雪害の予防 本節は、山形市と市民が一体となって取り組むことにより、豪雪による被害を最小限に抑制し、市民の安全・安心を確保するための計画である。 第１・第２　（略） 第３　道路施設の交通確保対策 豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、山形県、山形市及び高速道路事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪に対しては、山形県、山形市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。	第１３節　雪害の予防 本節は、市と市民が一体となって取り組むことにより、豪雪による被害を最小限に抑制し、市民の安全・安心を確保するための計画である。 第１・第２　（略） 第３　道路施設の交通確保対策 豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、県、市及び高速道路事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪に対しては、県、市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

修正案	現計画
第１４節　火山災害の予防	第１４節　火山災害の予防
本節は、蔵王山が噴火し、又はそのおそれがある場合において、市民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するために必要な予防対策を進めるための計画である。	本節は、蔵王山が噴火し、又はそのおそれがある場合において、市民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するために必要な予防対策をすすめるための計画である。
第１　火山災害対策の基本的考え方 １　基本的な考え方 国、山形県、山形市及び防災関係機関は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき、火山防災協議会の協議を踏まえ、対策を推進する。 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、山形市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が不可欠となることから、日頃より、国、山形県、山形市、防災関係機関、公共機関、火山専門家等が協力して、警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。 国、山形県及び山形市は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。	第１　火山災害対策の基本的考え方 １　基本的な考え方 国、県、市及び防災関係機関は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき、火山防災協議会の協議を踏まえ、対策を推進する。 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が不可欠となることから、日頃より、国、県、市、防災関係機関、公共機関、火山専門家等が協力して、警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。 国、県及び市は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。

修正案	現計画
２　計画対象火山と予想される被害 火山噴火予知連絡会は、平成１５年１月に「おおむね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義した。市内では蔵王山が活火山と定義されている。 また、火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は、次のとおりである。 ３　（略）	２　計画対象火山と予想される被害 火山噴火予知連絡会は、平成１５年１月に「概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義した。市内では蔵王山が活火山と定義されている。 また、火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は、次のとおりである。 ３　（略）
第２　火山情報等の発表及び伝達 １　火山情報等の内容及び発表 （略） ⑴　（略） ⑵　噴火速報 （略） ア　（略） イ　噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 ※　噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。 ウ　（略）	第２　火山情報等の発表及び伝達 １　火山情報等の内容及び発表 （略） ⑴　（略） ⑵　噴火速報 （略） ア　（略） イ　噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ウ　（略）

修正案	現計画
	※　噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
⑶　火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	⑶　火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
⑷　降灰予報（定時） （略） ア　（略） イ　降灰予報（速報） （ア）噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10 分程度で発表する。 ※　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。	⑷　降灰予報（定時） （略） ア　（略） イ　降灰予報（速報） （ア）噴火が発生した火山（※１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10 分程度で発表する。

修正案	現計画
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。	
（イ）　（略）	（イ）　（略）
	（※１）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
ウ　降灰予報（詳細）	ウ　降灰予報（詳細）
（ア）噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表する。 ※　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。	（ア）噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表する。
（イ）噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。	（イ）噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

修正案	現計画
	（※２）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。
⑸・⑹　（略）	⑸・⑹　（略）
２　噴火警報、噴火予報等の伝達 山形市及び報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を緊急速報メール等により、住民、登山者、観光客等への伝達に努める。なお、山形市は、特別警報にあたる噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等に伝達する。 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む。）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。	２　噴火警報、噴火予報等の伝達 市、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を緊急速報メール等により、住民、登山者、観光客等への伝達に努める。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等に伝達する。 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む。）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。
３　異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達 （略） ⑴　異常な火山現象の伝達 ア　発見者の通報 異常な火山現象を発見した者は、口頭、電話、その他迅速な方法により、直ちに山形市その他関係機関へ通報するものとする。 イ　防災関係機関相互の通報 山形市その他関係機関は、異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。	３　異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達 （略） ⑴　異常な火山現象の伝達 ア　発見者の通報 異常な火山現象を発見した者は、口頭、電話、その他迅速な方法により、直ちに市その他関係機関へ通報するものとする。 イ　防災関係機関相互の通報 市その他関係機関は、異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。

修正案	現計画
⑵　異常な火山現象の種類 通報を要する異常な火山現象とは、おおむね次のものをいう。 ア～ク　（略）	⑵　異常な火山現象の種類 通報を要する異常な火山現象とは、概ね次のものをいう。 ア～ク　（略）
第３　蔵王山火山防災協議会の設置 山形市は、活動火山対策特別措置法第４条第１項の規定に基づき、蔵王山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、宮城県、山形県、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町及び上山市と共同で蔵王山火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な者を加える。 協議会は、主に次の事項について協議を行う。 １～11　（略）	第３　蔵王山火山防災協議会の設置 市は、活動火山対策特別措置法第４条第１項の規定に基づき、蔵王山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、宮城県、山形県、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町及び上山市と共同で蔵王山火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な者を加える。 協議会は、主に次の事項について協議を行う。 １～11　（略）
第４　火山防災マップの作成及び周知 山形市は、山形県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者、観光客等に周知する。	第４　火山防災マップの作成及び周知 市は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者、観光客等に周知する。
第５　噴火予報の発表に伴う措置 山形市は、蔵王山について、噴火予報が発表されており、活火山であることに留意する必要があることを踏まえ、蔵王山火山防災協議会の決定事項等に基づき、火山活動の状況の周知等必要な措置を講ずるものとする。	第５　噴火予報の発表に伴う措置 市は、蔵王山について、噴火予報が発表されており、活火山であることに留意する必要があることを踏まえ、蔵王山火山防災協議会の決定事項等に基づき、火山活動の状況の周知等必要な措置を講ずるものとする。

修正案	現計画
第６　警戒避難体制の整備 １　避難体制の整備 ⑴　山形市は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。 ⑵　山形市は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の山形県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。 ⑶　山形市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 ⑷　山形市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 ⑸　山形県及び山形市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討し、登山届が必要と認められる場合には、ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。	第６　警戒避難体制の整備 １　避難体制の整備 ⑴　市は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。 ⑵　市は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。 ⑶　市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 ⑷　市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 ⑸　県及び市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討し、登山届が必要と認められる場合には、ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

修正案	現計画
２　関係施設の整備 ⑴　情報伝達のための施設 山形市は、山形県等と協力し、登山者及び観光客等への情報伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、観光団体や索道事業者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 ⑵　緊急退避のための施設 山形県及び山形市は、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕等の必要性について検討を行うとともに、必要に応じて退避壕等の整備を推進する。 第７　防災知識の普及 １　住民に対する防災知識の普及 山形市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、火山防災の日の機会も活用しながら防災知識の普及に努める。 ２　登山者等に対する防災知識の普及 山形県及び山形市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して火山防災の日の機会も活用しながら防災知識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。 第８　避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成 １　避難促進施設の指定 （略）	２　関係施設の整備 ⑴　情報伝達のための施設 市は、県等と協力し、登山者及び観光客等への情報伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、観光団体や索道事業者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 ⑵　緊急退避のための施設 県及び市は、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕等の必要性について検討を行うとともに、必要に応じて退避壕等の整備を推進する。 第７　防災知識の普及 １　住民に対する防災知識の普及 市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、火山防災の日の機会も活用しながら防災知識の普及に努める。 ２　登山者等に対する防災知識の普及 県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して火山防災の日の機会も活用しながら防災知識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。 第８　避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成 １　避難促進施設の指定 （略）

修正案	現計画
２　避難確保計画の策定 本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、山形市に報告する。 また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。 ３　施設への支援 山形市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について必要な支援を行う。	２　避難確保計画の策定 本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市に報告する。 また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。 ３　施設への支援 市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について必要な支援を行う。

修正案	現計画
第１５節　地盤沈下の予防 （略） 第１・第２　（略） 第３　地盤沈下防止対策 地盤沈下を防止するためには、かん養量以上の地下水揚水をしないことが重要であるが、特に、地下水は流動速度がきわめて遅いため、一旦不足をきたした地下水を元どおりに回復するには長い年月を必要とする。 地盤沈下、地下水位の低下等の地下水障害を防止するため、県では「地下水採取の適正化に関する条例」に基づき、昭和５１年４月から揚水機の吐出口断面積５２ｃ㎡（口径８０mm相当）を超える井戸の新設を禁止している。 山形市では、県条例を更に補完し、地下水かん養量の計画的増大と地下水の適正揚水を徹底させるため、「山形市地盤沈下防止及び地下水適正利用に関する行政指針」（昭和６０年４月）を定め、次の防止対策の推進を図ることとしている。 １～７　（略） 別表　（略）	第１５節　地盤沈下の予防 （略） 第１・第２　（略） 第３　地盤沈下防止対策 地盤沈下を防止するためには、かん養量以上の地下水揚水をしないことが重要であるが、特に、地下水は流動速度がきわめて遅いため、一旦不足をきたした地下水を元どおりに回復するには長い年月を必要とする。 地盤沈下、地下水位の低下等の地下水障害を防止するため、県では「地下水採取の適正化に関する条例」に基づき、昭和５１年４月から揚水機の吐出口断面積５２ｃ㎡（口径８０mm相当）を超える井戸の新設を禁止している。 本市では、県条例をさらに補完し、地下水かん養量の計画的増大と地下水の適正揚水を徹底させるため、「山形市地盤沈下防止及び地下水適正利用に関する行政指針」（昭和６０年４月）を定め、次の防止対策の推進を図ることとしている。 １～７　（略） 別表　（略）

修正案	現計画
第１６節　火災の予防	第１６節　火災の予防
（略）	（略）
第１　防火思想の啓発普及 １・２　（略） ３　防火教室の開催 防火講話、防火映写会、初期消火及び早期通報の実技訓練等の防火教室を開催し防火思想の普及・啓発を推進するものとする。 ⑴・⑵　（略） ４　（略）	第１　防火思想の啓発普及 １・２　（略） ３　防火教室の開催 防火講話、防火映写会並びに初期消火、早期通報の実技訓練等の防火教室を開催し防火思想の啓発普及を推進するものとする。 ⑴・⑵　（略） ４　（略）
第２・第３　（略）	第２・第３　（略）
第４　火災予防査察の強化 消防法施行令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所及び一般住宅等の実態を把握するとともに、火災危険要因等を排除するため、消防法に基づき火災予防査察を実施する。 １・２　（略）	第４　火災予防査察の強化 政令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所並びに一般住宅等の実態を把握するとともに、火災危険要因等を排除するため、消防法に基づき火災予防査察を実施する。 １・２　（略）
第５　火災危険区域の火災予防 木造建築物密集地域、危険物貯蔵施設、可燃性ガス類の貯蔵施設又はその他これらに類する施設等が数多く存在し、出火時の延焼拡大の危険性が予想される区域については、別に定める設定基準に従って火災危険区域に指定するものとする。この区域については、効果的な火災防御計画の策定と併せて火災予防立入検査を実施して、出火防止の徹底を図るものとする。	第５　火災危険区域の火災予防 木造建築物密集地域、又は危険物貯蔵施設、可燃性ガス類の貯蔵施設その他これらに類する施設等が数多く存在し、出火時の延焼拡大の危険性が予想される区域については、別に定める設定基準に従って火災危険区域に指定するものとする。この区域については、効果的な火災防御計画の策定と併せて火災予防立入検査を実施して、出火防止の徹底を図るものとする。

修正案	現計画
第６　防火管理者講習会 消防法施行令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所の管理者等に対し、防火管理に関する高度な知識技能を習得させるために、次の講習会を開催し、火災による死傷発生防止対策を徹底させるとともに、事業所の消防計画に基づく自衛消防訓練の定期的な実施を強く指導して、防火管理体制の充実を図るものとする。 １・２　（略） 第７　林野火災予防 林野火災を未然に防止するため、関係機関及び各種民間団体等と連絡会議を開催するとともに、報道機関、学校、町内会、自主防災会、普通共有林野管理人、看守人及び市有林管守人等の協力を得て次の広報等を実施するものとする。 １　林野火災に注意を要する気象状況時の「林野火災注意報」の発令 ２～５　（略） （削る）	第６　防火管理者講習会 政令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所の管理者等に対し、防火管理に関する高度な知識技能を習得させるために、次の講習会を開催し、火災による死傷発生防止対策を徹底させるとともに、事業所の消防計画に基づく自衛消防訓練の定期的な実施を強く指導して、防火管理体制の充実を図るものとする。 １・２　（略） 第７　林野火災予防 林野火災を未然に防止するため、関係機関及び各種民間団体等と連絡会議を開催するとともに、報道機関、学校、町内会、自主防災会、女性防火クラブ、普通共有林野管理人及び看守人、市有林管守人等の協力を得て次の事業等を実施するものとする。 １　入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識のかん養 ２～５　（略） ６　林野火災消火用の資器材の整備

修正案	現計画
第１７節　危険物施設等災害の予防 （略） 第１　危険物施設災害予防対策 １　危険物施設の災害予防 危険物施設等からの火災、爆発及び流出等による事故は、人命及び周辺地域等に与える危険性が大きいため、立入検査を行い徹底した安全管理の指導及び法令に基づく規制を遵守させ、次のとおり災害防止の万全を図るものとする。 ⑴～⑹　（略） ２・３　（略） 第２・第３　（略）	第１７節　危険物施設等災害の予防 （略） 第１　危険物施設災害予防対策 １　危険物施設の災害予防 危険物施設等からの火災、爆発及び流出等による事故は、人命及び周辺地域等に与える危険性が大きいため、立入検査を行い徹底した安全管理の指導並びに法令に基づく規制を遵守させ、次のとおり災害防止の万全を図るものとする。 ⑴～⑹　（略） ２・３　（略） 第２・第３　（略）

修正案	現計画
第１８節　水道施設の防災	第１８節　水道施設の防災
（略）	（略）
第１　施設の耐震化 （略） １　（略） ２　配水場 施設の耐震性強化と飲料水の確保を図る。 ３・４　（略）	第１　施設の耐震化 （略） １　（略） ２　配水場 緊急遮断弁及び配水池流出入管に伸縮可とう管を設置する。 ３・４　（略）
第２～第４　（略）	第２～第４　（略）
第５　拠点給水所の維持管理 災害時における飲料水を適切に確保するために、拠点給水所の維持管理と開設訓練等を継続的に行う。	第５　災害用緊急貯水槽の整備 災害時における飲料水を確保するために、市内２８箇所において拠点給水所を開設するため、災害用貯水槽の整備を行う。
第１９節　下水道施設の防災	第１９節　下水道施設の防災
（略）	（略）

修正案	現計画
第２０節　道路・橋りょうの防災	第２０節　道路・橋りょうの防災
（略）	（略）
第１　道路の安全性の向上 災害時において道路は、避難路、救急救助用道路、救援物資輸送路及び防火遮断帯等重要で多目的な用途をもっている。したがって、災害時における啓開路線の指定を進めるとともに、次により道路の安全性の向上を図るものとする。 １　地盤、地質状態に基づいて道路の舗装を進め、路面の強化を図る。 ２・３　（略）	第１　道路の安全性の向上 災害時において道路は、避難路、救急救助用道路、救援物資輸送路及び防火遮断帯等重要で多目的な用途をもっている。したがって、災害時における啓開路線の指定をすすめるとともに、次により道路の安全性の向上を図るものとする。 １　地盤、地質状態に基づいて道路の舗装をすすめ、路面の強化を図る。 ２・３　（略）
第２　橋りょうの安全性の向上 橋りょうは、倒壊した場合において大きな障害物となるので、山形市が管理する橋りょうについては、次により安全性の向上を図るとともに、その他の橋りょうについては、必要に応じ、それぞれの管理者に十分な点検など必要な安全性の向上を図るよう要請するものとする。 １～４　（略）	第２　橋りょうの安全性の向上 橋りょうは、倒壊した場合において大きな障害物となるので、この市が管理する橋りょうについては、次により安全性の向上を図るとともに、その他の橋りょうについては、必要に応じ、それぞれの管理者に十分な点検など必要な安全性の向上を図るよう要請するものとする。 １～４　（略）
第２１節　建築物等の被害予防	第２１節　建築物等の被害予防
（略）	（略）

修正案	現計画
第２２節　文化財の防災 本節は、有形文化財等について、災害による被害を防止し、予防対策を進めるための計画である。 第１・第２　（略） 第２３節　（略） 第２４節　原子力災害の事前対策 （略） 第１　（略） 第２　防災体制の整備 １　通信連絡体制の整備 ⑴　（略） ⑵　情報伝達手段 事故が発生した場合において、市民へ迅速かつ正確に周知するため、コミュニティＦＭ放送による緊急割り込み放送、緊急速報メール、防災情報メールマガジンによる一斉送信、市政記者クラブへの情報提供、広報車の巡回など、多様な手段を確保する。	第２２節　文化財の防災 本節は、有形文化財等について、災害による被害を防止し、予防対策をすすめるための計画である。 第１・第２　（略） 第２３節　（略） 第２４節　原子力災害の事前対策 （略） 第１　（略） 第２　防災体制の整備 １　通信連絡体制の整備 ⑴　（略） ⑵　情報伝達手段 事故の発生した場合において、市民へ迅速かつ正確に周知するため、コミュニティＦＭ放送による緊急割り込み放送、緊急速報メール、防災情報メールマガジンによる一斉送信、マスコミ各社への情報提供、広報車の巡回など、多様な手段を確保する。

修正案	現計画
２　避難等の体制の整備 山形市は、次に掲げるとおり、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、市民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。 ⑴　山形市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた市民への注意喚起体制を整備するものとする。 ⑵　山形市は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第１５条第１項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、山形県の「原子力災害に伴う屋内退避マニュアル」を踏まえ、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避マニュアルを策定する。 ３　（略） 第３・第４　（略）	２　避難等の体制の整備 市は、次に掲げるとおり、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、市民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。 ⑴　市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた市民への注意喚起体制を整備するものとする。 ⑵　市は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第１５条第１項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、山形県の「原子力災害に伴う屋内退避マニュアル」を踏まえ、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避マニュアルを策定する。 ３　（略） 第３・第４　（略）

修正案

第１節　災害対策本部

山形市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）は、災害対策基本法第２３条の２に基づいて設置するものとする。

第１　本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

（略）	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
本部職員	市長部局、上下水道部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局に属する山形市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）

第２　本部の設置及び閉鎖

１　設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、本部を設置するものとする。

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度５弱以上の地震を観測したとき
風水害	ア　市の地域に大規模な自然災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき イ　市の地域に避難指示等の発令が見込まれるとき
火山現象	噴火警戒レベル３以上の噴火警報が発表されたとき
火災・その他	ア　市の地域に大火災、又は重大な人為的災害が発生したとき イ　市長が特に応急対策の措置を講ずる必要があると判断したとき

現計画

第１節　災害対策本部

山形市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）は、災害対策基本法第２３条に基づいて設置するものとする。

第１　本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

（略）	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）

第２　本部の設置及び閉鎖

１　設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、本部を設置するものとする。

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度５弱以上の地震を観測した場合
風水害	ア　市の地域に大規模な自然災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合 イ　市の地域に避難指示等の発令が見込まれる場合
火山現象	噴火警戒レベル３以上の噴火警報が発表された場合
火災・その他	市の地域に大火災、又は重大な人為的災害が発生した場合 市長が特に応急対策の措置を講ずる必要があると判断した場合

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>なお、本部の閉鎖に際しては、今後の応急復旧方法、処理業務等について必要な事項を定めるものとする。
３　本部の位置
本部は山形市役所内に置く。
ただし、山形市役所が災害による影響で使用不可能の場合は、次の順序で本部の位置を変更するものとする。
(1)・(2)　（略）
４　本部の設置及び閉鎖の通知
市長は、本部を設置したとき、又は閉鎖したときは、直ちに迅速な手段をもって防災会議の構成機関等へ通知し、併せて市民へ公表するものとする。
５　（略）

第３　（略）

第４　本部連絡員
（略）
<table><tr><th colspan="2">構成</th></tr><tr><td>本部連絡員</td><td>本部連絡員は、各部等の主管課等の長とする。
ただし、場合により、本部員があらかじめ指名した職員若干名を本部連絡員とすることができる。</td></tr></table>
第５　（略）</td><td>なお、本部閉鎖に際しては、今後の応急復旧方法、処理業務等について必要な事項を定めるものとする。
３　本部の位置
本部は市役所内に置く。
ただし、市役所が災害による影響で使用不可能の場合は、次の順序で本部の位置を変更するものとする。
(1)・(2)　（略）
４　本部設置及び閉鎖の通知
市長は、本部を設置したとき、又は閉鎖したときは、直ちに迅速な手段をもって防災会議の構成機関等へ通知し、あわせて市民へ公表するものとする。
５　（略）

第３　（略）

第４　本部連絡員
（略）
<table><tr><th colspan="2">構成</th></tr><tr><td>本部連絡員</td><td>本部連絡員は、各部等の主管課等の長とする。
ただし、場合により、本部員が予め指名した職員若干名を本部連絡員とすることができる。</td></tr></table>
第５　（略）</td></tr>
</table>

修正案	現計画
第６　外部関係機関の派遣要請 山形市内が大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、以下のライフラインに係る各機関（以下「各機関」という。）に対して本部への派遣を要請するものとする。 １　派遣の要請 ⑴　対象は、国道管理、県道管理、電力供給、都市ガス供給、電話（携帯電話を含む。）のうち、山形市内に事務所を置く機関とする。 ⑵・⑶　（略） ２　連絡調整員の業務 ⑴　（略） ⑵　本部又は派遣元機関を除く各機関の有する情報を派遣元機関に伝達する。 ⑶　本部又は派遣元機関を除く各機関からの依頼事項を派遣元機関に伝達する。 ３　連絡調整員の処遇等 その他連絡調整員の派遣に関し必要な事項は、各機関と協議するものとする。	第６　外部関係機関の派遣要請 市の区域内における大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、ライフラインに係る各機関（以下「各機関」という。）に対して連絡調整員の本部への派遣を要請する。 １　派遣の要請 ⑴　対象は、国道管理、県道管理、電力供給、都市ガス供給、電話（携帯電話を含む。）のうち、市の区域内に事務所を置く機関とする。 ⑵・⑶　（略） ２　連絡調整員の業務 ⑴　（略） ⑵　本部又は派遣元機関を除く各機関の有する情報及び本部又は派遣元機関を除く各機関からの依頼事項を派遣元機関に伝達する。 ３　連絡調整員の処遇等 その他連絡調整員の派遣に関し必要な事項は、各機関と協議のうえ別に定める。
第７　業務継続性の確保 山形市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。	第７　業務継続性の確保 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

修正案	現計画
また、山形市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。 加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。 特に、山形市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ及び非常時優先業務の整理について定めておくとともに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。	また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。 加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。 特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくとともに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

修正案

第１－１節　災害対策連絡会議

災害対策本部設置以前の段階における山形市の意思決定機関として、災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、災害対策連絡会議（以下、この節において「連絡会議」という。）を設置する。

第１　連絡会議の組織

連絡会議の組織は次のとおりとする。

（略）	
（略）	（略）
（略）	（略）
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうち、本部長が災害対策上必要と認める職員

第２　連絡会議の設置及び閉鎖

１　設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、連絡会議を設置するものとする。

現計画

第１－１節　災害対策連絡会議

災害対策本部設置以前の段階における市の意思決定機関として、災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、災害対策連絡会議（以下、この節において「連絡会議」という。）を設置する。

第１　連絡会議の組織

連絡会議の組織は次のとおりとする。

（略）	
（略）	（略）
（略）	（略）
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員

第２　連絡会議の設置及び閉鎖

１　設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、連絡会議を設置するものとする。

修正案

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度４以上の地震を観測したとき
風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「４者協議」という。）により、状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認めたとき。 ①　山形市内にレベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報又は暴風警報のいずれかが発表されたとき。 ②　台風等により相当な被害を受けるおそれがあるとき。 ③　集中豪雨により局地的被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
火災・その他	市長が必要であると判断したとき

２　閉鎖基準

市長は、次の場合に連絡会議を閉鎖するものとする。

⑴　災害による危険が解消したとき

⑵　応急対策活動が終了したとき

⑶　災害対策本部を設置したとき

３・４　（略）

５　市長不在時における連絡会議の設置

市長不在時における本部の設置の判断は、「山形市長の職務を代理する職員を定める規則」に定める職にある職員が行うものとする。

現計画

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度４以上の地震を観測した場合
風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「４者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合 ①　市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。 ②　台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③　集中豪雨により局地的被害が発生または発生が見込まれるとき。
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

２　閉鎖基準

市長は、次の場合に連絡会議を閉鎖するものとする。

⑴　災害による危険が解消した場合

⑵　応急対策活動が終了した場合

⑶　災害対策本部を設置した場合

３・４　（略）

５　市長不在時における連絡会議の設置

市長不在時における本部の設置は、「山形市長の職務を代理する職員を定める規則」によるものとする。

修正案

第３　連絡会議

１　（略）

２　事務局

連絡会議の事務を処理するため、山形市に事務局を置く。事務局の構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

第４　連絡会議連絡員

（略）

構成	
連絡会議連絡員	連絡会議連絡員は、各部等の主管課等の長とする。ただし、場合により、本部員があらかじめ指名した職員若干名を連絡会議連絡員とすることができる。

第５　（略）

第６　副市長及び関係部長等による４者協議

風水害の警戒においては、迅速な判断が求められることから、警戒時における情報収集の効率化、被害が見込まれる場合の連絡会議への移行準備の円滑化を図るため、副市長及び特に警戒体制の中核を担う以下の関係部等の長により情報収集と警戒対策について協議を行う。

１　４者協議の組織

４者協議の組織は次のとおりとする。

構成	
４者協議	副市長
	総務部長、都市整備部長、消防長

現計画

第３　連絡会議

１　（略）

２　事務局

連絡会議の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

第４　連絡会議連絡員

（略）

構成	
連絡会議連絡員	連絡会議連絡員は、各部等の主管課等の長とする。ただし、場合により、本部員が予め指名した職員若干名を連絡会議連絡員とすることができる。

第５　（略）

第６　副市長及び関係部長等による４者協議

風水害の警戒においては、迅速な判断が求められることから、警戒時における情報収集の効率化、被害が見込まれる場合の連絡会議への移行準備の円滑化を図るため、副市長及び特に警戒体制の中核を担う関係部等の長により情報収集と警戒対策について協議を行う。

１　４者協議の組織

４者協議の組織は次のとおりとする。

構成	
４者協議	副市長
	総務部長、都市整備部長、消防長

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>
２　４者協議の実施

⑴　実施基準

副市長は、本市に次の事態が生じた場合は、４者協議を実施するものとする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>状況</th></tr>
<tr><td>風水害</td><td>次のいずれかに該当する場合
①　山形市内にレベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報又は暴風警報のいずれかが発表されたとき。
②　台風等により相当な被害を受けるおそれがあるとき。
③　集中豪雨により局地的被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</td></tr>
</table>
⑵　４者協議を実施するに当たり、副市長が不在の場合は、次の者が代わって実施する。

ア・イ　（略）

３　４者協議

⑴　（略）

⑵　事務局

４者協議の事務を処理するため、山形市総務部防災対策課に事務局を置く。構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

４・５　（略）
</td><td>
２　４者協議の実施

⑴　実施基準

副市長は、本市に次の事態が生じた場合は、４者協議を実施するものとする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>状況</th></tr>
<tr><td>風水害</td><td>次のいずれかに該当する場合
①　市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。
②　台風等により相当な被害が見込まれるとき。
③　集中豪雨により局地的被害が発生または発生が見込まれるとき。</td></tr>
</table>
⑵　４者協議を実施するにあたり、副市長が不在の場合は、次の者が代わって実施する。

ア・イ　（略）

３　４者協議

⑴　（略）

⑵　事務局

４者協議の事務を処理するため、事務局を置く。構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

４・５　（略）
</td></tr>
</table>

修正案	現計画
第７　外部関係機関の派遣要請 　災害対策本部の開設前に、山形市内が大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、ライフラインに係る各機関へ連絡調整員の連絡会議への派遣を要請する。この場合、前節第６の規定を準用する。	第７　外部関係機関の派遣要請 　災害対策本部の開設前に、市の区域内における大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、ライフラインに係る各機関へ連絡調整員の連絡会議への派遣を要請する。この場合、前節第６の規定を準用する。

修正案

第２節　防災支部

（略）

第１　防災支部の開設及び閉鎖

１　開設基準

次の場合に防災支部を開設するものとする。

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度４以上の地震を観測したとき （災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の防災支部を開設する。）
風水害	災害対策本部又は災害対策連絡会議において、気象状況や河川水位状況などを総合的に判断し、防災支部の全部又は一部の開設を決定したとき
火災・その他	市長が必要であると判断したとき

２　閉鎖基準

次の場合に防災支部を閉鎖するものとする。

⑴　災害による危険が解消したとき

⑵　応急対策活動が終了したとき

第２　開設場所

（略）

１　防災支部を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第４９条の４第１項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

現計画

第２節　防災支部

（略）

第１　防災支部の開設及び閉鎖

１　開設基準

次の場合に防災支部を開設するものとする。

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度４以上の地震を観測した場合 （災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の防災支部を開設する。）
風水害	災害対策本部又は災害対策連絡会議において、気象状況や河川水位状況などを総合的に判断し、防災支部の全部または一部の開設を決定した場合
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

２　閉鎖基準

次の場合に防災支部を閉鎖するものとする。

⑴　災害による危険が解消した場合

⑵　応急対策活動が終了した場合

第２　開設場所

（略）

１　防災支部を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第４９条の４第１項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>
２　防災支部を開設する施設が被災し、又は被災するおそれがあるとき
<table>
<tr><th>地区</th><th>箇所数</th><th>開設場所</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第１～１０地区</td><td rowspan="8">７か所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>コミュニティセンター管轄区域</td><td>２０か所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>２７か所</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第３　（略）

第４　市職員の配備

防災支部を開設する場合、山形市は指名職員を防災支部へ配備する。

ただし、同一建物内に防災支部と市避難所を開設する場合においては、防災支部長は市避難所長を、防災支部員は市避難所員を兼務するものとする。

また、防災支部を開設後、状況に応じて職員を増減員し、増減員数は災害対策本部又は災害対策連絡会議で調整を行う。

１～４　（略）

第５～第７　（略）
</td><td>
２　防災支部を開設する施設が被災し、又は被災するおそれがある場合
<table>
<tr><th>地区</th><th>箇所数</th><th>開設場所</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第１～１０地区</td><td rowspan="8">７所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>コミュニティセンター管轄区域</td><td>２０所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>２７所</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第３　（略）

第４　市職員の配備

防災支部を開設する場合、市は指名職員を防災支部へ配備する。

ただし、同一建物内に防災支部と市避難所を開設する場合においては、防災支部長は市避難所長を、防災支部員は市避難所員を兼務するものとする。

また、防災支部を開設後、状況に応じて職員を増減員し、増減員数は災害対策本部又は災害対策連絡会議で調整を行う。

１～４　（略）

第５～第７　（略）
</td></tr>
</table>

修正案

第２－１節　市避難所

本節は、災害時において市避難所を開設し運営するための計画である。

災害の危険から市民の生命又は身体の安全を確保するため、山形市は、震度４以上の地震が発生した場合又は災害対策本部若しくは災害対策連絡会議において決定した場合のほか、避難指示等を発令する場合に市避難所を開設する。

市避難所を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。

なお、地区避難所での避難生活が数日間に及ぶ場合は、避難者の安全を確保するため市避難所へ移動を促すものとする。

また、感染症対策のため、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

第１　市避難所の開設及び閉鎖

１　開設基準

次の場合に市避難所を開設するものとする。

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度４以上の地震を観測したとき （災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の市避難所を開設する。）
風水害	災害対策連絡会議又は災害対策本部において、気象状況や自主避難者の状況を総合的に判断し、市避難所の全部又は一部の開設を決定したとき
火災・その他	市長が必要であると判断したとき

現計画

第２－１節　市避難所

本節は、災害時において市避難所を開設し運営するための計画である。

災害の危険から市民の生命又は身体の安全を確保するため、山形市は、震度４以上の地震が発生した場合又は災害対策本部若しくは災害対策連絡会議において決定した場合のほか、避難指示等を発令する場合に市避難所を開設する。

市避難所を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。

なお、地区避難所での避難生活が数日間に及ぶ場合は、避難者の安全を確保するため市避難所へ移動を促すものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

第１　市避難所の開設及び閉鎖

１　開設基準

次の場合に市避難所を開設するものとする。

区分	状　　況
地震災害	市の地域に震度４以上の地震を観測した場合 （災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の市避難所を開設する。）
風水害	災害対策連絡会議又は災害対策本部において、気象状況や自主避難者の状況を総合的に判断し、市避難所の全部又は一部の開設を決定した場合
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

修正案

２　閉鎖基準

次の場合に市避難所を閉鎖するものとする。

⑴　災害による危険が解消したとき

⑵　応急対策活動が終了したとき

第２　開設場所

開設場所	箇所数
（略）	７か所
（略）	２０か所
（略）	４９か所
（略）	１か所
（略）	６か所
（略）	３か所
（略）	４か所
（略）	１か所
（略）	１か所
（略）	１か所
（略）	１か所
（略）	１か所
（略）	９４か所

※ただし、市避難所を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第４９条の４第１項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該施設に市避難所を開設しない。

※市避難所を開設する必要がある施設で、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合には、当該施設に市避難所を原則開設しない。

現計画

２　閉鎖基準

次の場合に市避難所を閉鎖するものとする。

⑴　災害による危険が解消した場合

⑵　応急対策活動が終了した場合

第２　開設場所

ただし、市避難所を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第４９条の４第１項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該施設に市避難所を開設しない。

また、市避難所を開設する必要がある施設で、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合には、当該施設に市避難所を原則開設しない。

開設場所	箇所数
（略）	７所
（略）	２０所
（略）	４９所
（略）	１所
（略）	６所
（略）	３所
（略）	４所
（略）	１所
（略）	１所
（略）	１所
（略）	１所
（略）	９４所

修正案

第３・第４　（略）

第５　市職員の配備

（略）

１　配備する指名職員

区分	配備する指名職員
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
東北文教大学体育館 （風水害及び火山現象の自然災害時のみ南山形小学校の代わりに開設）	南山形小学校の指名職員
べにっこひろば （風水害の自然災害時のみ大郷コミュニティセンターの代わりに開設）	大郷コミュニティセンターの指名職員

２～４　（略）

第６　市避難所の運営

１・２　（略）

現計画

第３・第４　（略）

第５　市職員の配備

（略）

１　配備する指名職員

区分	配備する指名職員
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
東北文教大学体育館	風水害及び火山現象の自然災害時のみ南山形小学校の指名職員
べにっこひろば	風水害の自然災害時のみ大郷コミセンの指名職員

２～４　（略）

第６　市避難所の運営

１・２　（略）

修正案	現計画
３　多様な視点に配慮した安全安心な運営 ⑴　女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮し、女性の視点を踏まえた避難所運営に努める。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。 ⑵　（略） ４　ペット同行避難 全ての避難所において、ペット（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く。）同行避難者が適切にペットの飼養管理が出来るよう、ペット飼養スペースの設置に努めるものとする。なお、具体的なペット同行避難の方法は、「避難所におけるペット同行避難に関するガイドライン」の定めるところによる。 第７・第８節　（略）	３　多様な視点に配慮した安全安心な運営 ⑴　男女のニーズの違い等の観点から、男女共同参画その他の多様な視点に配慮する。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。 ⑵　（略） ４　ペット同行避難 全ての避難所において、ペット同行避難者が適切にペットの飼養管理が出来るよう、ペット飼養スペースの設置に努めるものとする。なお、具体的なペット同行避難の方法は、「避難所におけるペット同行避難に関するガイドライン」の定めるところによる。 第７・第８節　（略）

修正案

第３節　職員警戒配備、動員

（略）

第１　警戒配備体制

（略）

１　警戒１号配備体制

（略）

⑴　配備の時期

次の場合に警戒１号配備を敷くものとする。

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当する場合 ①　山形市内にレベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報又は暴風警報のいずれかが発表されたときに自動的に配備する。 ②　上記以外で総務部長が必要であると判断したとき。
火災・その他	総務部長が必要であると判断したとき

⑵　配備の解除

次の場合に警戒１号配備を解除するものとする。

ア　災害の発生の危険がなくなったと総務部長が判断したとき

イ　警戒２号配備体制又は動員１号・２号体制に切り替えたとき

⑶　（略）

２　警戒２号配備体制

（略）

現計画

第３節　職員警戒配備、動員

（略）

第１　警戒配備体制

（略）

１　警戒１号配備体制

（略）

⑴　配備の時期

次の場合に警戒１号配備を敷くものとする。

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当する場合 ①　市の地域に大雨、暴風、洪水等の気象警報（大雪警報を除く。）のうち１つの警報が発表されたとき、自動的に配備する。 ②　上記以外で総務部長が必要であると判断したとき。
火災・その他	総務部長が必要であると判断したとき場合

⑵　配備の解除

次の場合に警戒１号配備を解除するものとする。

ア　災害の発生の危険がなくなったと総務部長が判断した場合

イ　警戒２号配備体制又は動員１号・２号体制に切り替えた場合

⑶　（略）

２　警戒２号配備体制

（略）

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>
⑴　配備の時期

次の場合に警戒２号配備を敷くものとする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>状況</th></tr>
<tr><td>地震災害</td><td>山形市内に震度４以上の地震を観測したときに自動的に配備する。</td></tr>
<tr><td>風水害
火災・その他</td><td>災害対策連絡会議の協議を受けて本部長が判断したとき。</td></tr>
</table>
⑵・⑶　（略）

第２　動員体制

災害対策本部が設置された場合における職員の動員体制は、次のとおりとする。

１　動員１号体制

動員１号体制は、災害対策本部設置のもと応急対策を講ずる体制である。

⑴・⑵　（略）

⑶　動員範囲

全課の約半数の職員（消防本部、上下水道部及び市立病院済生館の職員を除く。）と指名職員をもってあてる。

各課において動員１号体制が必要となった場合の配備職員をあらかじめ指名する。ただし、指名した職員の全配備又は一部配備については、災害対策本部が決定する。

⑷　分掌事務及び参集場所

動員１号体制時の分掌事務及び参集場所は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。
</td><td>
⑴　配備の時期

次の場合に警戒２号配備を敷くものとする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>状況</th></tr>
<tr><td>地震災害</td><td>市の地域に震度４以上の地震を観測した場合、自動的に配備する。</td></tr>
<tr><td>風水害
火災・その他</td><td>災害対策連絡会議の協議を受けて本部長が判断した場合</td></tr>
</table>
⑵・⑶　（略）

第２　動員体制

災害対策本部が設置された場合における職員の動員体制は、次のとおりとする。

１　動員１号体制

動員１号体制は、災害対策本部設置のもと応急対策を講ずる体制である。

⑴・⑵　（略）

⑶　動員範囲

全課の約半数の職員（消防本部、上下水道部、市立病院済生館の職員を除く。）と指名職員をもってあてる。

各課において動員１号体制が必要となった場合の配備職員を予め指名する。ただし、状況により、指名した職員の全配備又は一部配備について、災害対策本部で決定する。

⑸　分掌事務

動員１号体制時の分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>
２　動員２号体制

（略）

⑴　動員の時期

（略）

<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（削る）

⑵・⑶　（略）

⑷　分掌事務及び参集場所

動員２号体制時の分掌事務及び参集場所は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第３・第４　（略）

第５　動員者の報告

各部の主管課長は、警戒配備体制又は動員体制が敷かれてから１時間以内に、部ごとの動員者について職員課長へ動員者名簿を提出するものとする。ただし、警戒配備体制が敷かれた場合において、配備対象課に各部の主管課が含まれない場合は、部長等からあらかじめ指名された課等の長が動員者名簿を提出することができるものとする。

防災支部長は、所管組織に参集した職員について防災対策課長へ配備状況を報告するものとする。
</td><td>
２　動員２号体制

（略）

⑴　動員の時期

（略）

<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
※　発災直後の職員の参集場所については、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めによる。

⑵・⑶　（略）

⑷　分掌事務

動員２号体制時の分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第３・第４　（略）

第５　動員者の報告

各部の主管課長は、警戒配備体制又は動員体制が敷かれてから１時間以内に、部ごとの動員者について職員課長へ動員者名簿を提出するものとする。ただし、警戒配備体制が敷かれた場合において、配備対象課に各部の主管課が含まれない場合は、部長等から予め指名された課長が動員者名簿を提出することができるものとする。

防災支部長は、所管組織に参集した職員について防災対策課長へ配備状況を報告するものとする。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>
なお、病気その他やむを得ない理由により動員に応じられない職員は、その旨を災害対策本部長（市長）に届けなければならない。

第６　職員の応援

（略）
<table>
<tr><th>区分</th><th>指示</th></tr>
<tr><td>部内間の相互応援の場合</td><td>本部員（各部等の長）の指示</td></tr>
<tr><td>他の部からの応援の場合</td><td>本部長（市長）の指示</td></tr>
<tr><td>大量の職員数動員が必要な場合</td><td>災害対策本部又は災害対策連絡会議で決定するものとする。</td></tr>
</table>

第７～第１０　（略）
</td><td>
なお、病気、その他やむを得ない理由により動員に応じられない職員は、その旨を本部長（市長）に届けなければならない。

第６　職員の応援

（略）
<table>
<tr><th>区分</th><th>指示</th></tr>
<tr><td>部内間の相互応援の場合</td><td>本部員（各部長）の指示</td></tr>
<tr><td>他の部からの応援の場合</td><td>本部長（市長）の指示</td></tr>
<tr><td>大量の職員数動員が必要な場合</td><td>平常時の各部等職員での按分を基本とし、災害対策本部又は災害対策連絡会議で決定する。</td></tr>
</table>

第７～第１０　（略）
</td></tr>
</table>

修正案

第４節　気象情報の伝達

本節は、気象情報の発表及び伝達について定めた計画である。

第１　予報及び警報等の概要

１　特別警報、危険警報、警報、注意報の概要

区　　分	概　　要
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。 氾濫、大雨、土砂災害、高潮、暴風、暴風雪、大雪、波浪の特別警報がある。氾濫、大雨、土砂災害、高潮の特別警報には名称に「レベル５」を付して発表する。
危険警報	重大な災害の起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報。 氾濫、大雨、土砂災害、高潮の危険警報があり、名称に「レベル４」を付して発表する。
警報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 氾濫、大雨、土砂災害、高潮、暴風、暴風雪、大雪、波浪の警報がある。氾濫、大雨、土砂災害、高潮の警報には名称に「レベル３」を付して発表する。
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 氾濫、大雨、土砂災害、高潮、風雪、強風、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪、波浪の注意報がある。氾濫、大雨、土砂災害、高潮の注意報には名称に「レベル２」を付して発表する。

現計画

第４節　気象情報の発表・伝達

本節は、気象情報の発表及び伝達について定めた計画である。

第１　予報及び警報等の発表

１　特別警報、警報、注意報等の概要

区　　分	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
（新設）	（新設）
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

修正案

２　防災気象情報の情報体系と名称

	河川氾濫 １級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	（警戒レベルごとの） 住民がとるべき行動
警戒レベル ５ 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	命の危険　直ちに安全確認！
警戒レベル ４ 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル ３ 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	避難に時間を要する人は、 早めに避難、避難の準備など
警戒レベル ２	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル １	早期注意情報			災害への心構えを高める

（削る）　※資料編に掲載することとする。

第２　予報及び警報等の伝達

１　気象注意報、警報及び特別警報（以下「警報等」という。）の伝達

⑴　山形地方気象台及び関係機関は、別表２の系統図により警報等を伝達する。

⑵　山形市における警報等の受領及び伝達は、次のとおりとする。

ア　執務時間内は、山形市防災担当部課等及び山形市消防本部が受領し、執務時間外は、山形市役所守衛室及び山形市消防本部が受領する。

イ　本庁関係各課には、山形市防災担当部課等が通知する。

ウ　出先機関及び市有施設には、所管する担当課等が通知する。

⑶　県防災危機管理課は、山形県防災行政通信ネットワークにより、山形市及び山形市消防本部に通知する。

⑷　ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社は、警報、危険警報及び特別警報を山形市に伝達する。

⑸　（略）

現計画

（新設）

２　一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報

第２　予報及び警報等の伝達

１　気象注意報、警報及び特別警報（以下「警報等」という。）の伝達

⑴　山形地方気象台及び関係機関は、別表５の系統図により警報等を伝達する。

⑵　市における警報等の受領及び伝達は、次のとおりとする。

ア　執務時間内は、市防災担当部課等及び消防本部が受領し、執務時間外は、守衛室及び消防本部が受領する。

イ　本庁関係各課には、市防災担当部課等が通知する。

ウ　出先機関及び施設には、所管する担当各課が通知する。

⑶　県防災危機管理課は、山形県防災行政通信ネットワークにより市及び消防本部に通知する。

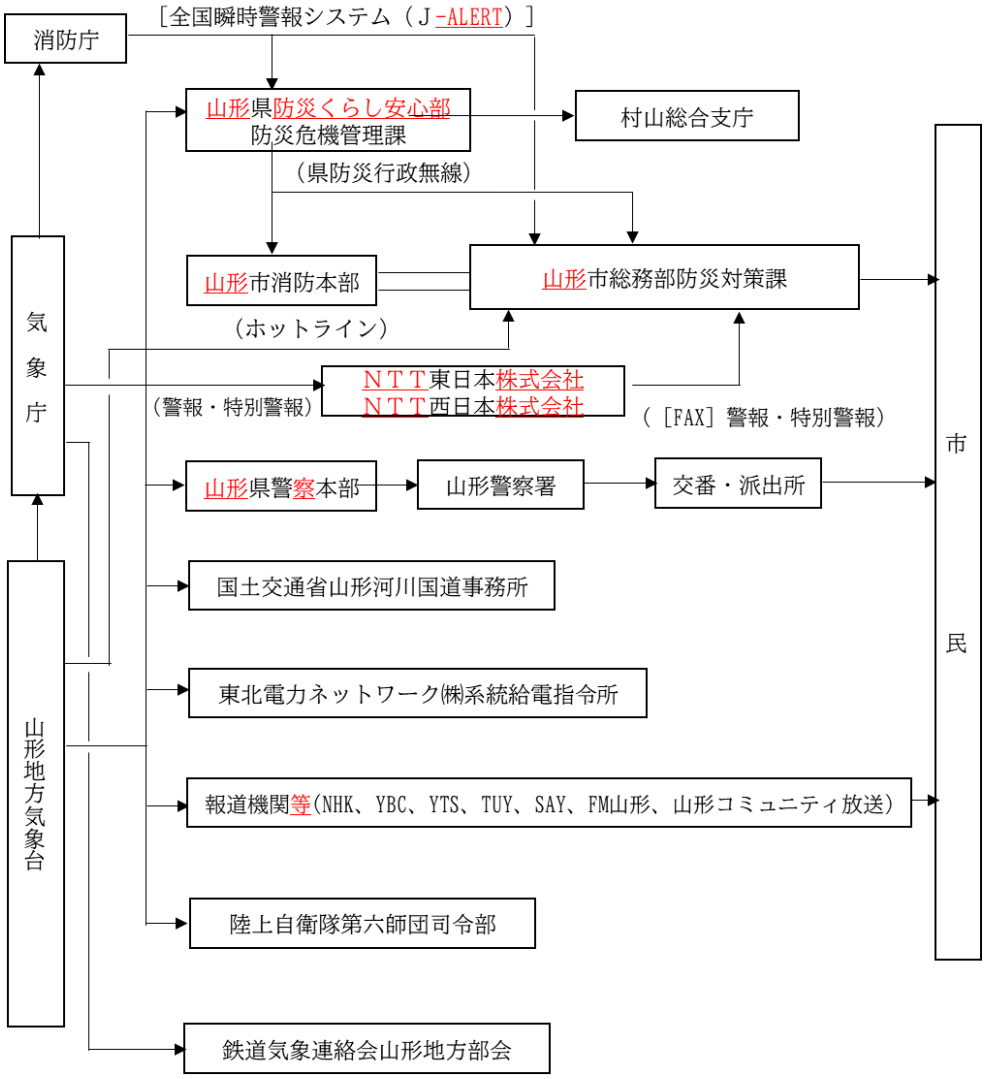
⑷　東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱は、警報及び特別警報を市に伝達する。

⑸　（略）

修正案	現計画
２　（略） ３　水防警報の伝達 水防に関する警報等の伝達については、別編「山形市水防計画」の定めるところによる。 第３　異常現象発見時の通報 １　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その状況を直ちに山形市、山形市消防本部通信指令課又は警察署に通報するものとする。 ２　市長は、通報を受けた場合は、次の事項について山形地方気象台並びに県及び隣接市町に連絡するものとする。 ⑴・⑵　（略） ３　（略）	２　（略） ３　水防警報の伝達 水防に関する警報等の伝達については、「山形市水防計画」の定めるところによる。 第３　異常現象発見時の通報 １　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その状況を直ちに市及び消防署又は警察署に通報するものとする。 ２　市長は、通報を受けた場合は、次の事項について山形地方気象台、並びに県及び隣接市町に連絡するものとする。 ⑴・⑵　（略） ３　（略）

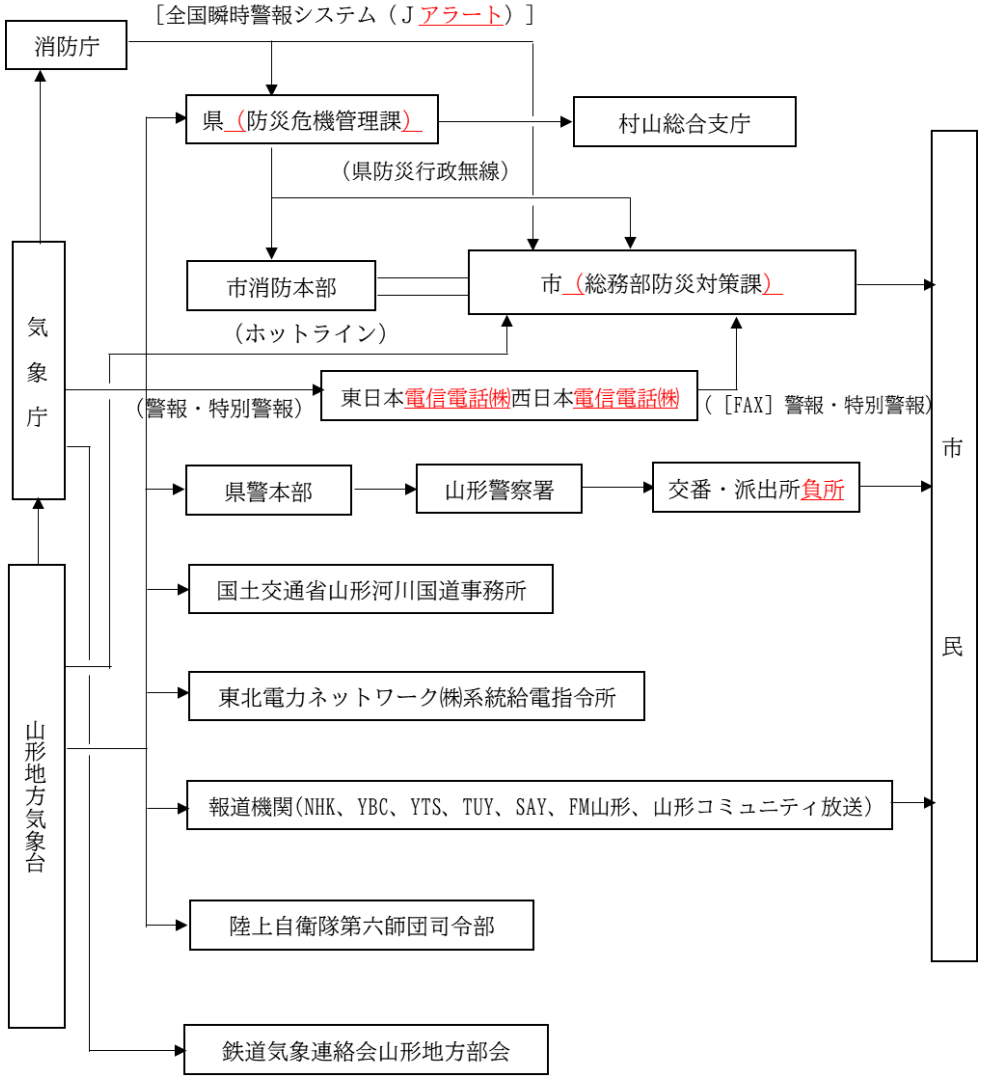
修正案

別表２　気象注意報、警報、危険警報及び特別警報伝達系統図



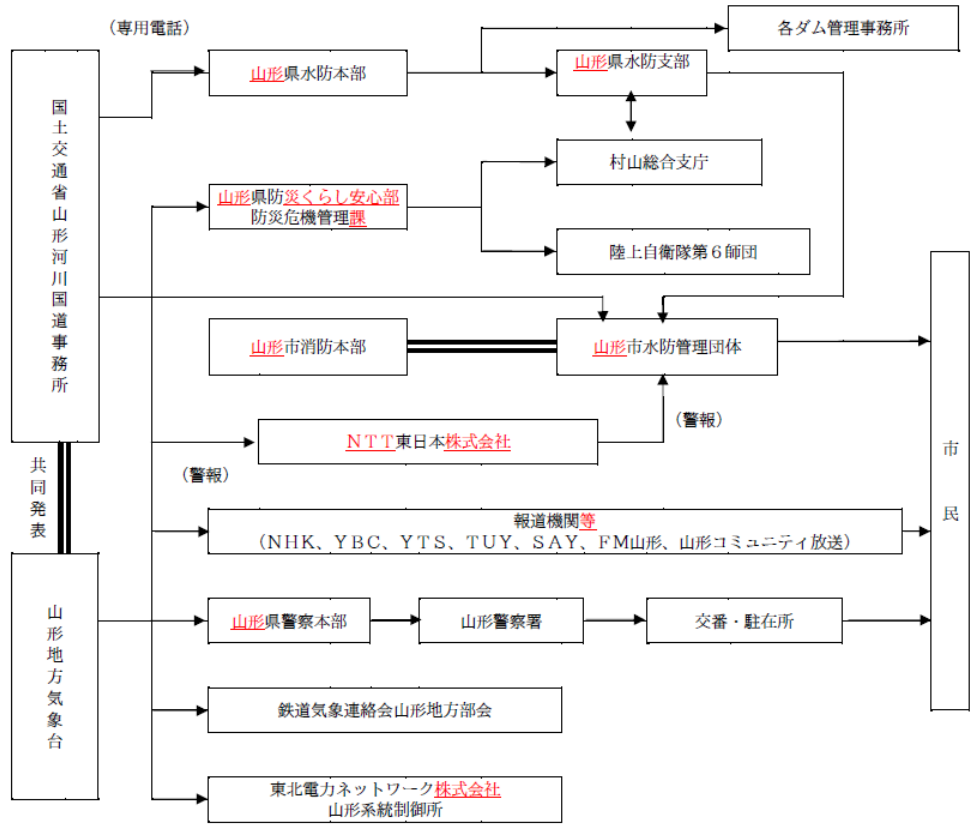
現計画

別表５　気象注意報、警報伝達系統図



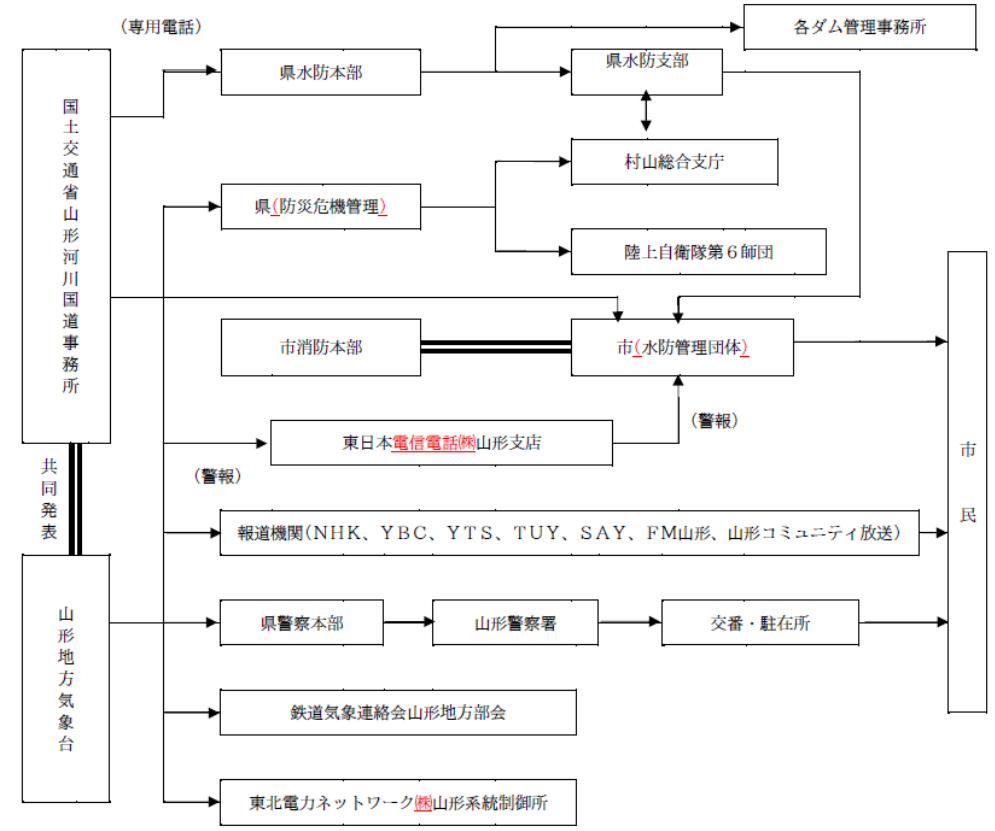
修正案

別表３　最上川上流・須川下流指定河川洪水予報伝達系統図

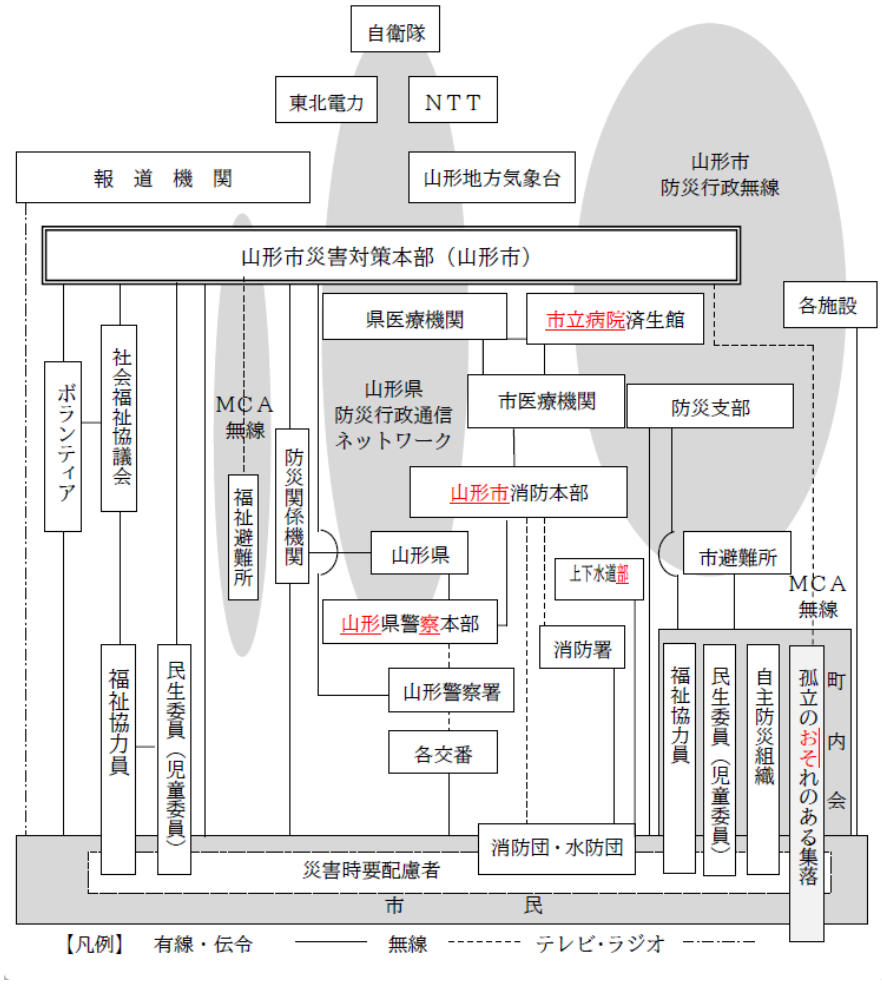


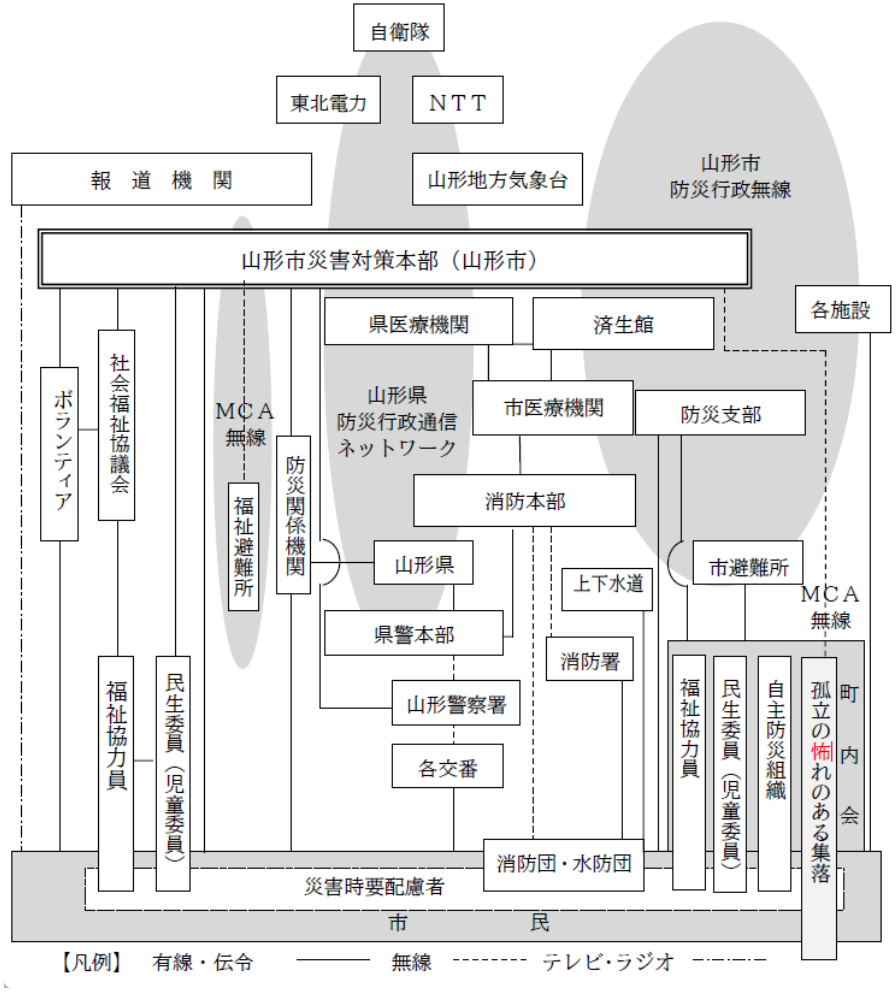
現計画

別表６　最上川上流・須川下流指定河川洪水予報伝達系統図



修正案	現計画
第５節　通信情報 （略） 第１　情報の受伝達系統 災害時の情報の受伝達概要は、次のとおりである。	第５節　通信情報 （略） 第１　情報の受伝達系統 災害時の情報の受伝達概要は、次のとおりである。





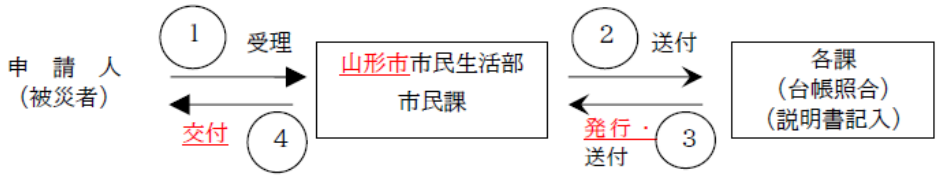
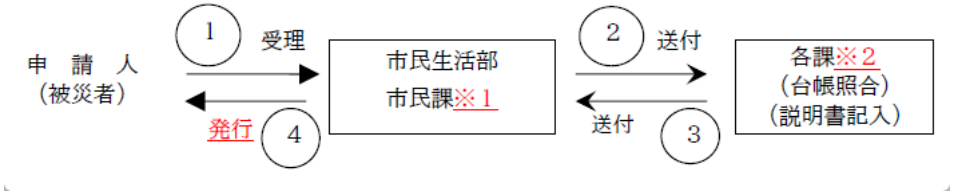
修正案	現計画
第２　災害情報の収集、伝達 １　災害発生直後の情報収集・報告 （略） ⑴　具体的報告方法 ア　災害情報ごとに、その収集・報告に係る責任者、調査要領、方法等を定め、速やかな情報収集が行えるよう、事前の整備を行う。 イ　（略） ウ　災害により、火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、１１９番通報の状況等の情報を積極的に収集し、最も迅速な方法により、県に報告する。 ⑵　収集内容 （略） ア～キ　（略） ２　（略） ３　被害報告の種類 （削る） 被害報告は、人的被害、物的被害、被害状況及び被害金額等を取りまとめて報告するもので、おおむね次の区分により行う。 ⑴　災害速報 災害の発生に伴い、被害の概況調査に基づいて報告する。 ⑵　災害中間報告 災害発生後から応急措置終了まで、被害状況の変動に伴い、逐次報告する。 ⑶　災害確定報告 応急措置終了後、１０日以内に被害状況の確定調査に基づいて報告する。	第２　災害情報の収集、伝達 １　災害発生直後の情報収集・報告 （略） ⑴　具体的報告方法 ア　各災害情報ごとに、その収集・報告に係る責任者、調査要領、方法等を定め、速やかな情報収集が行えるよう、事前の整備を行う。 イ　（略） ウ　災害により火災が同時多発し、或いは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、１１９番通報の状況等の情報を積極的に収集し、最も迅速な方法により、県に報告する。 ⑵　収集内容 （略） ア～キ　（略） ２　（略） ３　災害報告の種類 ⑴　被害報告の種類 被害報告は、人的被害、物的被害、被害状況及び被害金額等を取りまとめて報告するもので、おおむね次の区分により行う。 ア　災害速報　　災害の発生に伴い、被害の概況調査に基づいて報告する。 イ　災害中間報告　災害発生後から応急措置終了まで、被害状況の変動に伴い、逐次報告する。 ウ　災害確定報告　応急措置終了後、１０日以内に被害状況の確定調査に基づいて報告する。

修正案	現計画
（削る）	⑵　災害年報 市長は、毎年１月１日から１２月３１日までの災害による被害状況について、翌年１月３１日現在で明らかになったものを取りまとめ、災害年報として２月１５日までに報告するものとする。
第３　災害時の通信及び連絡手段並びに情報共有 災害時には、迅速な情報収集が求められるとともに、大量の情報が災害対策本部に集まってくることが想定される。大量の情報を整理、分析し、迅速かつ的確な判断につなげていくために、原則、全ての防災情報をデジタル化することとし、そのため通信基盤はインターネットを活用するものとする。 あわせて、防災情報のデジタル化により、災害対策本部からの指名職員及び関係機関への正確かつ迅速な情報伝達を図るものとする。 なお、具体的な取組については、別に定める「山形市防災情報ＤＸ推進計画」に基づき実施するものとする。	第３　災害時の通信、連絡
１　非常時における通信の確保 ⑴　防災行政無線 ア～ウ　（略） （削る） ⑵～⑷　（略） （削る）	１　防災行政無線 ⑴～⑶　（略） ２　非常時における通信の確保 ⑴～⑶（略） ３　市民に対する緊急情報の伝達手段 「第７節　広報」に定める手段とする。
２　災害時の情報共有 ⑴　国、他の地方公共団体、指定公共機関等との情報共有	４　災害時の情報共有 （新設）

修正案	現計画
新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用し、国、他の地方公共団体、指定公共機関等との情報共有を図るものとする。	
⑵　山形市の庁内での情報共有	（新設）
グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する組織の情報共有を目的としたシステム）を活用し、全庁的に各種情報を共有するものとする。	
⑶　災害対策本部と指名職員の情報共有	（新設）
業務用チャットツール、山形市防災行政無線（移動系）、電子メール、グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する組織の情報共有を目的としたシステム）、電話及びＦＡＸ等を活用するものとする。	山形市防災行政無線（移動系）、電子メール、グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する、組織の情報共有を目的としたシステム）、電話、ＦＡＸ等を活用し、災害現場を含め全庁的に各種情報を共有するものとする。
（削る）	第４　災害時の情報共有
（削る）	１　庁内の情報共有
	グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する、組織の情報共有を目的としたシステム）を活用し、全庁的に各種情報を共有するものとする。
	⑴　各部課等は、部内の災害に関する情報を取りまとめ入力する。
	⑵　庁舎内停電等によりグループウェアが機能しない場合は、本部員会議からの伝達による。
	⑶　迅速、的確な運用が行えるよう、操作・運用の訓練を実施する。
	⑷　運用については別に定める。
⑷　災害現場との情報共有	２　現地との情報共有
ア・イ　（略）	⑴・⑵　（略）

修正案	現計画
第６節　被　害　調　査	第６節　被　害　調　査
本節は、災害時において被害調査を迅速かつ確実に行うための計画である。	本節は、災害時において被害調査を迅速、確実に行うための計画である。
第１　被害調査の実施 災害時における被害調査は、災害応急対策を行う上での基礎資料となるため、山形市の各部課等はそれぞれの担当業務に応じて迅速かつ的確に実施する必要がある。調査は、災害の種別や規模などにより関係機関の協力を得るなど対応が異なってくるが、おおむね次の区分により実施するものとする。 １　調査の時期 (1)・(2)　（略） (3)　確定調査 国、県に対する確定報告あるいは補助費申請の資料となるため、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとする。調査時期は、応急措置終了後１０日以内とする。 ２　調査及び報告の内容 調査項目は、おおむね次のとおりとする。 (1)　人的被害　ア　死者数 イ　行方不明者数 ウ　負傷者数 (2)・(3)　（略） (4)　土砂災害被害　ア　地すべり イ　土石流 ウ　崖崩れ	第１　被害調査の実施 災害時における被害調査は、災害応急対策を行ううえでの基礎資料となるので、市の各部課等はそれぞれの担当業務に応じて迅速、的確に実施する必要がある。調査は、災害の種別や規模などにより関係機関の協力を得るなど対応が異なってくるが、おおむね次の区分により実施するものとする。 １　調査の時期 (1)・(2)　（略） (3)　確定調査 国、県に対する確定報告、あるいは補助費申請の資料となるので、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとする。調査時期は、応急措置終了後１０日以内とする。 ２　調査及び報告の内容 調査項目は、おおむね次のとおりとする。 (1)　人的被害　ア　死者 イ　行方不明者 ウ　負傷者 (2)・(3)　（略） (4)　土砂災害被害　ア　地すべり イ　土石流 ウ　がけ崩れ

修正案	現計画
⑸～⑼　（略） ３　（略） 第２　（略） 第３　り災台帳の整備 山形市の各部課等は、第１被害調査の実施２調査及び報告の内容⑴～⑼の調査を基に現場を確認し、台帳（正本）（別編資料の様式）を作成するとともに、市の防災担当部課に提出する。 山形市の防災担当部課は、提出された台帳の写しを副本として整備する。 第４　り災証明書及び被災証明書の発行 国、山形県及び山形市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予並びに住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などの際に、当該災害によって被災したという証明が必要となる場合がある。 当該被災者から申請があった場合、山形市が確認できたものについて、り災証明書及び被災証明書を速やかに発行 する。 また、災害救助法が適用された場合の災害においても同様に取り扱うものとする。 ただし、消防法による火災損害調査に基づくり災証明書の発行は山形市消防本部が行う。 １　証明書の種類 ⑴　り災証明書 災害により被害を受けた住家について、山形市が被害の程度を証明するもの。	⑸～⑼　（略） ３　（略） 第２　（略） 第３　り災台帳の整備 市の各部課等は、第１被害調査の実施２調査及び報告の内容⑴～⑼の調査を基に現場を確認し、台帳（正本）（別編資料の様式）を作成するとともに、市の防災担当部課に送致する。 市の防災担当部課は、送致された台帳の写しを副本として整備する。 第４　り災証明書及び被災証明書の発行 国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などの際に、当該災害によって被災したという証明が必要となる場合がある。 当該被災者から申請があった場合、山形市が確認できたものについて、り災証明書及び被災証明書を速やかに発行 する。 また、災害救助法が適用された場合の災害においても同様に取り扱うものとする。 ただし、消防法による火災損害調査に基づくり証明書の発行は消防本部が行う。 １　証明書の種類 ⑴　り災証明書 災害により被害を受けた住家について、市が被害の程度を証明するもの。

修正案	現計画
(2)　（略） 2　発行手続 災害を受けた者から、り災証明書及び被災証明書の交付申請が提出された場合は、「り災者・被災者台帳（調査票）」に基づき発行する。 なお、申請窓口及び交付業務については、市民生活部市民課において行うが、被災の種類別に確認が必要となるため、各所管課を経由した上で発行する。 申請から交付までの流れは次のとおり。 ただし、火災については、申請書受理から発行まで山形市消防本部が行う。  3　（略） 4　発行手数料 山形市手数料条例第２条に規定する額とする。 ただし、災害を受けた者から被災に関する証明書の請求があったときは、同条例第６条第２号の規定により、手数料を減免する。 5　（略）	(2)　（略） 2　発行手続 災害を受けた者から、り災証明書及び被災証明書の交付申請が提出された場合は、「り災者・被災者台帳（調査票）」に基づき発行する。 なお、申請窓口及び発行業務については、市民生活部市民課において行うが、被災の種類別に確認が必要となるため、各所管課（班）を経由したうえでの発行となる。 申請から発行までの流れは次のとおりとなる。 ただし、火災については、申請書受理から発行まで山形市消防本部が行う。  3　（略） 4　発行手数料 山形市手数料条例第２条により１部につき３００円とする。 ただし、同第６条第２号の規定により、災害を受けた者から被災に関する証明の請求があつたときは、これを徴収しない。 5　（略）

修正案	現計画
第５　被災者台帳の整備 山形市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成及びこれに向けた被害調査にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	第５　被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
第６　被災者への周知 山形市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明を行うものとする。	第６　被災者への周知 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明を行うものとする。

修正案

第７節　広報・広聴

本節は、市民への各種情報の正確かつ迅速な広報及び広聴を実施するための計画である。

災害時の市民への広報に当たっては、必要な情報を必要な人に届けることを基本とする。

なお、具体的な取組については、別に定める「山形市防災情報ＤＸ推進計画」に基づき実施するものとする。

第１　広報活動

１　広報の内容

（略）

区分	内容
災害情報	気象警報、災害の発生予想、災害の規模、発生日時・場所及び二次災害の危険性の有無等
被害情報	被害の発生及び拡大状況等並びに出火防止・人命救助協力の呼び掛け（り災者の安否等個人情報も含む。）
避難情報	避難指示、避難誘導、避難者の状況及び市避難所の開設状況並びに混乱防止の呼び掛け
救護情報	食料、飲料水及び生活必需品の供給並びに医療機関の活動状況等の救護救助の状況等
復旧情報	道路・橋りょう及びライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧状況等
生活情報	教育に関する情報並びに入浴及びトイレ等の生活関連情報

現計画

第７節　広報・広聴

本節は、市民への各種情報の正確で迅速な伝達及び広聴を実施するための計画である。

第１　広報活動

１　広報の内容

（略）

区分	内容
災害情報	気象警報、災害の発生予想、災害の規模、発生日時・場所及び二次災害の危険性の有無等とする。
被害情報	被害の発生及び拡大状況等並びに出火防止・人命救助協力の呼び掛け、り災者の安否等個人情報も含むものとする。
避難情報	避難指示、避難誘導及び避難者の状況、市避難所の開設状況並びに混乱防止の呼び掛けも含むものとする。
救護情報	食料、飲料水及び生活必需品の供給並びに医療機関の活動状況等の救護救助の状況等とする。
復旧情報	道路・橋りょう及びライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧状況等とする。
生活情報	教育に関する情報並びに、入浴、トイレ等の生活関連情報とする。

修正案

２　広報の手段

手段	内容
全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動配信	ア　山形コミュニティ放送株式会社が放送する番組への緊急割込放送 イ　株式会社ダイバーシティメディアが放送する番組への文字情報自動表示 ウ　携帯電話会社が提供する緊急速報メールによる災害情報、避難情報等の自動配信
ラジオ・テレビ	ア　山形コミュニティ放送株式会社との協定に基づく割込放送 イ　災害時におけるスポット放送 ウ　特別報道番組の要請 エ　山形コミュニティ放送株式会社との協定に基づく臨時災害放送 オ　山形コミュニティ放送株式会社との業務委託に基づく放送依頼 カ　市政広報番組の利用
（略）	（略）
（略）	（略）

現計画

２　広報の手段

手段	内容
全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動配信	ア　山形コミュニティ放送株式会社が放送する番組への緊急割り込み放送 イ　株式会社ダイバーシティメディアが放送する番組への文字情報自動表示 ウ　携帯電話会社が提供する緊急速報メールによる災害情報、避難情報等の自動配信
ラジオ・テレビ	ア　山形コミュニティ放送株式会社との「山形コミュニティ放送の緊急電話放送装置利用に関する協定」に基づく割り込み放送 イ　災害時におけるスポット放送 ウ　特別報道番組の要請 エ　山形コミュニティ放送株式会社との「災害時の放送要請に関する協定書」に基づく臨時災害放送 オ　山形コミュニティ放送株式会社との「市政コミュニティ広報放送業務委託」に基づく放送依頼 カ　市政広報番組の利用
（略）	（略）
（略）	（略）

修正案

２　広報の手段

手段	内容
防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、山形市防災対策課公式Ｘ、山形市ＬＩＮＥ公式アカウント及び緊急速報メールの使用	山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、山形市防災対策課公式Ｘ及び山形市ＬＩＮＥ公式アカウント並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールにより、災害情報、避難情報等災害に関する情報を発信する。
市ホームページ	被災状況、震度情報、救援物資に関すること、ボランティア募集情報、交通情報等を随時更新し発信する。なお、チェーンメール等悪質なメール等の取扱いに注意する。
防災行政無線	（略）
（略）	（略）
広報やまがた	毎月発行している広報やまがたに必要な情報を掲載するとともに、必要に応じて広報やまがたの臨時版を発行する。
（略）	（略）
各種団体への要請	自主防災組織、町内会・自治会、消防団その他地区に精通した団体等の長に対し、当該情報の地区住民への伝達を要請する。
（略）	（略）
（略）	（略）

現計画

２　広報の手段

手段	内容
防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、山形市災対策課公式Ｘ、山形市ＬＩＮＥ公式アカウント及び緊急速報メールの使用	市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式 X 及び山形市 LINE 公式アカウント並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。
ホームページの活用	被災状況、震度情報、救援物資に関すること、ボランティア募集情報、交通情報等を随時更新し、市内外に向け情報を発信する。なお、チェーンメール等悪質なメール等の取り扱いに注意する。
防災行政無線の活用	（略）
（略）	（略）
広報誌の活用	「広報やまがた」定期版及び臨時版を発行する。
（略）	（略）
各種団体の活用	自主防災組織、町内会・自治会、消防団その他地区に精通した団体等の長に対し、当該情報の地区住民への伝達を要請する。
（略）	（略）
（略）	（略）

修正案	現計画
３　手段の多様化 ⑴　防災ラジオの整備 山形市は、次に掲げるところにより、対象区域の自主防災組織、町内会・自治会及び住民に防災ラジオを配布するとともに、対象区域の小学校及び中学校に、屋外拡声装置に接続した防災ラジオを整備する。 ⑵　その他 山形市は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して災害に関する情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、手段の多重化、多様化を図る。	３　手段の多様化 ⑴　防災ラジオの整備 市は、次に掲げるところにより、対象区域の自主防災組織、町内会・自治会及び住民に防災ラジオを配布するとともに、対象区域の小学校及び中学校に、屋外拡声装置に接続した防災ラジオを整備する。 ⑵　その他 市は、さまざまな環境化にある住民等及び職員に対して災害に関する情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、手段の多重化、多様化を検討する。
第２　市政記者クラブ等への発表 市民等へ迅速、円滑、的確に応急対策状況、復旧状況等を伝達するため、山形市から市政記者クラブ等へ情報提供を行う。 手段と順序は、次のとおりとする。 １　第１段階　ＦＡＸ ２　第２段階　電子メール（ＦＡＸが不通の場合） ３　第３段階　本庁舎３階の市政記者クラブ及び広報課において文書を配布する（ＦＡＸ及び電子メールが不通の場合）。あわせて、山形県防災行政通信ネットワークのＦＡＸが利用可能な機関へは、これにより送信する。	第２　報道機関への発表 市民等へ迅速、円滑、的確に応急対策状況、復旧状況等を伝達するため、山形市から報道機関への情報提供を行う。 対象とする報道機関は、市内に放送局を持つテレビ、ラジオ各局及び市政記者クラブ加盟の各新聞社とする。 手段と順序は、次のとおりとする。 １　第１段階　ＦＡＸ ２　第２段階　電子メール（ＦＡＸが不通の場合） ３　第３段階　本庁舎３階の市政記者クラブ及び広報課において文書を配布する（ＦＡＸ及び電子メールが不通の場合）。合わせて、山形県防災行政通信ネットワークのＦＡＸが利用可能な機関へは、これにより送信する。

修正案	現計画
第３　広聴活動 広域的災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント[3]の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 １　実施体制 ⑴　被災者の生活状況・要望等を把握するため、山形市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターで相談支援・個別訪問などの各種支援を行う。災害ボランティアセンターは、山形市総合福祉センターに設置するものとし、必要に応じその他の施設に設置することができるものとする。 ⑵・⑶　（略） ２　（略） [3] 被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援する取組	第３　広聴活動 広域的災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 １　実施体制 ⑴　被災者の生活状況・要望等を把握するため、山形市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターで相談支援・個別訪問などの各種支援を行う。災害ボランティアセンターは、山形市総合福祉センターに設置するものとし、必要に応じその他の施設に設置することが出来るものとする。 ⑵・⑶　（略） ２　（略）

修正案	現計画
第８節　混乱防止の対策	第８節　混乱防止の対策
本節は、大災害発生直後において、様々な社会的な混乱が生じるおそれがあるため、混乱の防止を行うための計画である。	本節は、大災害発生直後において、さまざまな社会的な混乱が生じる恐れがあるため、混乱の防止を行うための計画である。
第１　情報パニックによる混乱防止 災害直後において、不正確な情報によって引き起こされる根拠がなく事実とは異なる噂やデマ等の可能性があることから、次の対策を行うものとする。 １　災害直後における不特定多数の人が集中する地域や場所において、活発な広報活動を行い、必要に応じて事実とは異なる噂やデマを否定するとともに、的確な情報を伝達する。 ２　広報車のみならず、広報装置を装備する車両、携帯マイク等広報可能手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的な広報活動を実施する。	第１　情報パニックによる混乱防止 災害直後において、不正確な情報によって引き起こされる流言飛語等の可能性があることから、次の対策を行うものとする。 １　災害直後における一般市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、活発な広報活動を行い、流言飛語（デマ等）を否定するとともに、的確な情報を伝達する。 ２　広報車のみならず、広報装置を装備する車両、携帯マイク等広報可能手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的に配分して実施する。
第２　避難時の混乱防止 （略） １～３　（略） ４　災害が収束し、避難した地域住民及び通勤通学者・滞留者等のうち、帰宅等が可能な者は帰宅させる。徒歩による帰宅等が困難な通勤通学者については、方面別に編成し、関係自治体との連絡調整の後、車両輸送等の措置をとる。なお、帰宅が不可能な場合は、避難所等において必要な措置を行う。	第２　避難時の混乱防止 （略） １～３　（略） ４　災害が収束し、避難した地域住民及び通勤通学者・滞留者等のうち、帰宅等が可能なものは、帰宅させる。徒歩による帰宅等が困難な通勤通学者については、方面別に編成し、関係自治体との連絡調整の後、車両輸送等の措置をとる。なお、帰宅が不可能な場合は、避難所等において必要な措置を行う。

修正案	現計画
第３　公共施設等の混乱防止 　災害時において、不特定多数の人を受け入れる公共施設の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施する。 １・２　（略） ３　可能な限り家族等へ状況の連絡を行う。 ４　自主的な避難誘導及び救助・救急が困難な場合、要員、資機材の応援、障害物排除及び交通規制等の措置について、必要に応じて山形市及び関係機関に依頼する。	第３　公共施設等の混乱防止 　災害時において、不特定多数の人を受入れる公共施設の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施する。 １・２　（略） ３　可能な限り家族等へ状況連絡を行う。 ４　自主的な避難誘導及び救助・救急が困難な場合、要員及び資機材の応援、障害物排除、交通規制等の措置について、必要に応じて市及び関係機関に依頼する。

修正案	現計画
第９節　避　　難	第９節　避　　難
（略）	（略）
第１　避難 １　避難行動 （略） ⑴　（略） ⑵　自宅等から安全な場所への移動 ⑶・⑷　（略）	第１　避難 １　避難行動 （略） ⑴　（略） ⑵　自宅等から移動しての安全な場所への移動 ⑶・⑷　（略）
第２　避難指示等 １　避難指示等の発令 山形市は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護するため、５段階の警戒レベルにより、警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令し、市民へ避難を促す。 さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。 なお、市民には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても山形市が発信する防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で速やか自発的に避難行動をとるように促す。	第２　避難指示等 １　避難指示等の発令 市は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護するため、５段階の警戒レベルによる、警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令し、市民へ避難を促す。 さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。 なお、市民には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても市が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるように促す。

修正案

【避難情報と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

現計画

【避難情報と居住者等がとるべき行動】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （山形市長が発令）	【命の危険　直ちに安全確保！】 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （山形市長が発令）	【危険な場所から全員避難】 〇市避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した市避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ・市避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（注１）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（注２） を行う。

修正案		現計画	
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	【警戒レベル３】 高齢者等避難 （山形市長が発令）	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した市避難場所・市避難所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル２】 レベル２ 大雨・土砂災害・氾濫注意報 （気象庁が単独発表又は気象庁と国土交通省等が共同発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	【警戒レベル２】 大雨・洪水注意報 （気象庁が発表）	【自らの避難行動を確認】 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難タイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

修正案	現計画

【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める

（出所：避難情報に関するガイドライン（令和８年３月）内閣府）

（削る）

（削る）※　「第３章 災害応急対策計画、第４節気象情報の伝達、第１予報及び警報等の概要、２防災気象情報の情報体系と名称」の項目で、警戒レベルと防災気象情報の関係を示す図を掲載したため。

２　実施責任者

避難指示等の実施責任者は次のとおり。

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	【災害への心構えを高める】 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

注１　近隣の安全な場所：市避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

注２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※　突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

【警戒レベルと防災気象情報の関係】

２　実施責任者

避難指示等の実施責任者は、次のとおりである。

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

修正案	現計画
３　国及び県への助言の要請 市長は、避難指示等を発令する場合又は土砂災害についてはそれらを解除する場合において、必要があると認めるときは、避難指示等の対象地域、判断時期等について、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は山形県知事に対して助言を求める。 なお、助言をスムーズに得られるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	３　国及び県への助言の要請 市長は、避難指示等を発令する場合、又は土砂災害についてはそれらを解除する場合において、必要があると認めるときは、避難指示等の対象地域、判断時期等について、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は山形県知事に対して助言を求める。 なお、助言をスムーズに得られるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
４　知事による代行 災害対策基本法第６０条第６項の規定により、山形市内で災害が発生した場合において、当該災害の発生により山形市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって避難のための指示を行う。	４　知事による代行 災害対策基本法第６０条第６項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって避難のための指示を行う。
５　全庁をあげた体制の構築 山形市は、迅速かつ的確に避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。	５　全庁をあげた体制の構築 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
６　避難指示等の発令基準 ⑴　避難指示等の発令判断の設定 ア　（略） イ　土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル３土砂災害警報が発表されたときに、迅速かつ的確に避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 ウ　（略）	６　避難指示等の発令基準 ⑴　避難指示等の発令判断の設定 ア　（略） イ　土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表されたとき場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 ウ　（略）

修正案

⑵　洪水等の発令基準

区分	基準	対象区域等
【警戒レベル５】緊急安全確保	１：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫発生水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高））に到達している蓋然性が高い場合） ２・４　（略） （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防団からの報告等により把握できた場合）	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	１：水位周知河川の観測所に定められた氾濫発生水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ２：水位周知河川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値がレベル５大雨特別警報基準に到達した場合） ３～５　（略）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

現計画

⑵　洪水等の発令基準

区分	基準	対象区域等
【警戒レベル５】緊急安全確保	１：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高））に到達している蓋然制が高い場合） ２・４　（略） （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）、水防団からの報告等により把握できた場合）	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	１：水位周知河川の観測所に定められた氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ２：水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ３～５　（略）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

修正案			現計画		
区分	基準	対象区域等	区分	基準	対象区域等
【警戒レベル４】 避難指示	１：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫危険水位に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は山形市内で個別に定める危険水位に到達したと確認されたとき場合） ２：指定河川洪水予報の観測所に定められた氾濫危険水位に到達していないものの、観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 ３～７　（略）	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	【警戒レベル４】 避難指示	１：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は山形市内で個別に定める危険水位に到達したと確認されたとき場合） ２：指定河川洪水予報の、観測所に定めた氾濫危険水位（レベル４水位）に到達していないものの、観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、箇所に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） ３～７　（略）	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	１：水位周知河川の観測所に定められた氾濫危険水位に到達した場合（又は山形市内の個別に定めた危険水位に到達したと確認された場合）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域		１：水位周知河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した場合（又は山形市内の個別に定めた危険水位に到達したと確認された場合）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

修正案		
【警戒レベル４】 避難指示	２：水位周知河川の観測所に定められた水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　（略） ②洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合 ③　（略） ３～６　（略）	

区分	基準	対象区域等
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：山形市内にある洪水予報河川の観測所に定められた避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇する予測が発表されている場合 ２：洪水予報河川の観測所で定められた氾濫危険水位に到達する予想が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ３～５　（略）	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

現計画		
【警戒レベル４】 避難指示	２：水位周知河川の観測所に定められた水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　（略） ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③　（略） ３～６　（略）	

区分	基準	対象区域等
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：山形市内にある洪水予報河川の観測所に定められた避難判断水位（レベル３水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇する予測が発表されている場合 ２：洪水予報河川の観測所で定められた氾濫危険水位（レベル４水位）に到達する予想が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ３～５　（略）	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

修正案			現計画		
	１：山形市内にある水位周知河川の観測所に定められた避難判断水位（に到達した場合 ２：水位周知河川の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　（略） ②レベル３大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合 ３・４　（略）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域		１：山形市内にある水位周知河川の観測所に定められた避難判断水位（レベル３水位）に到達した場合 ２：水位周知河川の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　（略） ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ３・４　（略）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

注　（略）
※　（略）
※　（略）
※　レベル５大雨特別警報（警戒レベル５相当情報［浸水害］）の発表時は、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。

※　（略）

注　（略）
※　（略）
※　（略）
※　大雨特別警報（警戒レベル５相当情報［浸水害］の発表時は、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。
※　（略）

修正案

⑶　土砂災害

区分	基準	対象区域等
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（削る） １：レベル５土砂災害特別警報（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合 （※レベル５土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２・３　（略）	市の区域の土砂災害警戒区域
【警戒レベル４】 避難指示	１：レベル４土砂災害危険警報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※レベル４土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２　（略） ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベ	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域

現計画

⑶　土砂災害

区分	基準	対象区域等
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） １：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２・３　（略）	市の区域の土砂災害警戒区域
【警戒レベル４】 避難指示	１：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２　（略） ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域

修正案			現計画		
	ル４相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５　（略）			４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５　（略）	
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：レベル３土砂災害警報（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 （※レベル３土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域	【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域

修正案	現計画		
【警戒レベル３】 高齢者等避難	２：土砂災害の危険度分布が警戒レベル３相当となった場合 ３：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）	【警戒レベル３】 高齢者等避難	（新設） ２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
※　レベル２土砂災害注意報又はレベル２大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日の早朝にレベル３土砂災害警報又はレベル３大雨警報に切り替える可能性が言及されている場合や、強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、必要に応じ、高齢者等避難を発令する。	※　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日の早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合や、強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、必要に応じ、高齢者等避難を発令する。		
※　レベル５土砂災害特別警報の発表時は、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。	※　大雨特別警報（土砂災害）の発表時は、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。		
※　（略）	※　（略）		
※　（略）	※　（略）		
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）		

修正案

第３　避難指示等の伝達

１　伝達内容

（略）

⑴　避難指示等の対象者

⑵～⑹　（略）

２　伝達方法

（略）

方　　法	内　　容
（略）	（略）
（略）	（略）
テレビ・ラジオ	市政記者クラブ及び山形コミュニティ放送に対して、避難指示等の発令を通知し、関係市民に伝達すべき事項を明示して放送を要請する。
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
自主防災組織等への伝達	自主防災組織及び町内会・自治会等の地区内の各種団体による組織的な伝達を行う。
市ホームページ	市ホームページに避難指示等の発令について、その詳細を掲載する。
（略）	（略）
山形市公式ＬＩＮＥアカウント	山形市公式ＬＩＮＥアカウントを利用し、避難指示等の発令を登録者に送信する。

３・４　（略）

現計画

第３　避難指示等の伝達

１　伝達内容

（略）

⑴　避難指示等の実施責任者

⑵～⑹　（略）

２　伝達方法

（略）

方　　法	内　　容
（略）	（略）
（略）	（略）
テレビ・ラジオ	山形コミュニティ放送及び各報道機関に対して、避難指示等の発令を通知し、関係市民に伝達すべき事項を明示して放送を要請する。
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
自主防災組織等による伝達	自主防災組織及び町内会・自治会等の地区内の各種団体による組織的な伝達を行う。
市ホームページ	市のホームページに避難指示等の発令について、その詳細を掲載する。
（略）	（略）
山形市公式ＬＩＮＥ	山形市公式ＬＩＮＥを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。

３・４　（略）

修正案

第４　避難方法

１　避難移動の流れ

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、市民に対し、自主防防災計画であらかじめ定める避難所や避難場所への避難を促す。

その場合、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、融雪型火山泥流避難区域、燃料施設や落下物などの危険箇所、避難者の移動可能範囲などを総合的に勘案し検討するよう促す。

なお、山形市が避難指示等を発令したときは、山形市が指定する避難所又は避難場所への避難を促す。

ただし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。

時間の経過に伴い、各避難所への避難者数が減少した場合、生活衛生環境の保全と運営管理の効率化のため、避難所の集約化を図る。

⑴　地震災害

状況		避難移動
ア　自宅等が倒壊や延焼のおそれがある場合	（略）	（略）
	最初の避難場所が危険なとき	（略）
	更に危険なとき	（略）
イ　上記アの場合で、避難所の安全が確認できた場合	（略）	（略）
	避難が数日間に及ぶとき	（略）

現計画

第４　避難方法

１　避難移動の流れ

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、自主防防災計画で予め定める避難所や避難場所への避難を促す。

その場合、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、融雪型火山泥流避難区域、燃料施設や落下物などの危険箇所、避難者の移動可能範囲などを総合的に勘案し検討するよう促す。

なお、市が避難指示等を行った場合は、市が指定する市避難所又は市避難場所への避難を促す。

ただし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。

時間の経過に伴い、生活衛生環境の保全と運営管理の効率化のため、避難所の集約化を図る。

⑴　地震災害

状況		住民の避難移動
ア　自宅等が倒壊や延焼のおそれがある場合	（略）	（略）
	最初の避難場所が危険なとき。	（略）
	さらに危険なとき。	（略）
イ　上記アの場合で、避難所の安全が確認できた場合	（略）	（略）
	避難が数日間に及ぶとき。	市が指示する市避難所に移動する。

修正案

ウ　避難指示等を行った場合	地震発生時	山形市が指示する市避難場所に避難する。 なお、市避難所に倒壊や延焼のおそれがなく安全が確認できた場合は、山形市が指示する市避難所に避難する。

⑵　風水害

状況		避難移動
ア　自主避難の場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき	（略）
	避難が数日間に及ぶとき	市が指定する避難所に移動する。
イ　避難指示等を行った場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき	市が指定する避難所に避難する。

⑷　時間の経過に伴う避難所の集約

（略）

（略）

↓

自主防災組織であらかじめ決めた受入れが可能な避難所（地区避難所又は市避難所）に避難

↓

災害対策本部（災害対策連絡会議）が市避難所への受入準備開始
（受け入れる市避難所の決定、職員動員、物資調達など）

現計画

ウ　避難指示等を行った場合	地震発生時	市が指示する市避難場所に避難する。 なお、市避難所に倒壊や延焼のおそれがなく安全が確認できた場合は、市が指示する市避難所に避難する。

⑵　風水害

状況		避難移動
ア　自主避難の場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき。	（略）
	避難が数日間に及ぶとき。	市が指定する市避難所に移動する。
イ　避難指示等を行った場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき。	市が指定する市避難所に避難する。

⑷　時間の経過に伴う避難所の集約

（略）

（略）

↓

自主防災組織で予め決めた受入れが可能な避難所（地区避難所又は市避難所）に避難

↓

災害対策本部（災害対策連絡会議）で市避難所への受入準備開始
（受け入れる市避難所の決定、職員動員、物資調達など）

修正案	現計画
↓ （略） ↓ 避難生活２～３日目 市が指定する避難所へ移動	↓ （略） ↓ 避難生活２～３日目 市が指定する市避難所へ移動
２　避難の誘導 避難の誘導は、警察官、山形市消防本部職員及び消防団員、自主防災組織等が行うものとし、避難経路・避難場所等を的確に指示するとともに、次の点に留意しながら安全かつ迅速に行うものとする。 ⑴～⑸　（略） ⑹　携帯品は、必要に応じ最小限度のものとする。	２　避難の誘導 避難の誘導は、警察官、消防職員及び消防団員、自主防災組織等が行うものとし、避難経路・避難場所等を的確に指示するとともに、次の点に留意しながら安全かつ迅速に行うものとする。 ⑴～⑸　（略） ⑹　携帯品は、必要に応じ最少限度のものとする。
３　（略）	３　（略）
４　避難の手段 避難に当たっては、自動車の使用が交通渋滞を引き起こし、避難の遅れや緊急車両の通行を妨げることがあることから、避難者は個々に徒歩により避難することを原則とする。 ただし、要配慮者については、円滑に避難できるよう自動車による避難ができるものとする。また、避難者が自力での避難が困難により立退き不可能な場合においては、関係機関等の車両・船艇により移送を行うものとする。	４　避難の手段 避難立ち退きにあたっては、避難者は個々に徒歩により避難することを原則とする。 ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、防災機関の車両・船艇によって移送を行うものとする。

修正案	現計画
第５　避難受入計画 山形市は、避難者を受け入れる場合は、本章第２－１節に基づき市避難所を開設するとともに、次に掲げる措置を行うものとする。 １　（略） ２　避難状況の報告 市避難所に配備された指名職員は、市避難所ごとに受け入れた被災者の名簿（受入避難者名簿）を作成するとともに、被災者の健康状態その他必要な事項について、災害対策本部へ報告するものとする。 ３　市避難所における物資の供給 市避難所を開設し、被災者を受け入れた場合は、本章第１１節及び第１２節に基づき、食料及び生活必需品を供給する。なお、市避難所開設の初動においては、必要に応じて、主に次の物品を調達し、各市避難所に届けるものとする。 (1)～(9)　（略） ４　福祉避難所の開設 山形市は、必要に応じ、市避難所での生活が困難な者や特定の障がいのある者を受け入れるため、「福祉避難所開設運営マニュアル」に定めるところにより、福祉避難所を開設する。 ５　（略） ６　各機関等への協力要請 山形市は、市避難所運営に際し、必要に応じて、災害時応援協定を締結している事業者に協力を要請するとともに、山形県に対し、日本赤十字社山形県支部等関係機関の協力を要請する。 また、市避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。	第５　避難受入計画 市は、避難者を受入れる場合は、本章第２－１節に基づき市避難所を開設するとともに、次に掲げる措置を行うものとする。 １　（略） ２　避難状況の報告 市避難所に配備された指名職員は、市避難所ごとに受け入れた被災者の名簿（受入避難者名簿）を作成するとともに、被災者の健康状態その他必要な事項について、本部長へ報告するものとする。 ３　市避難所における物資の供給 市避難所を開設し、被災者を受け入れた場合は、本章第１１節及び第１２節に基づき、食料及び生活必需品を供給する。なお、市避難所開設の初動においては、必要に応じて、主に次の物品を調達し、各市避難所に送致する。 (1)～(9)　（略） ４　福祉避難所の開設 市は、必要に応じ、市避難所での生活が困難な者や特定の障がいを持つ者を受入れるため、「福祉避難所開設運営マニュアル」に定めるとことにより、福祉避難所を開設する。 ５　（略） ６　各機関等への協力要請 市は、市避難所運営に際し、必要に応じて、災害時応援協定を締結している事業者に協力を要請するとともに、山形県に対し日本赤十字社山形県支部等関係機関の協力について要請を行う。 また、市避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

修正案	現計画
７　自治的な運営組織の立上げ支援 山形市は、市避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。	７　自治的な運営組織の立上げ支援 市は、市避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
８　在宅等避難所以外で生活している被災者への配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供並びに正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。	８　在宅等避難所以外で生活している被災者への配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
９　車中泊等建物以外の場所に避難している被災者への配慮 避難所の周辺において車中泊等建物以外の場所に避難している避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等を実施するほか、車中泊等建物以外の場所での避難が長期にならないよう避難所への避難を促すよう努める。	９　車中泊等建物以外の場所に避難している被災者への配慮 避難所の周辺において車中泊等建物以外の場所に避難している避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等を実施するほか、車中泊等建物以外の場所での避難が長期にならないよう避難所への避難を促すよう努める。
10　避難所における感染症の対策 ⑴　災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 ⑵　（略） ⑶　特定の市避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、市ホームページやＳＮＳ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。	10　避難所における感染症の対策 ⑴　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 ⑵　（略） ⑶　特定の市避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

修正案	現計画
⑷　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、市ホームページやＳＮＳ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。	⑷　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮して、山形市外被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
11　新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等への対応 保健所は、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等（以下「外出自粛対象者等」という）の被災に備えて、防災担当課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、外出自粛対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携の下、外出自粛対象者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。	11　新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等への対応 保健所は、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等（以下「外出自粛対象者等」という）の被災に備えて、防災担当課との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、外出自粛対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携のもと、外出自粛対象者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
第６・第７　（略）	第６・第７　（略）

修正案	現計画
第９－１節　広域避難計画	第９－１節　広域避難計画
本節は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、山形市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等へ受け入れる必要があると判断した場合は、避難受入れの要請（災害対策基本法第８６条の８第１項の規定による広域一時滞在に関する協議をいう。以下同じ。）を行うための計画である。	本節は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合は、避難受入れの要請（災害対策基本法第８６条の８第１項の規定による広域一時滞在に関する協議をいう。以下同じ。）を行うための計画である。
１　避難受入れ要請 ⑴　（略） ⑵　他の都道府県の市町村への避難が必要となった場合においては、山形県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 ２・３　（略） ４　避難者への配慮 ⑴　他市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供することができるよう、避難先の自治体に避難者の避難先等の情報提供を求める。 ⑵　避難先の市町村と協力の上、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。要配慮者及び外国人等については、支援団体等の協力などを得ながら特に配慮する。 ５　知事又は内閣総理大臣による代行 ⑴　災害対策基本法第８６条の１０第１項の規定により、山形市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により山形市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、山形県知事が市長に代わって同法第８６条の８第１項の規定による広域一時滞在について協議及びこれに附随する措置を行う。 ⑵　（略）	１　避難受入れ要請 ⑴　（略） ⑵　他の都道府県の市町村への避難が必要となった場合については、山形県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 ２・３　（略） ４　避難者への配慮 ⑴　他市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供することができるよう、避難先の自治体に避難者の避難先等の情報提供を求める。 ⑵　避難先の市町村と協力のうえ、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。要配慮者及び高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者については、支援団体等の協力などを得ながら特に配慮する。 ５　知事又は内閣総理大臣による代行 ⑴　災害対策基本法第８６条の１０第１項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、山形県知事が市長に代わって同法第８６条の８第１項の規定による広域一時滞在について協議及びこれに附随する措置を行う。 ⑵　（略）

修正案	現計画
第９－２節　災害時避難行動要支援者避難支援 （略） 第１　名簿の提供 １～４　（略） ５　避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保 災害発生時における名簿の提供に当たっては、避難支援者及び避難支援等関係者に対し、要支援者の避難支援を行う際、安全確保に十分配慮するよう注意喚起を行うものとする。 第２　要支援者への避難支援対策 （略） １～４　（略） ５　福祉避難所の開設 福祉避難所の開設は、災害対策本部の要請により、別に定める「山形市福祉避難所開設運営マニュアル」に基づいて行う。 市避難所での避難生活が困難な要支援者又は災害の発生により自宅での生活が困難となった要支援者については、福祉避難所への避難を勧めるものとし、山形市福祉推進部は要支援者と福祉避難所との調整を行うものとする。	第９－２節　災害時避難行動要支援者避難支援 （略） 第１　名簿の提供 １～４　（略） ５　避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保 災害発生時における名簿の提供にあたっては、避難支援者及び避難支援等関係者に対し、要支援者の避難支援を行う際、安全確保に十分配慮するよう注意喚起を行うものとする。 第２　要支援者への避難支援対策 （略） １～４　（略） ５　福祉避難所の開設 福祉避難所の開設は、災害対策本部の要請により、別に定めるマニュアルにて行う。 市避難所での避難生活が困難な要支援者又は災害の発生により自宅での生活が困難となった要支援者については、福祉避難所への避難を勧めるものとし、要支援者部会は要支援者と福祉避難所との調整を行うものとする。

修正案	現計画
第９－３節　孤立集落対策	第９－３節　孤立集落対策
本節は、災害による交通手段の途絶等により山形市内の山間部の集落が孤立した場合、その応急対策を実施するための計画である。	本節は、災害による交通手段の途絶等により市内山間部集落が孤立した場合、その応急対策を実施するための計画である。
第１　（略）	第１　（略）
第２　初期の対応 （略） １　（略） ２　公助による対応 ⑴　（略） ⑵　市政記者クラブ等を活用した情報伝達 ⑶～⑸　（略）	第２　初期の対応 （略） １　（略） ２　公助による対応 ⑴　（略） ⑵　マスコミを活用した情報伝達 ⑶～⑸　（略）
第３　救助・救出対策 １　（略） ２　山形市内及び集落内における臨時ヘリポートの確保 ３　（略） ４　負傷者多数の場合、医師等を現地に派遣	第３　救助・救出対策 １　（略） ２　市域および集落内における臨時ヘリポートの確保 ３　（略） ４　負傷者多数の場合、医師等現地派遣
第４　（略）	第４　（略）

修正案	現計画
第１０節　応急給水等	第１０節　応急給水
本節は、災害時において、断水等になった時に、応急給水等を実施するための計画である。	本節は、災害時において、断水等になった時に、応急給水を実施するための計画である。
第１　応急給水	（新設）
１　給水の基準	第１　給水の基準
応急給水を実施する場合の給水の基準は以下のとおりとする。	応急給水を実施する場合の給水の基準は以下のとおりとする。
(1)　対象者	１　対象者
（略）	災害により、現に飲料水を得ることができない者に対し、提供するものとする。
(2)　給水量	２　給水量
（略）	給水量は、原則として最低限必要とされる１人１日当り最小限３ℓ の飲料水とする。
２　応急給水計画	第２　応急給水計画
(1)　山形市上下水道事業管理者は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要があると認めた場合、給水を実施するものとする。	１　本部長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要があると認めた場合、給水部長に指示し、給水を実施するものとする。
(2)　応急給水に当たっては、断水の状況に応じた給水計画を速やかに作成し、必要な人員・車両・資機材等の体制を整えるものとする。	２　給水部長は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について、必要な措置を講ずるものとする。
３　給水の方法	第３　給水の方法
（略）	（略）
(1)　（略）	１　（略）
(2)　（略）	２　（略）

修正案	現計画
４　応援要請 被害の状況によっては、日本水道協会山形県支部との「災害時相互応援協定」、山形市管工事協同組合との「水道施設の災害に伴う応援協定書」及び包括業務委託先との「災害時における応急活動の応援に関する協定書」の定めに基づき、職員派遣及び資機材等の応援を要請するものとする。 また、必要に応じてその他の関係機関及び協力団体等との連携により応援体制を確保し、迅速な応急給水活動の実施を図るものとする。	第４　応援要請 市の資器材等のみでの給水活動が困難と判断した場合は、応援協定に基づき、他都市等への協力を求めるとともに、必要な場合は、県を通じてや自衛隊に応援を要請するものとする。
第２　地下水による生活用水の給水	第５　地下水による生活用水の給水

修正案	現計画
第１１節　炊き出しその他による食品の給与 本節は、被災者への食品の給与を速やかに実施するための計画である。 第１　対象者 避難所に避難生活している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者等、現に食物を得られないという状況が発生した者	第１１節　食料の供給 本節は、被災者への食料の供給及び炊き出し等を速やかに実施するための計画である。 第１　配布の基準 １　食料供給の順位 食料の供給は、次の順位により行う。 第１位　公的備蓄である高齢者等用食料（高齢者、障がい者及び乳幼児に限る。） 第２位　各種団体、事業者、他市町村等から調達する流通備蓄及び支援物資である食料 第３位　精米による米飯の炊き出し ２　配布の対象者 ⑴　避難所に受入れられた者 ⑵　全半焼、全半壊、流失、床上浸水、床下浸水の住宅被害を受けて炊事ができない者 ⑶　被災地の災害応急対策に従事する者 ⑷　その他、市内の一時滞在者等で、市長が特に必要と認めた者 ３　配布の基準

修正案	現計画
第２　費用の限度額 １人１日当たりの食品の給与に係る費用については、内閣府が定める限度額以内とする。 ※日々、個人毎にこの額の範囲内で実施しなければならないということではなく、炊き出しその他による食品の供与を実施するために要した総費用を１人１日当たりに割り返して算出した平均額がこの額の範囲内とする。	（新設）
第３　調達の方法 １　米穀類 山形市は、平常から、市内の農業協同組合、山形県米穀商業協同組合及び小売業者と連絡を緊密にし、必要が生じた場合、速やかに調達する。市内の業者からの調達量で不足する場合は、県等に要請して米穀を確保するものとする。 ２　その他の食料品 パン類、乾めん類、副食品、粉ミルクについては、山形市が取扱業者のリストを作成整備しておき、災害時には、災害対策本部が決定する配分計画に基づき速やかに購入する。 また、流通備蓄である食料については、財政部調達契約課その他の災害時応援協定を所管する関係部課等が、当該配分計画に基づき協定の相手方に対し要請するものとする。 ３　調達時の留意事項 食料については、市避難所の開設状況に応じて、要配慮者を考慮した品目の確保、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品等を可能な限り調達する。	第２　調達の方法 １　米穀類 市は、平常から、市内の農業協同組合、山形県米穀商業協同組合及び小売業者と連絡を緊密にし、必要が生じた場合、速やかに調達する。市内の業者からの調達量で不足する場合は、県等に要請して米穀を確保するものとする。 ２　その他の食料品 パン類、乾めん類、副食品、粉ミルクについては、市が取り扱い業者のリストを作成整備しておき、災害時には、災害対策本部が決定する配分計画に基づき速やかに購入する。 また、流通備蓄である食料については、財政部契約課その他の災害時応援協定を所管する関係部課等が、当該配分計画に基づき協定の相手方に対し要請するものとする。 ３　調達時の留意事項 食料については、市避難所の設置状況や要配慮者を考慮した品目の確保、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品等を可能な限り調達する。

修正案	現計画
第３　不足する食料の受入れ 　不足する食料について、市ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送された食料については「第４配布の方法　１食料品の集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。	第３　不足する食料の受け入れ 　不足する食料について、ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送なった食料については「第４配布の方法　１食料品の集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。
第４　配布の方法 １　（略） ２　配布の手続き 　市避難所は、災害対策本部が決定する配分計画に基づき、町内会等の協力を得て、要配慮者を優先に公平かつ円滑に配布するものとする。	第４　配布の方法 １　（略） ２　配布の手続き 　市避難所は、災害対策本部が決定する配分計画に基づき、町内会等の協力を得て病弱者、子供、高齢者を優先して公平かつ円滑に配布するものとする。
第５　炊き出しの実施 　炊き出しは、山形市学校給食センターが実施する。同センターにおいて需要に応じきれないときは、自衛隊及び民間団体等の協力を得て実施するものとする。 　また、在宅避難している者など、避難所に食料のみ受け取りに来ている被災者等への配分にも留意する。	第５　炊き出しの実施 　炊き出しは、市学校給食センターで実施する。同センターで需要に応じきれないときは、自衛隊等の防災機関及び民間団体の協力を得て実施するものとする。 　また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分にも留意する。
第６　国によるプッシュ型支援 　国は、山形県及び山形市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給量を確保し、輸送を開始する。 　山形市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援へ早期に切り替えられるよう避難者数及び避難者のニーズ等の把握に努めるものとする。	第６　国によるプッシュ型支援 　国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援） 　市は、必要な情報について可能な限り国に提供することし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

修正案	現計画
第１２節　生活必需品の供給	第１２節　生活必需品の供給
（略）	（略）
第１　生活必需品供給の基準 １　（略） ２　生活必需品供給の品目 避難所の設置状況、要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考とする。	第１　生活必需品供給の基準 １　（略） ２　生活必需品供給の品目 避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考とする。
第２　調達の方法 山形市は、平常から各業者と連絡を緊密にし、災害時には災害対策本部が決定する配分計画に基づき、速やかに購入し、調達する。配備計画の作成にあたっては、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズや不足している物資の把握や必要とされている物資の調達に留意する。 なお、山形市内の業者からの調達量で不足する場合は、日本赤十字社山形県支部に救援物資を要請するとともに、県に調達を依頼するものとする。	第２　調達の方法 市は、平常から各業者と連絡を緊密にし、災害時には災害対策本部が決定する配分計画に基づき、速やかに購入調達する。配備計画の作成にあたっては、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズや不足している物資を把握することや、必要とされている物資の調達に留意する。 なお、市内の業者からの調達量で不足する場合は、日本赤十字社山形県支部に救援物資を要請するとともに、県に調達を依頼するものとする。
第３　不足する生活必需品の受け入れ 不足する生活必需品について、市ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送された物資については「第４　配布の方法、１集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。	第３　不足する生活必需品の受け入れ 不足する生活必需品について、市ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送なった物資については「第４　配布の方法、１集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。

修正案	現計画
第４　配布の方法 １　生活必需品の集積場所及び配布場所 生活必需品は、山形国際交流プラザに集積し、市避難所を通じて配布する。 ２　配布の手続き 市避難所は、配分計画に基づき、町内会等の協力を得て公平かつ円滑に配布するものとする。 第５　国によるプッシュ型支援 国は、山形県及び山形市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。 山形市は、必要な情報について可能な限り国に提供することし、要請に基づく支援へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。	第４　配布の方法 １　生活必需品の集積場所及び配布場所 生活必需品は、山形国際交流プラザに集積し、市避難所を通じて配布する。 ２　配布の手続き 市避難所は、市民生活部市民班が作成した配分計画に基づき、町内会等の協力を得て公平かつ円滑に配布するものとする。 第５　国によるプッシュ型支援 国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がかくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援） 市は、必要な情報について可能な限り国に提供することし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

修正案	現計画
第１３節　救助・救出	第１３節　救助・救出
（略）	（略）
第１　救助の対象者 （略） １～３　（略） ４　流失家屋及び孤立したところに取り残された者並びに河川等へ転落した者 ５　大規模な爆発事故、交通事故等により救助を必要とする者	第１　救助の対象者 （略） １～３　（略） ４　流失家屋及び孤立したところに取り残された者及び河川等へ転落した者 ５　大規模な爆発事故、交通事故等のため救助を必要とする者
第２　消防部隊の編成 災害のため救出を必要とする者が生じた場合において、山形市消防長は、消防職員をもって災害の規模に応じ、消防部隊を直ちに編成するものとする。	第２　消防部隊の編成 災害のため救出を必要とする者が生じた場合において、消防長は、消防職員をもって災害の規模に応じ、消防部隊を直ちに編成するものとする。
第３　救出の方法 １　救出に際しては、山形市消防本部の消防部隊を中心として、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。 ２　災害現場の状況に応じては、必要により早期に機械力等を用いて迅速に救出活動を行うものとする。 ３・４　（略）	第３　救出の方法 １　救出に際しては、消防本部の消防部隊を中心として、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。 ２　災害現場の状況に応じては、必要により早期に機械力投入して迅速に救出活動を行うものとする。 ３・４　（略）

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>

第１４節　医療・助産

（略）

第１　（略）

第２　医療救護班の編成等

１　医療救護班の編成

（略）

⑴　山形市の機関

市立病院済生館は、同病院の医師等により医療救護班を編成するものとし、１班当たりの編成は原則次のとおりとする。

<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

⑵　（略）

２　（略）

第３　医療・助産の方法

１～３　（略）

４　傷病者等の搬送

患者の搬送は、山形市消防本部が行う。ただし、消防本部所有の救急車両が不足する場合は、隣接市町の消防機関の救急車両、災害対策本部が確保する車両により搬送する。これで不足する場合は、山形県、ＤＭＡＴ、自衛隊など関係機関に要請（自衛隊は山形県を通じて要請）し、関係機関が確保する車両により搬送する。

</td><td>

第１４節　医療・助産

（略）

第１　（略）

第２　医療救護班の編成等

１　医療救護班の編成

（略）

⑴　市の機関

市立病院済生館は、同病院の医師等により医療救護班を編成するものとし、１班あたりの編成は原則として次のとおりとする。

第３　医療・助産の方法

１～３　（略）

４　傷病者等の搬送

患者の搬送は、消防本部が行う。ただし、消防本部所有の救急車両が不足する場合は、隣接市町の消防機関の救急車両、市災害対策本部で確保する車両により搬送する。これで不足する場合は、山形県、ＤＭＡＴ、自衛隊など関係機関に要請（自衛隊は山形県を通じて要請）し、関係機関で確保する車両により搬送する。

</td></tr>
</table>

修正案	現計画
道路網の寸断等により、傷病者の搬送が速やかに実施されないときは、山形県、山形県警察本部及び自衛隊にヘリコプターを要請（自衛隊は山形県を通じて要請）する。これで不足する場合は、山形県を通じて各都道府県等のヘリコプター保有各種団体に要請（山形県を通じて）する。 第４　（略）	道路網の寸断等により、傷病者の搬送が速やかに実施されないときは、山形県、山形県警察本部及び自衛隊にヘリコプターを要請（自衛隊は山形県を通じて要請）する。これで不足する場合は、山形県を通じて各都道府県等のヘリコプター保有各種団体に要請（山形県を通じて）する。 第４　（略）

修正案	現計画
第１５節　保健・防疫 （略） 第１　保健活動 （略） １　巡回健康相談 （略） ⑴　巡回健康相談班の編成 保健師１名と事務職員１名を、最小の編成とする。 災害状況及び人員体制の状況に応じて、医師、看護師、栄養士、助産師等を加えた班編成とする。 ⑵　健康相談の実施 実施に当たっては、要配慮者の心身両面の健康状態と生活状況の把握に特段の配慮を行う。 ⑶　保健指導及び栄養指導 巡回健康相談の際は、健康被害を予防する観点により、適時、保健指導及び栄養指導等を実施する。 ２　保健・医療・福祉等サービス提供の調整 巡回健康相談の結果等により、医療、施設入所、福祉等サービス及びメンタルケア等が提供されるよう、関係者又は関係機関等の調整を行う。	第１５節　保健・防疫 （略） 第１　保健活動 （略） １　巡回健康相談 （略） ⑴　巡回健康相談班の編成 保健師１名と事務職員１名を、最小の編成とする。 災害状況また人員体制の状況に応じて、医師、看護師、栄養士、助産師等を加えた班編成とする。 ⑵　健康相談の実施 実施にあたっては、高齢者、障がい者、在宅療養者、妊婦、乳幼児等の避難行動要支援者の心身両面の健康状態と生活状況の把握に特段の配慮を行う。 ⑶　保健指導及び栄養指導 巡回健康相談の際は、健康被害を予防する観点により、適時、保健指導また栄養指導等を実施する。 ２　保健・医療・福祉等サービス提供の調整 巡回健康相談の結果等により、医療、施設入所、福祉等サービス及びメンタルケア等が提供されるよう、関係者また関係機関等の調整を行う。

修正案	現計画
３　応援要請 山形市内において、災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合、市長は山形県知事に対し、山形ＤＷＡＴ（山形県災害派遣福祉チーム）等の派遣を要請する。 また、被害が甚大で、山形市が実施する保健活動では、人員、器材等に不足を生じる場合は、隣接市町、県、国及びその他関係機関の応援を要請するものとする。	３　その他必要な事項 被害が甚大で、市の実施する保健活動では人員、器材等に不足を生じる場合は、隣接市町、県、国及びその他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
第２　防疫活動 災害の状況により防疫対策の必要が生じたときは、山形市は、速やかに現地に職員を派遣し情報収集にあたるとともに、防疫活動を実施するものとする。 なお、防疫活動の実施にあたっては、県・村山保健所及び市医師会と緊密な連絡をとりながら行うものとする。 １　（略） ２　防疫指導・広報活動 市民及び施設に対して衛生の保持に関する指導を行い、市政記者クラブ等の協力やチラシの配布等により広報を行う。 ３　（略）	第２　防疫活動 災害の状況により防疫対策の必要が生じたときは、市は、速やかに現地に職員を派遣し情報収集にあたるとともに、防疫活動を実施するものとする。 なお、防疫活動の実施にあたっては、県、・村山保健所及び市医師会と緊密な連絡をとりながら行うものとする。 １　（略） ２　防疫指導・広報活動 市民及び施設に対して衛生の保持に関する指導を行い、報道機関協力やチラシ配布等により広報を行う。 ３　（略）

修正案	現計画
第１６節　遺体の捜索、安置、埋葬 （略） 第１　遺体の捜索 １　対　象 捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 ２　相談所の開設 災害対策本部又は現地本部に相談所を開設し、写真展示等の方法により身元確認に努め、遺族及び関係者の便宜を図るものとする。 ３・４　（略） 第２　（略） 第３　遺体の処理 １　（略） ２　遺体の一時安置 身元確認のため相当の時間を必要とする場合又は多数の遺体を短い期間で埋火葬できない場合においては、遺体を所定の場所に集めて一時安置するものとする。 ３～５　（略）	第１６節　遺体の捜索、安置、埋葬 （略） 第１　遺体の捜索 １　対　象 捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。 ２　相談所の開設 市の災害対策本部又は現地本部に相談所を開設し、写真展示等の方法により身元確認に努め、遺族及び関係者の便宜を図るものとする。 ３・４　（略） 第２　（略） 第３　遺体の処理 １　（略） ２　遺体の一時安置 身元確認のため相当の時間を必要とする場合、又は多数の遺体を短時日の間に埋火葬できない場合においては、遺体を所定の場所に集めて一時安置するものとする。 ３～５　（略）

修正案	現計画
第４　遺体の埋火葬 １　対　象 埋火葬は、災害により死亡した者について、その遺族の要請に基づき、埋火葬の許可証を受付した上で行うものとする。 ２　（略） 第５　遺体の処理、安置、埋、火葬の事務処理 災害時において、遺体の処理、安置、埋火葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。 １～９　（略） 10　埋火葬の日時 11　埋火葬を行った者の住所、氏名と死亡者の関係 12　埋火葬許可証の写し	第４　遺体の埋火葬 １　対　象 埋火葬は、災害により死亡した者について、その遺族の要請に基づき、埋火葬の許可証を受付したうえで行うものとする。 ２　（略） 第５　遺体の処理、安置、埋、火葬の事務処理 災害時において、遺体の処理、安置、埋、火葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。 １～９　（略） 10　埋、火葬の日時 11　埋、火葬を行った者の住所、氏名と死亡者の関係 12　埋、火葬許可証の写し

修正案	現計画
第１７節　住宅等の対策	第１７節　住宅等の対策
（略）	（略）
第１　応急仮設住宅 １　（略） ２　入居者の選定 次の要件の全部に該当する者について、市担当部課が調査の上、入居者を選定するものとするが、要配慮者のうち市が必要と認める者については、優先的に取り扱うものとする。 ⑴　災害により住宅が全壊、全焼又は流失した者 ⑵・⑶　（略） ３・４　（略） ５　供与する期間 応急仮設住宅の供与期間は、その建設工事が完了した日から２か年とする。	第１　応急仮設住宅 １　（略） ２　入居者の選定 次の要件の全部に該当する者について、市担当部課が調査のうえ、入居者を選定するものとするが、要配慮者のうち市が必要と認める者については、優先的に取扱うものとする。 ⑴　災害により住宅が全壊、全焼、流失した者 ⑵・⑶　（略） ３・４　（略） ５　供与する期間 応急仮設住宅の供与期間は、その建設工事が完了した日から２ヵ年とする。
第２　（略）	第２　（略）
第３　被災住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を実施する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、被災住宅の応急修理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合及び災害救助法が適用されない場合で、被災住宅の応急修理が必要と判断された場合は以下の内容で実施する。	第３　被災住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を実施する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、被災住宅の応急修理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合、並びに、災害救助法が適用されない場合で、被災住宅の応急修理が必要と判断された場合は以下の内容で実施する。

修正案	現計画
１　対　象 被災住宅の応急修理の対象となる者は、災害のために住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた者であって、次に該当する者とする。 ⑴・⑵　（略） ２　（略） ３　修理の方法 市担当部課 の対象者調査に基づき、市担当部課が設計の上、建設業者へ請け負わせて、災害が発生した日から「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」については１０日以内、「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」については３か月以内に完了するものとする。 第４　被災住宅、建築物に対しての調査・指導 １　被災住宅及び建築物の応急危険度の判定 市担当部課は、建築物の被災状況を把握し、必要に応じて別に定める「山形市応急危険度判定実施要領」に基づき、応急危険度判定を行うものとする。 応急危険度判定を要しない被災状況にあっては、二次災害を防止するために、以下の予防対策を必要に応じ実施するものとする。 ⑴　崖崩れ等による宅地等への二次災害防止のため、現地調査の上立入りを禁止する等の必要な措置を講ずるように指導する。 ⑵・⑶　（略） ２　被災住宅及び建築物の使用制限等 （略）	１　対　象 被災住宅の応急修理の対象となる者は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とする。 ⑴・⑵　（略） ２　（略） ３　修理の方法 市担当部課 の対象者調査に基づき、市担当部課が設計のうえ建設業者へ請け負わせて、災害が発生した日から、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」については１０日以内、「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」については３月以内に完了するものとする。 第４　被災住宅、建築物に対しての調査・指導 １　被災住宅、建築物の応急危険度判定 市担当部課は、建築物の被災状況を把握し、必要に応じて別に定める「山形市応急危険度判定実施要領」に基づき、応急危険度判定を行うものとする。 応急危険度判定を要しない被災状況にあっては、二次災害を防止するために、以下の予防対策を必要に応じ実施するものとする。 ⑴　がけ崩れ等による宅地等への二次災害防止のため、現地調査の上立ち入りを禁止する等の必要な措置を講ずるように指導する。 ⑵・⑶　（略） ２　被災住宅、建築物の使用制限等 （略）

修正案	現計画
３　被災住宅及び建築物の修理等の指導 市担当部課は、前２項の調査及び措置に基づき、修理及び補強方法等の相談所を設け、指導を行うものとする。	３　被災住宅、建築物の修理等の指導 市担当部課は、前２項の調査、措置に基づき、修理、補強方法等の相談所を設け、指導を行うものとする。

修正案	現計画
第１８節　文教対策	第１８節　文教対策
（略）	（略）
第１　災害時の応急対策 １　学校の動員体制 ⑴　在校時 学校長は、災害の規模、被害の程度を判断の上、学校災害対策本部を設置して万全の体制を整えるものとする。 ⑵　（略） ２　児童生徒の安全確保 学校長は、災害の状況により緊急避難の指示を行い、児童生徒の安全確保を図る。 児童生徒が負傷した場合は、医療機関へ搬送するとともに、保護者に連絡する。 多数の負傷者が生じたときは、医療救護班の派遣を依頼 して救護活動を行うものとする。 また、あらかじめ風水害等の災害が予測される時は、市教育委員会と協議の上、臨時休校の措置をとるものとする。 ３～５　（略） ６　市避難所の開設及び運営への協力 学校長は、その管理する学校に市避難所が開設される場合は、その開設及び運営に可能な範囲で協力するものとする。ただし、児童、生徒の安全確保及び安否確認並びに学校の再開に関する業務を優先するものとする。	第１　災害時の応急対策 １　学校の動員体制 ⑴　在校時 学校長は、災害の規模、被害の程度を判断のうえ、学校災害対策本部を設置して万全の体制を整えるものとする。 ⑵　（略） ２　児童生徒の安全確保 学校長は、災害の状況により緊急避難の指示を行い、児童生徒の安全確保を図る。 児童生徒が負傷した場合は、医療機関へ搬送するとともに、保護者に連絡する。 多数の負傷者が生じたときは、医療救護班の派遣を依頼 して救護活動を行うものとする。 また、あらかじめ風水害等の災害が予測される時は、市教育委員会と協議のうえ、臨時休校の措置をとるものとする。 ３～５　（略） ６　市避難所の開設及び運営への協力 学校長は、その管理する学校に市避難所が開設される場合は、その開設及び運営に可能な範囲で協力するものとする。ただし、児童、生徒若しくは学生の安全確保若しくは安否確認又は学校の再開に関する業務を優先するものとする。

修正案	現計画
第２　応急教育 １　教職員の確保 授業の再開に当たって教職員が不足する場合、教育長は、市内の学校間を調整して教職員を確保する。市立小中学校間での調整による教職員の確保が困難なときは、県教育委員会へ教職員の派遣を要請するものとする。 ２　授業の再開 学校長は、施設の復旧、教職員の確保、登校可能の児童生徒の状況を勘案して早急に授業を再開する。状況によっては、公民館若しくは他校の校舎の借用又は臨時学級編成により授業を行うものとする。 ３　学校給食 （略） ⑴・⑵　（略） ⑶　給食に必要な物資の調達が困難なとき。 ⑷　（略） 第３　学用品の支給 １　対　象 災害により住家に被害を受けて、学用品を紛失又はき損し、就学に支障を生じた児童生徒。 ２・３　（略） 第４　文化財の保護 １　具体的対策 ⑴　（略） ⑵　搬出可能な文化財対策 指定文化財ごとに、その性質、保全の知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により定められた避難場所に搬出する。 ２　（略）	第２　応急教育 １　教職員の確保 授業の再開にあたって教職員が不足する場合、教育長は、市内の学校間を調整して教職員を確保する。教育長による教職員の確保が困難なときは、県教育委員会へ教職員の派遣を要請するものとする。 ２　授業の再開 学校長は、施設の復旧、教職員の確保、登校可能の児童生徒の状況を勘案して早急に授業を再開する。状況によっては、公民館や他校校舎の借用、又は臨時学級編成により授業を行うものとする。 ３　学校給食 （略） ⑴・⑵　（略） ⑶　給食物資の調達が困難なとき。 ⑷　（略） 第３　学用品の支給 １　対　象 災害により住家に被害を受けて、学用品を紛失又はき損し、就学に支障を生じた小・中学生に、速やかに支給する。 ２・３　（略） 第４　文化財の保護 １　具体的対策 ⑴　（略） ⑵　搬出可能な文化財対策 各指定文化財ごとに、その性質、保全の知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により定められた避難場所に搬出する。 ２　（略）

修正案

第１９節　労務の供給

（略）

第１　労務者の確保

１　確保の方法

山形市は、山形公共職業安定所を通じて労務者の雇用を図るものとする。急を要する場合は、建設業者等 の協力を得て労務者を確保するものとする。

２　（略）

第２　技術者の従事命令等

１・２　（略）

３　命令の種類と執行者

⑴　法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は次のとおり。

<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">（略）</td><td rowspan="5">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

現計画

第１９節　労務の供給

（略）

第１　労務者の確保

１　確保の方法

市は、山形公共職業安定所を通じて労務者の雇用を図るものとする。急を要する場合は、建設業者等 の協力を得て労務者を確保するものとする。

２　（略）

第２　技術者の従事命令等

１・２　（略）

３　命令の種類と執行者

⑴　法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。

<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">（略）</td><td rowspan="5">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

修正案	現計画
⑵　災害対策基本法第７３条第１項の規定により、山形市内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により山形市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって同法第６５条第１項の規定による従事命令を行う。 ⑶　災害対策基本法第７８条の２第１項の規定により、山形市内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により山形市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって同法第６５条第１項の規定による従事命令を行う。 第３　（略）	⑵　災害対策基本法第７３条第１項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって同法第６５条第１項の規定による従事命令を行う。 ⑶　災害対策基本法第７８条の２第１項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって同法第６５条第１項の規定による従事命令を行う。

修正案	現計画
第２０節　応急輸送	第２０節　応急輸送
（略）	（略）
第１　輸送車両の調達 山形市の担当部課等は、市有車両で不足する場合、次により車両を借上げるものとする。 １～５　（略）	第１　輸送車両の調達 市担当部課等は、市有車両で不足する場合、次により車両を借上げるものとする。 １～５　（略）
第２　（略）	第２　（略）
第３　輸送の方法 １　車両による輸送 山形市の担当部課等は、各部の配車の要求を取りまとめ、市有車両及び借上げ車両を手配して配車するものとする。通行規制時における緊急車両の通行は、本章第 29 節［交通対策］に定めるところによる。 ２・３　（略）	第３　輸送の方法 １　車両による輸送 市担当部課等は、各部の配車の要求を取りまとめ、市有車両及び借上げ車両を手配して配車するものとする。通行規制時における緊急車両の通行は、本章第 29 節［交通対策］に定めるところによる。 ２・３　（略）
第４　（略）	第４　（略）

修正案	現計画
第２１節　清　　掃	第２１節　清　　掃
（略）	（略）
第１　ごみの収集及び処理 災害時のごみは、避難生活から生じる「生活ごみ」と建築物が被災することにより生じる片づけごみや木くずや、コンクリートがら等（「以下「災害廃棄物」という。」）となるが、各ごみの対応は、次のとおりとする。 １・２　（略） ３　市民への周知 円滑な災害廃棄物処理を進めるため、平時から、災害時のごみの分別方法や排出場所、災害に便乗した不法投棄の禁止等について広報・啓発を行う。 災害時においては、テレビ、ラジオ、インターネット、山形市ごみ分別アプリ「さんあ～る」、広報車、避難所の掲示板等を活用して周知する。 ４　（略）	第１　ごみの収集及び処理 災害時のごみは、一般市民及び避難所における生活活動から生じる「生活ごみ」と建築物が被災することにより生じる片づけごみや残材（「以下「災害廃棄物」という。」に大別できるが、各ごみの対応は、次のとおりとする。 １・２　（略） ３　市民への周知 円滑な災害廃棄物処理を進めるため、平時から、災害時のごみの分別方法や排出場所、災害に便乗した不法投棄の禁止等について広報・啓発を行う。 災害時においては、マスコミ、インターネット、広報車、避難所の掲示板等を活用して周知する。 ４　（略）
第２　し尿の収集及び処理 １　収集処理計画の作成 被災地域やし尿処理施設の状況を調査し、速やかに収集・処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集・処理体制の確保を図る。 計画を策定するに当たっては、可能な限り、平時における収集・処理体制の維持に努める。	第２　し尿の収集及び処理 １　収集処理計画の作成 被災地域やし尿処理施設の状況を調査し、すみやかに収集・処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集・処理体制の確保を図る。 計画を策定するに当たっては、可能な限り、平時における収集・処理体制の維持に努める。

修正案	現計画
２　仮設トイレの設置 山形市災害廃棄物処理計画に基づき、市避難所に仮設トイレを設置する。 ３　（略） 第３　処理施設の応急復旧対策 廃棄物処理施設が被災した場合は、可能な限り廃棄物の受入れを継続しながら、次により、速やかな復旧を図る。 １～３　（略）	２　仮設トイレの設置 山形市災害廃棄物処理計画に基づき市避難所に、仮設トイレを設置する。 ３　（略） 第３　処理施設の応急復旧対策 廃棄物処理施設が被災した場合は、可能な限り廃棄物の受入を継続しながら、次により、速やかな復旧を図る。 １～３　（略）

修正案	現計画
第２２節　障害物の除去 （略） 第１　道路・河川の障害物除去の優先場所 災害応急対策を速やかに実施する観点から、被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線（緊急輸送ルート）については、道路・河川の障害物除去を、優先的に実施するものとする。 なお、具体的優先場所については、山形警察署及び各関係機関と協議を行い、選定するものとする。 第２　道路・河川障害物の除去 １　市管理の道路、河川の障害物 市管理の道路、河川については、山形市が除去を実施するが、障害物の状況に応じて、建設業者等の協力を得て迅速に除去するものとする。 ２　国、県管理の道路、河川の障害物 国、県管理の道路、河川の障害物については、それぞれの管理区分により速やかに除去することとなるが、早急に除去が必要な道路、河川については、山形市は国及び県に対し速やかな除去の実施を要請するものとする。 ３　私　道 私道における障害物の除去は、市民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で市民より要請があったときは、山形市が業者をあっせんするものとする。 第３　住宅障害物の除去 １　（略） ２　除去の方法 山形市は、対象となる世帯を調査し、土木業者等に依頼して最小限度の範囲で、災害発生の日から１０日以内に除去を実施するものとする。	第２２節　障害物の除去 （略） 第１　道路・河川の障害物除去の優先場所 災害応急対策を速やかに実施する上から、被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線（緊急輸送ルート）については、道路・河川の障害物除去を、優先的に実施するものとする。 なお、具体的優先場所については、山形警察署及び各関係機関と協議を行い、選定するものとする。 第２　道路・河川障害物の除去 １　市管理の道路、河川の障害物 市管理の道路、河川については、市が除去を実施するが、障害物の状況に応じて、建設業者等の協力を得て迅速に除去するものとする。 ２　国、県管理の道路、河川の障害物 国、県管理の道路、河川の障害物については、それぞれの管理区分により速やかに除去することとなるが、早急に除去が必要な道路、河川については、市は国及び県に対し速やかな除去の実施を要請するものとする。 ３　私　道 私道における障害物の除去は、市民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で市民より要請があったときは、市において業者をあっせんするものとする。 第３　住宅障害物の除去 １　（略） ２　除去の方法 市は、対象となる世帯を調査し、土木業者等に依頼して最小限度の範囲で、災害発生の日から１０日以内に除去を実施するものとする。

修正案	現計画
第２３節　消　　防	第２３節　消　　防
本節は、山形市の消防機関を主体として、消防及び防災活動の万全を期すための計画である。	本節は、市の消防機関を主体として、消防及び防災活動の万全を期すための計画である。
第１　消防組織 火災その他の災害が発生した場合、山形市が別に策定する山形市消防計画に定める消防組織及び部隊編成により、総力をあげて対処するものとする。	第１　消防組織 火災その他の災害が発生した場合、市が別に策定する山形市消防計画に定める消防組織及び部隊編成により、総力をあげて対処するものとする。
第２　火災警報の発令、伝達 １　火災警報発令 気象状況が火災にとって警戒を要する状況で、山形市火災予防規則に定める発令基準に達し、かつ、市長が火災の予防上危険な状態であると認めるときは、火災警報を発令して警戒にあたるものとする。 ２　（略）	第２　火災警報の発令、伝達 １　火災警報発令 気象状況が火災にとって警戒を要する状況で、山形市消防計画に定める発令基準に達し、かつ市長が火災の予防上危険な状態であると認めるときは、火災警報を発令して警戒にあたるものとする。 ２　（略）
第３　情報計画 火災その他の災害発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な措置を講ずるため、山形市消防計画に定めるところにより、災害情報を収集し、伝達するものとする。 また、関係機関に対する報告及び連絡並びに広報については、山形市消防計画に定めるところにより実施する。	第３　情報計画 火災、その他の災害発生状況を迅速、的確に把握し、適切な措置を講ずるため、山形市消防計画に定めるところにより、災害情報を収集し、伝達するものとする。 また、関係機関に対する報告及び連絡並びに広報については、山形市消防計画に定めるところにより実施する。

修正案	現計画
第４　火災警防計画 １　（略） ２　火災防御計画 （略） ⑴　火災防御 火災防御は、覚知から現場引揚げに至るまでであり、防御活動に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ア～ウ　（略） ⑵　（略） 第５　（略） 第６　相互応援協力体制 火災その他の災害時の予防鎮圧に万全を期すために、各関係機関と協定等を結び相互応援協力体制を確立する。協定の締結の現況は、山形市消防計画による。	第４　火災警防計画 １　（略） ２　火災防御計画 （略） ⑴　火災防御 火災防御は、覚知から現場引揚げに至るまでであり、防御活動にあたっては、次の事項に留意するものとする。 ア～ウ　（略） ⑵　（略） 第５　（略） 第６　相互応援協力体制 火災、その他の災害時の予防鎮圧に万全を期すために、各関係機関と協定等を結び相互応援協力体制を確立する。締結現況は、山形市消防計画による。

修正案	現計画
第２５節　火山災害対策	第２５節　火山災害対策
（略）	（略）
第１　噴火警報「噴火警戒レベル２（火口周辺規制）」の発表に伴う対応 １・２　（略） ３　噴火警報及び避難指示等の周知 ⑴　市民、登山者及び観光客等への周知 ア　市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 （ア）～（キ）　（略） （ク）テレビ・ラジオ（市政記者クラブ等を通じた情報提供） （ケ）～（ス）　（略） イ　（略） ⑵　関係者及び関係機関等への周知 山形市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。 ４・５　（略）	第１　噴火警報「噴火警戒レベル２（火口周辺規制）」の発表に伴う対応 １・２　（略） ３　噴火警報及び避難指示等の周知 ⑴　市民、登山者及び観光客等への周知 ア　市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 （ア）～（キ）　（略） （ク）テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供） （ケ）～（ス）　（略） イ　（略） ⑵　関係者、関係機関等への周知 市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。 ４・５　（略）
第２　噴火警報「噴火警戒レベル３（入山規制）」の発表に伴う対応 １　警戒事象等及び想定される防災対応 ⑴　警戒事象及び警戒範囲	第２　噴火警報「噴火警戒レベル３（入山規制）」の発表に伴う対応 １　警戒事象等及び想定される防災対応 ⑴　警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火口周辺の広い範囲まで影響を及ぼす噴火又は若しくは、融雪型火山泥流が予想されない噴火が発生した場合	
警戒範囲	（略）	（略）
	（略）	（略）

警戒事象	火口周辺の広い範囲まで影響を及ぼす噴火、若しくは、融雪型火山泥流が予想されない噴火が発生した場合	
警戒範囲	（略）	（略）
	（略）	（略）

修正案	現計画
⑵　（略） ２　（略） ３　噴火警報及び避難指示等の周知 ⑴　市民、登山者及び観光客等への周知 ア　市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 （ア）～（キ）　（略） （ク）テレビ・ラジオ（市政記者クラブ等を通じた情報提供） （ケ）～（ス）　（略） イ・ウ　（略） ⑵　関係者及び関係機関等への周知 山形市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発表について連絡する。 ４　施設の閉鎖 ⑴　（略） ⑵　対応策 ア　（略） イ　山形大学蔵王山寮 山形市は、山形大学蔵王山寮に施設の閉鎖について連絡し、施設管理者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じた上で、施設を閉鎖する。 ウ　蔵王ロープウェイ山頂線並びに付随する施設及び夏山リフト 当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーからの警報の周知及び避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じた上で施設を閉鎖する。	⑵　（略） ２　（略） ３　噴火警報及び避難指示等の周知 ⑴　市民、登山者及び観光客等への周知 ア　市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 （ア）～（キ）　（略） （ク）テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供） （ケ）～（ス）　（略） イ・ウ　（略） ⑵　関係者、関係機関等への周知 市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発表について連絡する。 ４　施設の閉鎖 ⑴　（略） ⑵　対応策 ア　（略） イ　山形大学蔵王山寮 市は、山形大学蔵王山寮に施設の閉鎖について連絡し、施設管理者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。 ウ　蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設及び夏山リフト 当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーからの警報の周知及び避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>エ　（略）
５　道路の閉鎖等（エコーライン開通期のみ）
⑴　（略）
⑵　対応策
山形市は、蔵王ラインからの入口をバリケード等で閉鎖する。
６　（略）
７　観光客等の避難対策
山形市は、噴火警報の発表後において帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。
また、索道事業者及びスキーパトロール隊は、エコーライン閉鎖期に噴火警報が発表された場合は、蔵王山火山防災対策に基づき、ゲレンデ内のスキー客等の避難誘導等必要な対応を講じる。

第３　噴火警報「噴火警戒レベル４（高齢者等避難）」の発表に伴う対応
１　警戒事象等及び想定される防災対応
⑴　警戒事象及び警戒範囲
<table><tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>※火山活動の状況に応じて噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。
※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、「蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画」において定める。</td><td>エ　（略）
５　道路の閉鎖等（エコーライン開通期のみ）
⑴　（略）
⑵　対応策
市は、蔵王ラインからの入口をバリケード等で閉鎖する。
６　（略）
７　観光客等の避難対策
市は、噴火警報の発表後において帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。
また、索道事業者及びスキーパトロール隊は、エコーライン閉鎖期に噴火警報が発表された場合は、蔵王山火山防災対策に基づき、ゲレンデ内のスキー客等の避難誘導等必要な対応を講じる。

第３　噴火警報「噴火警戒レベル４（高齢者等避難）」の発表に伴う対応
１　警戒事象等及び想定される防災対応
⑴　警戒事象及び警戒範囲
<table><tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>※火山活動の状況に応じて噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。
※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現計画</th></tr>
<tr><td>
⑵　（略）

２　融雪型火山泥流に係る対応策

⑴　（略）

⑵　噴火警報及び避難指示等の周知

ア　市民、登山者及び観光客等への周知

山形市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

（ア）～（ケ）　（略）

（コ）テレビ・ラジオ（市政記者クラブ等を通じた情報提供）

（サ）・（シ）　（略）

イ　関係者、関係機関等への周知

山形市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。

⑶　避難場所等の開設

山形市は、避難指示等の発令に伴い、次の表に定める施設に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区に防災支部を開設する。
<table>
<tr><th>地区の名称</th><th>施設の名称</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">南山形地区</td><td>第九中学校</td><td>防災支部を併設</td></tr>
<tr><td>みはらしの丘小学校</td><td></td></tr>
<tr><td>東北文教大学</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">蔵王地区</td><td>蔵王コミュニティセンター</td><td>防災支部を併設</td></tr>
<tr><td>蔵王第一小学校</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
⑵　（略）

２　融雪型火山泥流に係る対応策

⑴　（略）

⑵　噴火警報及び避難指示等の周知

ア　市民、登山者及び観光客等への周知

市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

（ア）～（ケ）　（略）

（コ）テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）

（サ）・（シ）　（略）

イ　関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。

⑶　避難場所等の開設

市は、避難指示等の発令に伴い、次の表に定める施設に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区に防災支部を開設する。
<table>
<tr><th>地区の名称</th><th>施設の名称</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">南山形地区</td><td>第九中学校</td><td>防災支部を併設</td></tr>
<tr><td>みはらしの丘小学校</td><td></td></tr>
<tr><td>東北文教大学</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">蔵王地区</td><td>蔵王コミュニティセンター</td><td>防災支部を併設</td></tr>
<tr><td>蔵王第一小学校</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

修正案	現計画

	蔵王第一中学校	
	桜田小学校	
滝山地区	元木公民館	※
南原地区	南沼原コミュニティセンター	防災支部を併設
	南沼原小学校	
	第十中学校	
本沢地区	本沢コミュニティセンター	防災支部を併設

※滝山地区は居住地域の避難単位に含まれてはいないが、蔵王地区の警戒範囲に近接していることから、市避難所を開設する。ただし、滝山地区の防災支部は開設せず、蔵王地区の防災支部の管轄に入るものとする。

⑷　その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、山形市が別に定める「蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画」による。

⑸　道路の閉鎖等

ア　（略）

イ　対応策

山形市は、融雪型火山泥流のよる道路冠水のおそれのある区間について、必要な範囲においてバリケードを設置して閉鎖し、警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置する。

３　（略）

	蔵王第一中学校	
	桜田小学校	
滝山地区	元木公民館	※
南原地区	南沼原コミュニティセンター	防災支部を併設
	南沼原小学校	
	第十中学校	
本沢地区	本沢コミュニティセンター	防災支部を併設

※元木公民館は滝山地区に位置するが、蔵王地区の警戒範囲に近接していることから、市避難所を開設する。

⑷　その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

⑸　道路の閉鎖等

ア　（略）

イ　対応策

市は、融雪型火山泥流のよる道路冠水のおそれのある区間について、必要な範囲においてバリケードを設置して閉鎖し、警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置する。

３　（略）

修正案

第４　噴火警報「噴火警戒レベル５（避難）」の発表に伴う対応

１　警戒事象等及び想定される防災対応

⑴　警戒事象及び警戒範囲

（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、山形市が別に定める「蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画」において定める。

２　融雪型火山泥流に係る対応策

⑴～⑶　（略）

⑷　施設の閉鎖

ア　（略）

イ　対応策

施設管理者は、蔵王山火山防災対策及び山形市が別に定める「蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画」に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じた上で、施設を閉鎖する。

⑸　その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、山形市が別に定める「蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画」による。

⑹　（略）

現計画

第４　噴火警報「噴火警戒レベル５（避難）」の発表に伴う対応

１　警戒事象等及び想定される防災対応

⑴　警戒事象及び警戒範囲

（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

２　融雪型火山泥流に係る対応策

⑴～⑶　（略）

⑷　施設の閉鎖

ア　（略）

イ　対応策

施設管理者は、蔵王山火山防災対策及び山形市が別に定める避難計画に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

⑸　その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

⑹　（略）

修正案	現計画
３　（略） 第５　降灰後の降雨による土石流への対応 １　警戒事象等及び想定される防災対応 ⑴　警戒事象及び警戒範囲 （略）　（略） （略）　（略）　（略） ※警戒範囲の詳細は、山形市が別に定める「蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画」において定める。 ２　避難指示等の発令 ⑴　高齢者等避難の発令 山形市は、大雨警報（土砂災害）の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して高齢者等避難を発令する。 ⑵　避難指示の発令 山形市は、土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合、あるいは土石流の発生が確認された場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して避難指示を発令する。 ３　避難指示等の周知 ⑴　市民、登山者及び観光客等への周知 ア　山形市は、次の手段により、避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 （ア）～（キ）　（略） （ク）テレビ・ラジオ（市政記者クラブ等を通じた情報提供） （ケ）～（ス）　（略）	３　（略） 第５　降灰後の降雨による土石流への対応 １　警戒事象等及び想定される防災対応 ⑴　警戒事象及び警戒範囲 （略）　（略） （略）　（略）　（略） ※警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。 ２　避難指示等の発令 ⑴　高齢者等避難の発令 市は、大雨警報（土砂災害）の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して高齢者等避難を発令する。 ⑵　避難指示の発令 市は、土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合、あるいは土石流の発生が確認された場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して避難指示を発令する。 ３　避難指示等の周知 ⑴　市民、登山者及び観光客等への周知 ア　市は、次の手段により、避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 （ア）～（キ）　（略） （ク）テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供） （ケ）～（ス）　（略）

修正案	現計画
イ・ウ　（略） ⑵　関係者、関係機関等への周知 山形市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ避難指示等の発令について連絡する。 ４　避難場所等の開設 山形市は、避難指示等の発令に伴い、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、同施設に防災支部を開設する。 なお、土石流又はその前兆現象が既に発生している場合において、蔵王第三小学校・第二中学校に避難することが危険となる区域の市民等のために、一時避難場所として蔵王アストリアホテルを活用する。 ５　施設の閉鎖 ⑴　（略） ⑵　対応策 ア　蔵王ロープウェイ山麓駅 当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーから避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じた上で施設を閉鎖する。 イ　蔵王山火山防災対策に定める宿泊施設、レストハウス等 当該施設を管理する者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じた上で施設を閉鎖する。 ６　観光客等の避難対策 山形市は、土石流又はその前兆現象の発生に伴い帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。	イ・ウ　（略） ⑵　関係者、関係機関等への周知 市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ避難指示等の発令について連絡する。 ４　避難場所等の開設 市は、避難指示等の発令に伴い、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、同施設に防災支部を開設する。 なお、土石流又はその前兆現象が既に発生している場合において、蔵王第三小学校・第二中学校に避難することが危険となる区域の市民等のために、一時避難場所として蔵王アストリアホテルを活用する。 ５　施設の閉鎖 ⑴　（略） ⑵　対応策 ア　蔵王ロープウェイ山麓駅 当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーから避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。 イ　蔵王山火山防災対策に定める宿泊施設、レストハウス等 当該施設を管理する者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。 ６　観光客等の避難対策 市は、土石流又はその前兆現象の発生に伴い帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。

修正案	現計画
７　その他避難に関する事項 上記に定めるもののほか、降灰後の土石流に係る避難に関する事項は、「蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画」による。 第６　（略） 第７　その他 突発的な噴火の発生等この計画に定める事象以外の事象が発生した場合は、この計画に定める規定を準用するほか、山形市が、蔵王山火山防災協議会その他関係機関と連携した上で、必要な対応を講じるものとする。	７　その他避難に関する事項 上記に定めるもののほか、降灰後の土石流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。 第６　（略） 第７　その他 突発的な噴火の発生等この計画に定める事象以外の事象が発生した場合は、この計画に定める規定を準用するほか、市が、蔵王山火山防災協議会その他関係機関と連携したうえで、必要な対応を講じるものとする。

修正案	現計画
第２６節　道路・橋りょう対策 （略） 第１　情報の収集 道路、橋りょうの被害については、山形市担当部課等のパトロール車による現地調査のほか、市民からの通報、山形警察署等防災機関からの情報を収集するものとする。収集した道路、橋りょうの被害情報は、取りまとめのうえ道路網図に明示し、不通箇所の把握及び道路啓開の資料とする。 第２・第３　（略） 第４　道路・橋りょうの応急措置を優先する場所 （略） １～３　（略） 第５　（略）	第２６節　道路・橋りょう対策 （略） 第１　情報の収集 道路、橋りょうの被害については、市担当部課等のパトロール車による現地調査のほか、市民からの通報、山形警察署等防災機関からの情報を収集するものとする。収集した道路、橋りょうの被害情報は、取りまとめのうえ道路網図に明示し、不通箇所の把握及び道路啓開の資料とする。 第２・第３　（略） 第４　道路・橋りょう応急措置の優先場所 （略） １～３　（略）

修正案	現計画
第２７節　水道施設対策	第２７節　水道施設対策
（略）	（略）
第１　災害時の活動体制 １　動員体制 災害発生と同時に、山形市上下水道部が別に定める職員配備体制に基づき動員を行い、被害の規模及び場所等を確認して、職員の適切な配備を図るものとする。 ２　通信連絡 災害の状況により、電話回線の不通又は輻輳による通信困難が発生した場合、水道無線等による情報収集及び伝達を行うものとする。 ３　（略）	第１　災害時の活動体制 １　動員体制 災害発生と同時に、市の上下水道部が別に定める職員配備体制に基づき動員を行い、被害の規模及び場所等を確認して、職員の適切な配備を図るものとする。 ２　通信連絡 災害の状況によっては、電話が不通となったり混乱するため、水道無線による情報収集及び伝達を行うものとする。 ３　（略）
第２　施設の応急復旧 １　取水、導水、浄水施設 施設が被害を受けた場合は、総力をあげて配水機能の確保に当たるものとする。 ２　送・配水施設 被害状況、各浄水場の状態及び配水池容量等を考慮して、通水可能な管路を利用して給配水を行う。送水、配水施設の復旧にあたっては、各配水池までの管路を最優先とし、順次その重要度に従って実施するものとする。 ３　給水装置 給水管、給水装置の被害については、通水に支障があるもの、道路上への漏水で二次災害のおそれがあるもの等、順次その緊急度に応じて応急復旧を行うものとする。	第２　施設の応急復旧 １　取水、導水、浄水施設 施設が被害を受けた場合は、総力をあげて配水機能の確保にあたるものとする。 ２　送・配水施設 被害状況、各浄水場の状態及び配水池容量等を考慮して、通水可能な管路を利用して給配水を行う。送水、配水施設の復旧にあたっては、各配水池及び給水拠点までの管路を最優先とし、順次その重要度に従って実施するものとする。 ３　給水装置 給水管、給水装置の被害については、通水に支障があるもの、道路上への漏水で二次災害のおそれがあるもの等、順次その緊急度に応じ従って応急復旧を行うものとする。

修正案	現計画
４　復旧順位の決定 　各施設の復旧に当たっては、上記に記載する重要度及び緊急度によるほか、「第４章第２節 水道施設の復旧」に定める復旧順位を参考に決定する。	（新設）
第３　応急資機材 　給水用応急資機材及び作業用機器等の備蓄状況は、別編資料のとおりである。その他の配管用資材を除く応急資機材は、民間事業者の協力を得て調達するものとする。	第３　応急資器材 　給水用応急資器材及び作業用機器等の備蓄状況は、別編資料のとおりである。その他の配管用資材を除く応急資器材は、民間業者の協力を得て調達するものとする。
第４　他団体への応援要請 　被害の状況によっては、日本水道協会山形県支部との「災害時相互応援協定」、山形市管工事協同組合との「水道施設の災害に伴う応援協定書」及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会との「災害等緊急時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」の定めに基づき、職員派遣及び資機材等の応援を要請する。 　また、必要に応じてその他の関係機関及び協力団体等との連携により応援体制を確保し、迅速な復旧活動の実施を図るものとする。	第４　他団体への応援要請 　被害の状況によっては、日本水道協会東北地方支部の「災害時相互応援に関する協定書」、日本水道協会山形県支部の「災害時相互応援協定」及び山形市管工事協同組合の「水道施設の災害に伴う応援協定書」の定めに基づき、東北主要都市水道事業体、県内市町村水道事業体及び山形市管工事協同組合へ職員派遣及び資器材等の応援を要請し、速やかな応援復旧を図るものとする。
第５　（略）	第５　（略）

修正案	現計画
第２８節　下水道施設対策	第２８節　下水道施設対策
（略）	（略）
第１　（略）	第１　（略）
第２　施設の応急措置 処理施設が被害を受けた場合は、最低限必要な処理機能の確保に努めるものとする。 また、下水管渠の被害については、汚水及び雨水の通水に支障が生じないよう迅速な応急措置を講ずるものとし、枝線については、医療機関及び公共機関の復旧を優先に実施するものとする。 さらに、被害箇所及び危険箇所には、交通の安全を確保するための安全灯、防護柵等を設置するものとする。	第２　施設の応急措置 下水管渠の被害については、汚水及び雨水の通水に支障がないように迅速な応急措置を図る。枝線については、医療機関及び公共機関の復旧を優先に実施するものとする。また、被害箇所及び危険箇所には、交通安全のため安全灯、防護柵等を設置するものとする。
第３　応急資機材 管渠の応急措置用資材、潜水ポンプ等復旧に要する資機材は、リース業者及び土木業者に要請して確保するものとする。	第３　応急資器材 管渠の応急措置用資材、潜水ポンプ等復旧に要する資器材は、リース業者及び土木業者に要請して確保するものとする。
第４　他団体への応援要請 被害の状況によっては、北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議による他自治体への応援要請のほか公益社団法人日本下水道管路管理業協会との「災害時における下水道管路施設復旧支援に関する協定」及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会との「災害等緊急時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」に基づき、職員派遣及び資機材等の応援を要請する。 また、必要に応じてその他の関係機関及び協力団体等との連携により応援体制を確保し、迅速な復旧活動の実施を図るものとする。	第４　他団体への応援要請 被害の状況によっては、北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議による他自治体への応援要請、及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会との協定に基づく応援要請を行い、速やかな施設復旧を図るものとする。
第５　（略）	第５　（略）

修正案	現計画
第２９節　交通対策	第２９節　交通対策
（略）	（略）
第１　交通状況の把握 防災関係機関は、次により交通状況を把握し、相互に連絡するものとする。山形市の担当部課等は、連絡された情報を集計し、災害対策本部長へ提出するものとする。 １～４　（略）	第１　交通状況の把握 防災関係機関は、次により交通状況を把握し、相互に連絡するものとする。市担当部課等は、連絡された情報を集計し、災害対策本部長へ提出するものとする。 １～４　（略）
第２　（略）	第２　（略）
第３　道路管理者による車両の移動等 １　（略） ２　車両の移動等の実施 ⑴　（略） ⑵　山形県公安委員会による要請等 ア　山形県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、アの規定による命令又はイの規定による措置をとるべきことを要請する。 イ　（略）	第３　道路管理者による車両の移動等 １　（略） ２　車両の移動等の実施 ⑴　（略） ⑵　山形県公安委員会による要請等 ア　山形県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等をおこなうため必要があるときは、道路管理者に対し、アの規定による命令又はイの規定による措置をとるべきことを要請する。 イ　（略）
第４　緊急通行車両 １　（略）	第４　緊急通行車両 １　（略）

修正案	現計画
２　借上車両の届け出 　災害応急対策の実施において、市有車両の不足により借上車両を使用する場合、山形市の担当部課等は、山形県公安委員会に対し、直ちに緊急通行車両の届け出を行うものとする。 ３　（略） 第５　（略）	２　借上車両の届け出 　災害応急対策の実施において、市有車両の不足により借上車両を使用する場合、市担当部課等は、山形県公安委員会に対し、直ちに緊急通行車両の届け出を行うものとする。 ３　（略） 第５　（略）

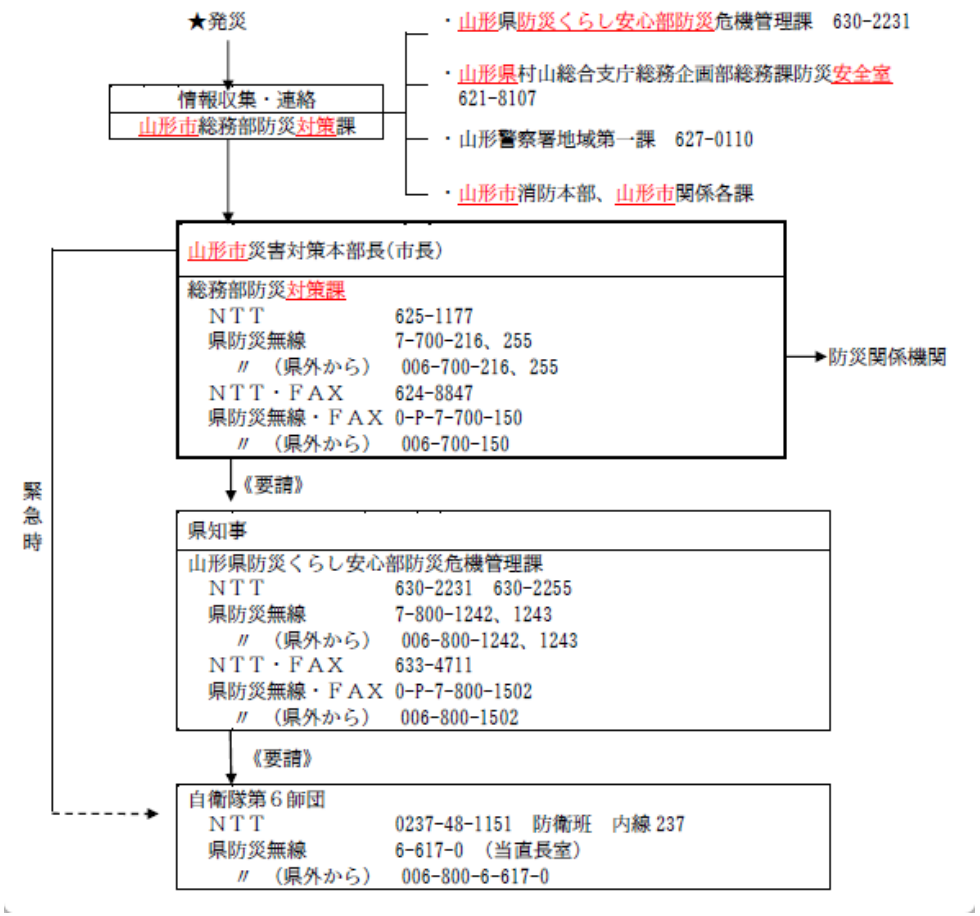
修正案	現計画
第３０節　相互応援 （略） 第１　自治体との相互協力 １　山形県の協定 山形県においては、災害における各県との応援体制を確立するため、平成７年に、北海道、東北６県、新潟県の８道県による「災害時相互応援協定」を、締結している。 したがって、山形県内が広域的に災害に見舞われ、近隣県の応援が必要と認めたときは、県を通じて他県への応援のあっせんを要請するものとする。 ２　山形市の協定 山形市においては、資料編に記載のとおり県内外各団体と、災害時における、各種応援協定を締結している。 したがって、本市が災害に見舞われ、県内外各団体の応援の必要性が生じた場合、各協定に規定する方法で、別に定める方法により応援を要請するものとする。 第２　（略） 第３　各団体からの応援の活動拠点 各団体からの応援の活動拠点は、山形市総合スポーツセンター 、国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王等とする。	第３０節　相互応援 （略） 第１　自治体との相互協力 １　山形県の協定 山形県においては、災害における各県との応援体制を確立するため、平成７年に、北海道、東北６県、新潟県の８道県による「災害時相互応援協定」を、締結している。 したがって、山形県内が広域的に災害に見舞われ、近隣県の応援が必要と認めたときは、県を通じ他県の応援のあっせんを要請するものとする。 ２　山形市の協定 本市においては、資料編に記載のとおり県内外各団体と、災害時における、各種応援協定を締結している。 したがって、本市が災害に見舞われ、県内外各団体の応援の必要性が生じた場合、各協定に規定する方法で、別に定める方法により応援を要請するものとする。 第２　（略） 第３　各団体からの応援の活動拠点 各団体からの応援の活動拠点は、山形市総合スポーツセンター 、国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王とする。

修正案	現計画
第３０－１節　広域避難者の受入れ （略） １　（略） ２　受入れを行う施設 ⑴　（略） ⑵　山形市総合スポーツセンターの受入れ人員を超える避難者の受入れについては、山形県及び関係機関との協議により決定する。 ３　避難者への配慮 ⑴　山形市は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元の市町村の求めにより避難者の避難先等の情報を避難元の市町村に提供する。 ⑵　山形市は、避難元の市町村及び都道府県の求めに応じて、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。 ⑶　山形市は、避難元の市町村及び都道府県に協力し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン及び交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努める。 ４　（略）	第３０－１節　広域避難者の受入れ （略） １　（略） ２　受入れを行う施設 ⑴　（略） ⑵　山形市総合スポーツセンターの受入れ人員を超える避難者の受入については、山形県及び関係機関との協議により決定する。 ３　避難者への配慮 ⑴　市は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元の市町村の求めにより避難者の避難先等の情報を避難元の市町村に提供する。 ⑵　市は、避難元の市町村及び都道府県の求めに応じて、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。 ⑶　市は、避難元の市町村及び都道府県に協力し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン及び交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努める。 ４　（略）

修正案	現計画
第３１節　自衛隊の派遣要請	第３１節　自衛隊の派遣要請
（略）	（略）
第１　派遣要請 市長（災害対策本部長）は、自衛隊の派遣による人命の救助等が必要であると認めたときは、次の事項を明記した文書をもって、自衛隊の派遣を知事に要請する。 なお、通信の途絶等により、県に対する災害派遣の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊第６師団に通知するものとする。 また、人命救助等で特に緊急を要する場合には、直接陸上自衛隊第６師団へ通報するとともに、知事に自衛隊の派遣を要請するものとする。 １～６　（略）	第１　派遣要請 市長（本部長）は、自衛隊の派遣による人命の救助等が必要であると認めたときは、次の事項を明記した文書をもって、自衛隊の派遣を知事に要請する。 なお、通信の途絶等により、県に対する災害派遣の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊第６師団に通知するものとする。 また、人命救助等で特に緊急を要する場合には、直接陸上自衛隊第６師団へ通報するとともに、知事に自衛隊の派遣を要請するものとする。 １～６　（略）
第２　（略）	第２　（略）
第３　派遣要請の代理者 自衛隊の派遣要請については、市長（災害対策本部長）が行う事項であるが、不在又は連絡が取れない場合、次の順序で事務を引き継ぐものとする。 １・２　（略）	第３　派遣要請の代理者 自衛隊の派遣要請については、市長（本部長）が行う事項であるが、不在または連絡が取れない場合、次の順序で、事務を引き継ぐものとする。 １・２　（略）
第４　（略）	第４　（略）

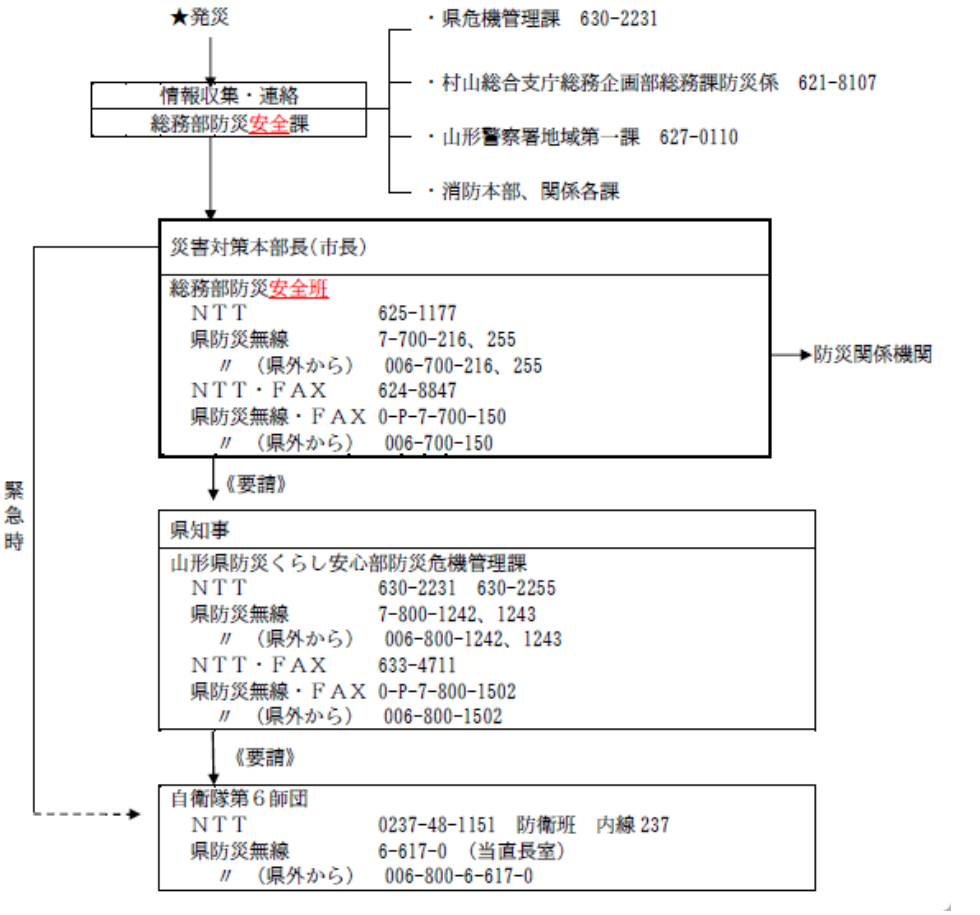
修正案

第５　派遣要請連絡系統図



現計画

第５　派遣要請連絡系統図



修正案	現計画
第６　自衛隊の自主派遣 　自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、地震災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。 　この場合は、自衛隊の連絡員等により速やかに知事経由又は直接市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。	第６　自衛隊の自主派遣 　自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、地震災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。 　この場合は、自衛隊の連絡員等により速やかに知事経由、または直接市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

修正案	現計画
第３２節　災害救助法による救助	第３２節　災害救助法による救助
（略）	（略）
第１　（略）	第１　（略）
第２　災害救助法の適用 １　基　準 災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので本市における適用基準は次のとおり。 ⑴　本市域内において、100 世帯以上の住家が滅失した場合。 ⑵　県域内において 1,500 以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本市域内において 50 以上の世帯の住家が滅失した場合。 ⑶　県域内において、7,000 以上の世帯の住家が滅失した場合。 （削る） ⑷　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。 ⑸　発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害であること。	第２　災害救助法の適用 １　基　準 災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので本市における適用基準は次のとおりである。（令和２年国勢調査時点） ⑴　本市域内において、100 世帯以上の住家が滅失したとき。 ⑵　被害が相当広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が 1,500 世帯以上あってかつ市内の滅失世帯数が 50 世帯に達したとき。 ⑶　被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が 7,000 世帯以上あって、かつ市内において多数の世帯の住家が滅失したとき。 ⑷　本市域内の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。 ア　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。 イ　多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

修正案	現計画
（削る）	ウ　時間的に同時に、又は相接近して二以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数が 100 世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。
（削る）	エ　当該災害前に、前各号に該当する被害を受け、その救助がまだ完了していないとき。
（削る）	オ　その他被害状況が、アからエまでに準ずる場合で救助を要する状態にあるとき
２　滅失世帯の算定 住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が１世帯で１世帯、半壊、半焼する等著しく破損した世帯が２世帯で１世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が３世帯で、１世帯とする。	２　滅失世帯の算定 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく破損した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した１世帯とみなす。
（削る）	被害世帯 / 算定 全壊、全焼、流失 / １　世帯 半壊、半焼 / １／２世帯 床上浸水、土砂のたい積 / １／３世帯
第３　災害救助法による救助	第３　災害救助法による救助
（略）	（略）
１　避難所及び応急仮設住宅の供与	１　避難所の設置、応急仮設住宅の建設
２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	２　炊き出し、その他による食品の供与及び飲料水の供給
３・４　（略）	３・４　（略）
５　被災者の救出	５　災害にかかった者の救出
６　福祉サービスの提供	（新設）
７　住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（被災した住宅の緊急修理）	（新設）

修正案	現計画
８　日常生活に必要な最小限度の部分の修理（応急修理）	６　災害にかかった住宅の応急修理
９　学用品の給与	７　学用品の供与
10　埋葬並びに死体の捜索及び処理	８　埋葬 ９　死体の捜索及び処理
11　障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）	10　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去
12　輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法による応急救助を実施するために必要な輸送及び賃金職員等）	11　応急救助のための輸送費及び人夫賃
13　実費弁償（災害救助法施行令第４条に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者等の日当等）	12　実費弁償
第４　（略）	第４　（略）
第５　応急救助の実施状況の報告 （略） １　災害対策本部の各部課等は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を総務部防災対策課に報告するものとする。 ２　防災対策課は、各部課等からの報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告するものとする。	第５　応急救助の実施状況の報告 （略） １　災害対策本部の各部及び各班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を総務部防災安全班に報告するものとする。 ２　防災安全班は、各部及び各班からの報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告するものとする。

修正案	現計画
第３３節　義援金品の配分	第３３節　義援金品の配分
本節は、山形市に寄託された義援金品の受付け及び配分を実施するための計画である。	本節は、市に寄託された義援金品の受付け及び配分を実施するための計画である。
第１　義援金品の受付 義援金品は、山形市総務部総務課及び担当部課等が受け付けし、寄託者には受領書を交付する。受け付けした義援金については、会計課に引き継ぎ、義援品については、市担当部課等に引き継ぐものとする。	第１　義援金品の受付 義援金品は、健康福祉部援護班が受付けし、寄託者には受領書を交付する。義援金については、その後会計班に引き継ぎ、義援品については、市担当部課等に引き継ぐものとする。 県や日本赤十字社山形県支部及びその他の団体から義援金品の送付があった場合も、同様とする。
第２　義援品の配分 義援品については、山形国際交流プラザに一時集積を行い、山形市の担当部課等が作成する生活必需品配分計画と照合の上、速やかに各市避難所及び市民に配分するものとする。	第２　義援品の配分 義援品については、山形国際交流プラザに一時集積を行い、市担当部課等が作成する生活必需品配分計画と照合のうえ、援護班は、速やかに各市避難所及び市民に配分するものとする。
第３　（略）	第３　（略）

修正案	現計画
第３４節　物的公用負担等の実施 本節は、災害が発生し、又は発生しようとする場合においては、応急措置を緊急に実施する必要があり、施設・土地・家屋又は物資を管理・使用若しくは収用するための計画である。 第１　応急公用負担等の権限 １・２　（略） ３　知事による代行 山形市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により山形市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。（災害対策基本法第７３条） ４　国の機関による代行 山形市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により山形市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。（災害対策基本法第７８条の２） 第２　（略）	第３４節　物的公用負担等の実施 本節は、災害が発生し、又は発生しようとする場合においては、応急措置を緊急に実施する必要があり、施設・土地・家屋または物資を管理・使用若しくは収用するための計画である。 第１　応急公用負担等の権限 １・２　（略） ３　知事による代行 市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。（災害対策基本法第７３条） ４　国の機関による代行 市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。（災害対策基本法第７８条の２） 第２　（略）

修正案	現計画
第３５節　原子力災害対策	第３５節　原子力災害対策
（略）	（略）
第１　情報収集及び情報伝達 隣接県の原子力施設にて事故が発生し、原災法第１５条第１項による原子力緊急事態宣言[5]が発出された場合は、国、山形県、原子力発電所所在道府県及び関係機関等と協力して、原子力災害に関する情報収集に努め、市民へ必要な行動を促すため情報伝達を行う。 また、情報伝達に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。	第１　情報収集及び情報伝達 隣接県の原子力施設にて事故が発生し、原災法第１５条第１項による原子力緊急事態宣言（注）が発出された場合は、国、山形県、原子力発電所所在道府県及び関係機関等と協力して、原子力災害に関する情報収集に努め、市民へ必要な行動を促すため情報伝達を行う。 また、情報伝達にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。 注　原子力緊急事態宣言とは、検出された放射線量が異常な水準の放射線の量として政令で定めるもの以上である場合又は原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合に、内閣総理大臣が行う関係区域・事故の概要・居住者等に対し周知すべき事項の公示をいう。
１　山形市が行う広報及び指示伝達 山形市は、市防災情報メールマガジン、市公式フェイスブック、市ホームページ等の様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民がとるべき行動に関する必要な事項の指示を伝達する。	１　市が行う広報及び指示伝達 市は、防災情報メールマガジン、公式フェイスブック、ホームページ等の様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民の行動に関する必要な事項の指示を行う。
[5] 原子力緊急事態宣言とは、検出された放射線量が異常な水準の放射線の量として政令で定めるもの以上である場合又は原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合に、内閣総理大臣が行う関係区域・事故の概要・居住者等に対し周知すべき事項の公示をいう。	

修正案	現計画
⑴～⑷　（略） ⑸　屋内退避、避難など市民がとるべき行動及び注意事項 ⑹　（略） ２　相談窓口の設置 山形市は、状況に応じて放射線に関する健康相談、水道水の安全等に関する相談、農林産物の生産等に関する相談等に関する必要な相談窓口を設置し、様々な相談・問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。 第２　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 山形市は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。 １　警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民への注意喚起 山形市は、原子力災害による本市への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。 ２　全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 山形市は、山形市内本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本市に対して原災法第１５条第３項の規定に基づく指示があったときは、市民に対して屋内退避等の指示を行う。	⑴～⑷　（略） ⑸　屋内退避、避難など市民の取るべき行動及び注意事項 ⑹　（略） ２　相談窓口の設置 市は、状況に応じて放射線に関する健康相談、水道水の安全等に関する相談、農林産物の生産等に関する相談等に関する必要な相談窓口を設置し、様々な相談・問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。 第２　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 市は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。 １　警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民への注意喚起 市は、原子力災害による本市への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。 ２　全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 市は、山形市内本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本市に対して原災法第１５条第３項の規定に基づく指示があった場合には、市民に対して屋内退避等の指示を行う。

修正案	現計画
なお、原子力緊急事態[6]が発生したときは、同項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとするとされている。	なお、原子力緊急事態（注）が発生した場合には、同項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。
複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。	複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
	注　原子力緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。
⑴　山形市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行った上で、市民に対して次の方法により屋内退避又は避難指示を伝達する。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。 ア～オ　（略） カ　山形市ＬＩＮＥ公式アカウント キ　（略） ク　テレビ・ラジオ（市政記者クラブ等を通じた情報提供） ケ・コ　（略）	⑴　市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、市民に対して次の方法により屋内退避又は避難指示を伝達する。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする ア～オ　（略） カ　山形市 LINE 公式アカウント キ　（略） ク　テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供） ケ・コ　（略）
[6] 原子力緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。	

修正案	現計画
(2)　（略）	(3)　（略）
３　（略）	３　（略）
第３　（略）	第３　（略）
第４　モニタリングの実施	第４　モニタリングの実施
市は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ[7]に基づく防護措置の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線の影響を把握するため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階からモニタリングを行う。	市は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ（注）に基づく防護措置の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線の影響を把握するため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階からモニタリングを行う。 注　ＯＩＬとは、原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルをいう。
１　緊急時における空間放射線モニタリング	１　緊急時における空間放射線モニタリング
(1)　空間放射線モニタリング	(1)　空間放射線モニタリング
山形市は、初期段階においてはＯＩＬによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階においてモニタリング機器によるモニタリングを開始する。	市は、初期段階においてはＯＩＬによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階においてモニタリング機器によるモニタリングを開始する。
――――――	
[7]　ＯＩＬとは、原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルをいう。	

修正案	現計画
⑵　放射性物質の検査 山形市は、空間放射線モニタリングの結果及び国の指示等を踏まえながら、水道水の放射性物質の検査等必要な検査を行う。 ２　結果の公表 モニタリングの結果については、市ホームページ等により公表を行うとともに、速やかに市政記者クラブ等にプレスリリースを行う。 第５　放射性物質対策の実施 １　（略） ２　浄水汚泥・下水道汚泥 ⑴　浄水汚泥又は下水道汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に定める基準値を超えた場合、市民へ周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めた上で、放射性物質汚染対策特措法（平成２３年法律第１１号）に準じて、処理、輸送、保管及び処分を行う。 ⑵　農業集落排水施設の管理者は、汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が放射性物質汚染対策特措法に定める基準値を超えた場合、市民に周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めた上で、放射性物質汚染対処特措法に基づき、処理、輸送、保管及び処分を行う。 ３　廃棄物等の適正な処理 山形市は、国や県等と連携し、放射性物質に汚染された溶融飛灰等の廃棄物が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。 ４・５　（略）	⑵　放射性物質の検査 市は、空間放射線モニタリングの結果及び国の指示等を踏まえながら、水道水の放射性物質の検査等必要な検査を行う。 ２　結果の公表 モニタリングの結果については、市のホームページ等により公表を行うとともに、速やかに報道機関にプレスリリースを行う。 第５　放射性物質対策の実施 １　（略） ２　浄水汚泥・下水道汚泥 ⑴　浄水汚泥又は下水道汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に定める基準値を超えた場合、市民へ周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めたうえ、放射性物質汚染対策特措法（平成２３年法律第１１号）に準じて、処理、輸送、保管及び処分を行う。 ⑵　農業集落排水施設の管理者は、汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が放射性物質汚染対策特措法に定める基準値を超えた場合、市民に周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めたうえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、処理、輸送、保管及び処分を行う。 ３　廃棄物等の適正な処理 山形市は、国や県等と連携し、放射性物質に汚染された溶融飛灰等の廃棄物が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。 ４・５　（略）

修正案	現計画
第１節　公共施設の復旧	第１節　公共施設の復旧
本節は、被災した山形市の公共施設の復旧を迅速かつ適正に実施するための計画である。	本節は、被災した市の公共施設の復旧を迅速かつ適正に実施するための計画である。
第１　土木施設の復旧 １　復旧の方法 復旧事業は、単に原形に復すのみではなく、災害予防のための施設の新設及び改良工事についても十分留意の上で実施するものとする。 ２　国及び県による復旧工事の代行 ３　復旧事業の種類 ⑴　河川復旧事業（負担法） ア　河川法が適用され、若しくは準用される河川又はその他の河川の復旧 イ　（略） ⑵・⑶　（略） ⑷　水道復旧事業（負担法） 水道法第３条第８項に規定する水道施設（同条第２項に規定する水道事業又は同条第４項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が５０人以上１００人以下である水道（同条第１項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設の復旧 ⑸・⑹　（略） ⑺　林道復旧事業（暫定法）	第１　土木施設の復旧 １　復旧の方法 復旧事業は、単に原形に復すのみではなく、災害予防のための施設の新設及び改良工事についても十分留意のうえ実施するものとする。 ２　国、県による復旧工事の代行 ３　復旧事業の種類 ⑴　河川復旧事業（負担法） ア　河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川の復旧 イ　（略） ⑵・⑶　（略） （新設） ⑷・⑸　（略） ⑹　林道復旧事業（暫定法）

修正案	現計画
⑻　農業用施設復旧事業（暫定法） （削る） ※　次の復旧事業は、国庫負担とならないので、市単独で実施することとなる。 ア～ク　（略） ケ　直高１ｍ未満の小堤、幅員２ｍ未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設（ただし、カ及びキは、維持管理上又は公益上特に必要と認められたものを除く。） 第２～第４　（略）	⑺　農業用施設復旧事業　（暫定法） 注１　（負担法）とは「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」に、（暫定法）とは「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく事業をいう。 注２　次の復旧事業は、国庫負担とならないので、市単独で実施することとなる。 ア～ク　（略） ケ　直高１ｍ未満の小堤、幅員２ｍ未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設（ただし、カとキは、維持管理上又は公益上特に必要と認められたものは除かれる。） 第２～第４　（略）

修正案	現計画
第２節　水道施設の復旧 （略） 第１・第２　（略） 第３　給水装置の復旧優先順位 （略） １　災害医療拠点 （資料編64-1山形県緊急輸送道路ネットワーク計画参照） ２　避難所 （削る） ３　（略）	第２節　水道施設の復旧 （略） 第１・第２　（略） 第３　給水装置の復旧優先順位 （略） １　負傷者の救護にあたる医療施設 ２　腎人工透析治療施設 ３　重症重度心身障がい児・者施設、特別養護老人ホーム等の施設 ４　（略）

修正案	現計画
第３節　被災者の生活安定対策	第３節　被災者の生活安定対策
（略）	（略）
第１　税の減免、徴収猶予 １～３　（略）	第１　税の減免、徴収猶予 １～３　（略）
第２　災害援護資金の貸付け １　山形市による災害援護資金の貸付け （略） (1)～(3)　（略） ２・３　（略） ４　住宅資金の貸付け 「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構が災害復興住宅資金を貸し付ける。	第２　災害援護資金の貸付け １　市による災害援護資金の貸付け （略） (1)～(3)　（略） ２・３　（略） ４　住宅資金の貸付け 「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構が災害復興住宅資金を貸付ける。
第３　（略）	第３　（略）
第４　被災者生活再建支援金の支給 １　被災者生活再建支援法による支援金被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）。	第４　被災者生活再建支援金の支給 １　被災者生活再建支援法による支援金被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）。

修正案	現計画
山形市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。	市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。
２　（略）	２　（略）
第５　その他の援助	第５　その他の援助
（削る）	１　郵便事業株式会社
日本郵便株式会社は、非常災害の場合で特別の措置が必要であると認めたときは、次の非常取扱いを実施する。	郵便事業株式会社は、非常災害の場合で特別の措置が必要であると認めたときは、次の非常取り扱いを実施する。
また、日本郵便株式会社は、災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。	
１～３　（略）	(1)～(3)　（略）
４　被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除	(4)　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
（削る）	２　郵便局株式会社
	郵便局株式会社は、災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

修正案	現計画
第４節　事業所への融資	第４節　事業所への融資
（略）	（略）
第１　融資計画 １　融資制度の周知 山形市は、災害により被害を受けた事業所等に対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図るものとする。 ２　融資の促進 事業所が各制度を利用しようとするときは、山形市は、被害の実情に応じて融資手続きの簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関等に働きかけるものとする。	第１　融資計画 １　融資制度の周知 市は、災害により被害を受けた事業所等に対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図るものとする。 ２　融資の促進 事業所が各制度を利用しようとするときは、市は、被害の実情に応じて融資手続きの簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関等に働きかけるものとする。
第２　（略）	第２　（略）
第３　中小企業関係融資の種類 １　復旧資金の融資 「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社商工組合中央金庫法」による貸付け ２・３　（略）	第３　中小企業関係融資の種類 １　復旧資金の融資 「中小企業金融公庫法」、「国民生活金融公庫法」及び「商工組合中央金庫法」による貸付け ２・３　（略）
第４　（略）	第４　（略）

修正案	現計画
第５節　激甚災害指定による復旧 （略） 第１　（略） 第２　激甚災害指定による援助の種類 １～５　（略） ６　その他の災害復旧事業 ⑴　河川、道路、公園・宅地等に堆積した多量の泥土、砂礫、樹木等の排除事業 ⑵　山形市が指定した場所に搬入された土砂の排除事業 ⑶・⑷　（略）	第５節　激甚災害指定による復旧 （略） 第１　（略） 第２　激甚災害指定による援助の種類 １～５　（略） ６　その他の災害復旧事業 ⑴　河川、道路、公園等に堆積した多量の泥土、砂礫、樹木等の排除事業 ⑵　市が指定した場所に搬入された土砂の排除事業 ⑶・⑷　（略）

修正案	現計画
第６節　原子力災害による制限措置等からの復旧 （略） 第１　（略） 第２　モニタリングの継続及び汚染の除去等 １　モニタリングの継続 原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を市ホームページ等により公表するとともに、速やかに市政記者クラブにプレスリリースを行う。 ２　（略） 第３　（略）	第６節　原子力災害による制限措置等からの復旧 （略） 第１　（略） 第２　モニタリングの継続及び汚染の除去等 １　モニタリングの継続 原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を市のホームページ等により公表するとともに、速やかに報道機関にプレスリリースを行う。 ２　（略） 第３　（略）